

堺市景観計画（改定案）に対するご意見を募集します

堺市では、良好な景観形成に向けた効果的な施策を実施するため、平成23年に堺市景観計画を策定しました。計画の策定から10年以上が経過したことから、上位計画等の見直しや社会情勢の変化などに対応するため、計画の見直しを行い、堺市景観計画（改定案）をとりまとめました。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき、同案に対する皆様のご意見を募集します。

1 募集期間

令和6年3月26日（火）～令和6年4月25日（木）

※郵送の場合は令和6年4月25日（木）消印有効

2 ご意見の提出方法

募集期間中に次のいずれかの方法でご提出ください。様式は自由です。

なお、口頭（電話等を含む。）では受け付けておりませんので、ご了承ください。

○郵送：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 都市景観室あて

○窓口持参：堺市役所 建築都市局 都市計画部 都市景観室（堺市役所高層館16階）

○ファックス：072-228-8468

○電子メール：tokan@city.sakai.lg.jp

○本市ホームページのパブリックコメント意見募集フォーム（電子申請システム）：

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/b7e844f7-462e-43d4-9865-b1003b119db2/start>

※令和6年3月26日（火）午前9時から公開します。

3 内容

○堺市景観計画（改定案）の概要

○堺市景観計画（改定案）

4 閲覧・配布場所

令和6年3月26日（火）から、市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー、堺市立各図書館、都市景観室（堺市役所高層館16階）で閲覧することができ、同所にて資料を無料配布します。また、堺市ホームページでも閲覧できます。

5 その他

- 提出されたご意見は、整理集約し、ご意見等に対する本市の考え方を市ホームページ等で一定期間公表します。
 - ・ご意見を提出された方の個人情報は公表いたしません。
 - ・ご意見を提出された方に対し、個別の回答はいたしません。
 - ・ご意見に基づき案を修正した場合、修正内容と理由を併せて公表します。
- 単に賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、ご意見の概要や本市の考え方をお示しできませんので、ご了承ください。
- 提出されたご意見のうち、個人や団体の利益を害するおそれのある情報については公表しません。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 都市計画部 都市景観室 電 話：072-228-7432 ファックス：072-228-8468
----------------------------	---

堺市景観計画

(改定案)

概要版

令和6年●月

■堺市景観計画改定の背景

本市では平成5年（1993年）に「堺市景観基本計画」を策定し、市民・事業者・行政が協力しながら良好な景観形成を進めてきました。平成16年（2004年）に景観法が制定され、より実効性を持った景観誘導を実施し、魅力ある景観形成を図るため、平成23年（2011年）に「堺市景観計画」を策定しました。平成27年（2015年）には、それまで「重点的に景観形成を図る地域」として位置付けていた百舌鳥古墳群周辺地域について、より一層古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めるため、「【別冊】堺市景観計画－百舌鳥古墳群周辺地域－」を策定しました。令和元年（2019年）には百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録され、この貴重な資産を適切に保存し、後世に引き継いでいくことが求められています。

景観計画策定以降、本市を取り巻く社会情勢や都市の状況は大きく変化しています。令和3年（2021年）に市政運営の大方針である堺市基本計画2025を策定し、また景観計画の運用においては、当初の策定から10年以上を経る中で、技術的な進歩やデザインのトレンド等への対応や景観形成について共通の認識を持つ難しさ等の課題も見られます。

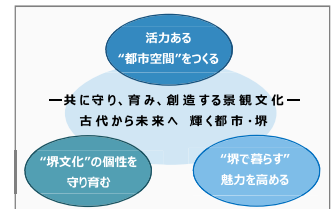
こうした状況を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、本市の都市像の実現に向け、更なる良好な景観形成をめざして景観計画を改定します。

■景観計画の区域

堺市全域を景観計画の区域とします。

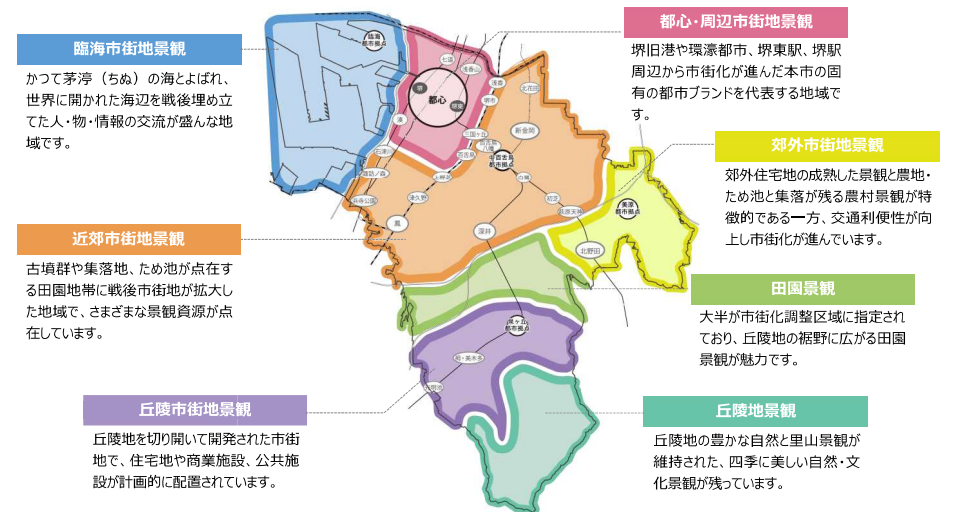
■景観形成の理念と基本方針

自然環境や長い歴史の中で培われてきた文化、伝統を映し出す鏡が景観です。古代から中世、近世、近代へと都市を拓いてきた先人たちが築き上げた堺の景観文化を共に守り育み、これらの資源と調和した新たな魅力ある景観を創造することで、風格ある堺らしい都市の魅力を高め、次代に継承することにより、地域と人がいきいきと輝く都市・堺をめざします。



■地域別景観形成方針

本市の景観は地形・自然、歴史、市街地形成の過程から、大きく7つの特徴ある地域に区分することができます。これらの地域ごとに景観特性を把握し、景観形成の方針を示します。



都心・周辺市街地景観

a 都心及び駅前の拠点の景観

【特性】
 -堺東駅前の商業・業務施設の集積による風格とにぎわいのある景観
 -堺駅前前の商業・業務施設の集積による明るくにぎわいのある景観
 -堺市駅前の市街地再開発事業や隣接する都市公園を含めた整った景観



①堺東駅前 ②堺駅前

b 都心周辺の特徴的な通り景観

【特性】
 -電線が地中化され、けやき並木が特徴的な大小路筋（大小路筋）
 -阪堺線や町家をはじめとするさまざまな景観資源が特徴的な大道筋
 -広幅員の道路にフェニックスが特徴的な国道26号（フェニックス通り）
 -けやき並木のトンネル沿いに落ち着いたまちなみが連なる今池三國ヶ丘線（けやき通り）
 -仁徳天皇陵古墳・大仙公園とつながる緑豊かな深井畑山宿院線（御陵通り）



③大小路筋(大小路筋)のまちなみ ④大道筋と阪堺線のまちなみ
⑤国道26号(フェニックス通り) ⑥今池三國ヶ丘線(けやき通り)

c 古墳及びその周辺の景観

【特性】 -低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑦仁徳天皇陵古墳 ⑧履中天皇陵古墳 ⑨深井畑山宿院線(御陵通り) ⑩大仙公園

d 環濠都市の歴史的なまちなみ景観

【特性】
 -環濠都市をほうふつとさせる内川、土居川の水辺空間
 -昔ながらの町割、建物が残るまちなみ
 -寺社の集積する寺町のまちなみ
 -阪堺線沿いに点在する町家のまちなみ
 -包丁、線香などの伝統産業が息づくまちなみ
 -紀州街道、竹内街道などの歴史的なまちなみ



⑪山口家住宅 ⑫環濠北部の歴史的なまちなみ
⑬紀州街道 ⑭土居川の水辺空間

e 暮らしと生産の場が共存する景観

【特性】
 -職住が一体となった生活感のあるまちなみ
 -工場緑化によるうるおいのあるまちなみ



⑮三宝地区の工場緑化 ⑯石津地区の工場のまちなみ

f 堺旧港・大和川の景観

【特性】
 -歴史を意識して整備された堺旧港
 -広大な水と緑を感じることができる大和川のオープンスペースの景観



⑰堺旧港 ⑱大和川の広がりある景観

景観形成の目標

古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造

【目標を実現するための方針】

- 多様な都市機能が集積している都心は都市ブランド力を高めるため、類いまれな歴史文化や都市機能を活用し、多様な主体を惹きつける本市の中心的拠点にふさわしいにぎわいの創出や風格のある景観とします。また、地域の拠点となる鉄道駅前においてはそれぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。
- 都心の軸となる大小路筋（大小路筋）や大道筋はウォークアブルなシンボリック空間の形成や交通結節点のにぎわい空間の創出、魅力的な夜間景観の形成などによる多様な人が集い交流する魅力あふれる景観とします。その他の幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やよまに配慮した秩序ある景観形成を図ります。
- 百舌鳥古墳群周辺地域は、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてもふさわしい景観とします。
- 堺環濠都市地域とその周辺は、歴史文化資源の保存や歴史的まちなみを保全しながらこれらと調和した風情が感じられる趣のある景観とします。
- 環濠都市の名残である内川・土居川と堺旧港周辺は、それぞれの水辺空間と緑を活用した景観とします。
- 工場と住宅が混在する地域では工場に周辺との調和に配慮したデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。
- 大和川周辺においては広大な水と緑のオープンスペースとの調和に配慮し、地域と水辺が一体となった魅力的な景観形成を図ります。
- 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
- 歴史的まちなみや建築物などの歴史文化資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

近郊市街地景観

a 駅前の拠点の景観

【特性】
 -駅前広場を中心とする整然とした中百舌鳥駅前の景観
 -新金岡駅前の商業施設を核とするにぎわいのある景観
 -都市機能の集積が進んだ深井駅前の景観
 -鳳駅前前の商業施設等を核とするにぎわいのある景観



①中百舌鳥駅前 ②新金岡駅前
③深井駅前 ④鳳駅前

b 幹線道路沿道の景観

【特性】
 -交通上の骨格を形成し、沿道に商業施設が立地する広幅員道路の大阪高石線（常磐浜寺線）、大阪中央環状線、堺狭山線（京北1号線）
 -沿道に商業施設が連なる国道310号

c 風格が宿る郊外住宅地の景観

【特性】
 -クロマツ、板桐、石積み、生垣、ゆとりある敷地などが特徴的なかつての別荘地の趣が残る浜寺、諏訪・森の郊外住宅地
 -緑豊かで落ち着いたまちなみの上野芝や初芝の郊外住宅地



⑥浜寺昭和町のまちなみ ⑦上野芝町のまちなみ ⑩菅池

d 古墳及びその周辺の景観

【特性】
 -低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる緑
 -静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑧ニサンザイ古墳

g 大規模な公園・緑地の景観

【特性】
 -豊かな緑とオープンスペースを有する大規模な公園・緑地の景観



⑭金岡公園 ⑯浜寺公園 ⑰大泉緑地



h 旧街道沿いの景観

【特性】
 -竹内街道や長尾街道、西高野街道などの旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ
 -旧街道沿いに、家原寺や大鳥大社などの由緒ある寺社が残るまちなみ



⑱石津川・工場と住宅のまちなみ ⑲長尾街道 ⑳西高野街道

f 田園景観

【特性】
 -市街地の中でも自然を感じさせる農地、ため池

⑩菅池

i 公的住宅団地が建ち並ぶ景観

【特性】
 -計画的に開発された公的住宅団地が整然と建ち並ぶまちなみ
 -成熟した住宅団地の緑豊かなまちなみ

⑯公的住宅団地のまちなみ

景観形成の目標

暮らしの中で歴史文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造

【目標を実現するための方針】

- 地域の拠点となる鉄道駅前においては、それぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。中百舌鳥都市拠点は、にぎわいや活力を感じられる駅前空間の創出を図り、インバウンド創出拠点にふさわしい景観とします。新金岡駅周辺では、豊かな緑やこのエリアの利便性を強みとしたにぎわいある景観とします。また、深井駅周辺は、多様な世代が集い交流する水質公園を新たな中区のシンボルとしたにぎわいある景観とします。
- 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やよまに配慮した秩序ある景観形成を図ります。
- 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。
- 百舌鳥古墳群周辺地域においては、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてもふさわしい景観とします。
- 工場と住宅が共存する地域では、工場に周辺との調和に配慮した開放的なイメージのデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。
- 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系・ため池といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
- 歴史的まちなみや建築物などの歴史資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

郊外市街地景観

a 緑豊かでゆとりある郊外住宅地の景観

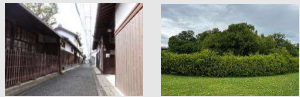
- 【特性】
- 濃厚で緑豊かな生垣、ゆとりある敷地などが特徴的な大美野の良好な住宅地の景観
- 計画的に整備されたさつき野の整った住宅地景観



①大美野の住宅地のまちなみ ②さつき野の住宅地のまちなみ

b 集落地の景観

- 【特性】
- 昔の集落や寺社が残る田園景観と調和した黒山のまちなみ
- 街道沿いに残るまちなみ



③黒山集落のまちなみ ④黒姫山古墳

c 田園景観

- 【特性】
- ため池・河川などの自然特性を有する田畑が広がる田園景観



⑤西除川沿いの景観

d 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 商業施設が建ち並び、にぎわいを感じられるまちなみ



⑥国道 309 号

e 拠点の景観

- 【特性】
- 洗練されたデザインを持つ美原都市拠点の景観
- 再開発が進み整った北野田駅周辺の景観



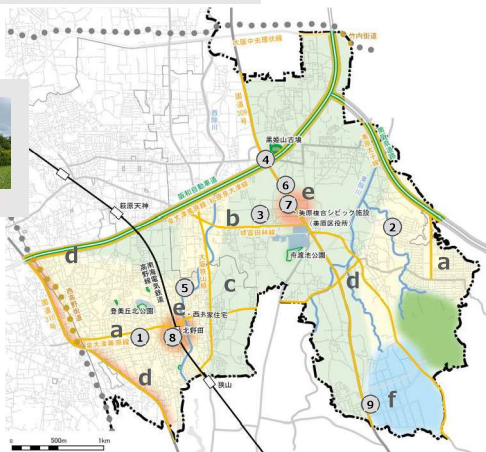
⑦美原都市拠点周辺 ⑧北野田駅周辺

f 木材工場団地の景観

- 【特性】
- 工場が集積するまとまりあるまちなみ



⑨木材工場団地の景観



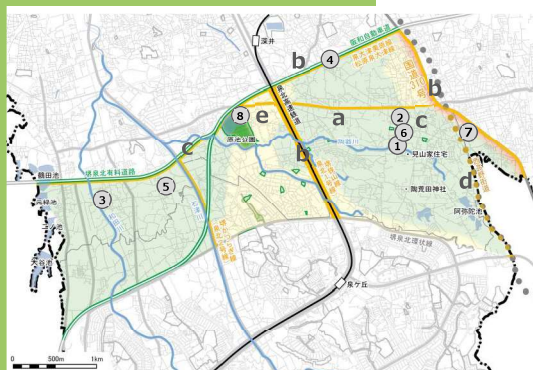
景観形成の目標

緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。
2. 集落地のまちなみや周辺の農地などの田園景観と調和した景観形成を図ります。
3. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する田畑・ため池・河川、起伏ある地形といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
4. 幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
5. 美原都市拠点では都市機能が集積した美原区域のシンボルゾーンとして、周辺の良好な田園景観との調和を保ちつつ、にぎわいのある景観形成を図ります。

田園景観



a 河川沿いに広がる田園景観

- 【特性】
- 陶器川・和田川沿いに広がる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観
- 河川沿いに点在するため池・樹林地



①陶器川 ②陶器川周辺の農地 ③和田川

b 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 田園景観を貫く機能性を有する幹線道路のまちなみ



④泉大津美原線 (松原泉大津線)

丘陵市街地景観

a 駅前拠点の景観

- 【特性】
- 計画的に配置された商業施設や公共施設が生み出すにぎわいのあるまちなみ



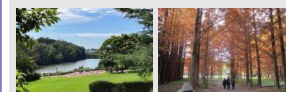
①泉ヶ丘駅前 ②ビッグバン



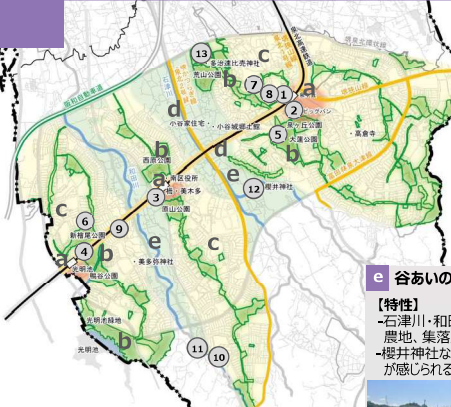
③榎・美木多駅前 ④光明池駅前

b 大規模な公園・緑地の景観

- 【特性】
- ニュータウン内に計画的に整備された大規模な公園・緑地・緑道による景観



⑤大運公園 ⑥新檜尾公園



d 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 周辺の商業施設や集合住宅、緑が連なるニュータウンの骨格となるまちなみ



⑨狭狭山線 (泉北 1 号線)

e 谷あいの集落地景観

- 【特性】
- 石津川・和田川の谷あいに位置する里山と農地、集落が一体となった田園景観
- 櫻井神社など由緒ある寺社などが残る歴史が感じられる景観



⑩谷あいの集落と田園の景観 ⑪和田川沿いの集落の景観



⑫櫻井神社 ⑬多治速比売神社

c 成熟したニュータウンのまちなみ景観

- 【特性】
- 自然景観を活用して計画的に整備された泉北ニュータウンの成熟したまちなみ
- 緑豊かでゆとりある敷地が特徴的な郊外住宅地



⑭竹城台の住宅地のまちなみ ⑮公的賃貸住宅のまちなみ

景観形成の目標

活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観、周辺の自然及び田園景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 泉北ニュータウンでは緑豊かな住宅地景観を保全しつつ、駅前や近隣センターなどで多様な都市機能が集積したにぎわいや交流を生み出す魅力的な景観形成を図ります。
泉ヶ丘都市拠点は豊かな緑空間や商業機能、医療機能等を強みとした幅広い世代の人でにぎわい、交流する魅力的な景観とします。
2. 泉北ニュータウンの公的賃貸住宅や公共施設の更新にあたっては、周辺の土地利用と調和した魅力的な景観形成を図ります。
3. 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
4. 谷筋の集落地では、農地や河川・ため池などの自然資源と一体となった潤い豊かな景観形成を図ります。
5. 農地、河川・ため池、丘陵地の斜面樹林などの自然景観や、寺社などの貴重な歴史資源の保全を図ります。

c 農村集落地の景観

- 【特性】
- 昔ながらの生活がつかえる農村集落地のまちなみと、周辺の農地が一体となった景観



⑥太平寺集落のまちなみ ⑦田園と一体となった集落地のまちなみ

d 旧街道沿いに残るまちなみ景観

- 【特性】
- 西高野街道など、旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ



⑦西高野街道

e 大規模な公園・緑地の景観

- 【特性】
- 田園景観の中においてスポーツ・レクリエーションが楽しめる開放的な景観



⑧原池公園

景観形成の目標

丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 起伏のある地形、田畑、ため池、河川などからなる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観の一体的な保全を図ります。
2. 幹線道路沿道や新たに市街化が進みつつある地域では、集落地と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
3. 背後の丘陵地・山なみへの見通しや周辺の集落地との調和に配慮し、農地の潤いを感じられる伝統的な農村景観の保全を図ります。
4. 伝統的な集落や街道沿いに位置する歴史資源の保全を図ります。

丘陵地景観

a 自然の中に息づく里山景観

【特性】
 -河川谷あいに広がる農地と集落が一体となった景観
 -ハーベストの丘など、豊かな自然を活用したレクリエーション施設にぎわい



b 南部丘陵の自然景観

【特性】
 -丘陵地に残る樹林地やため池、河川など、四季の変化に富む豊かな自然が生み出す景観



c 名刹が生み出す歴史ある景観

【特性】
 -法道寺をはじめとする歴史と文化を感じるこことできる景観



景観形成の目標

多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 農業の振興と市民協働により、丘陵地の豊かで多様な里山景観の保全を図ります。
2. 丘陵地に残る樹林地などの緑やため池、河川などの水辺といった、豊かな自然景観の保全を図ります。
3. 景観に影響を及ぼす行為を抑制し、周辺の自然と調和のとれた景観形成を図ります。
4. まとまった住宅地では、周辺の自然景観に配慮した緑豊かな住環境の形成を図ります。

臨海市街地景観

a 環境との共生が進む臨海部の景観

【特性】
 -堺浜の人工海浜や堺第 7-3 区での共生の森づくりなど、自然環境の回復・再生の取組が進む緑の景観
 -工場の敷地の緑が成熟したうおのいる景観



b 大規模な工場が集積するダイナミックな景観

【特性】
 -環境先進型の工場群や物流施設などからなる先進的かつスケールの大きいダイナミックな景観



c 広がりある海辺の景観

【特性】
 -美しい夕日を望める大湾湾に面したスケールの大きい広がりある海辺の景観



景観形成の目標

産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成

【目標を実現するための方針】

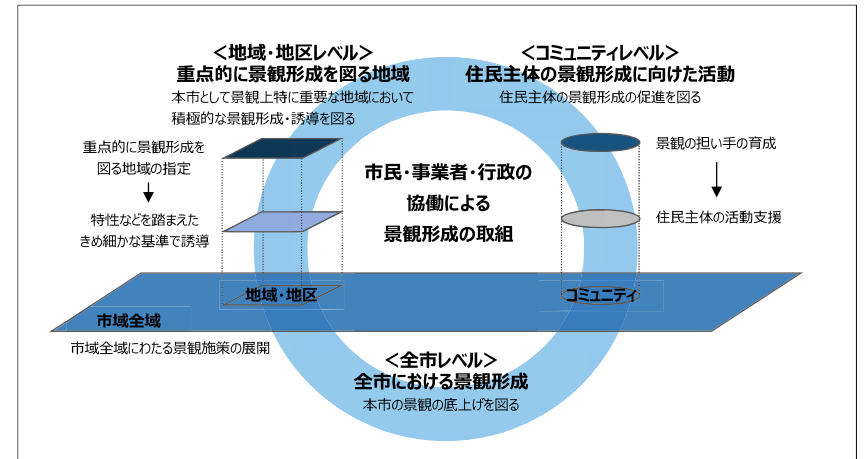
1. 環境と共生するエリアとして、自然環境の回復や環境に配慮した建築デザインを誘導しながら、親水性を強みとした海に開かれた景観形成を図ります。
2. 大規模な工場や物流施設については、相互に調和した質の高いデザインにより、まともと活力のある景観形成を図ります。
3. 臨海都市拠点においては、海辺の特性を強みとした商業施設や水と緑の憩いの空間、スポーツ・レクリエーション機能等により、にぎわいある景観形成を図ります。

■市民、事業者、行政の協働

都市の景観形成には市民・事業者・行政といった多様な主体が関わっており、それぞれがめざすべき地域の将来像を共有しながら各自の役割を果たし、協働で取組を進めることが望ましい景観形成の実現につながります。

■3つの取組レベルの設定

地域に活力をもたらす、訪れたい、住みたい、そして住み続けたいと感じる都市空間の形成に向けて、景観形成の理念及び方針に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して協働による取組を進めるため、「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組レベルにおいて、各課題・目標に対応した効果的な取組手法を導入し、これらを実現するための施策を推進します。



「全市における景観形成」

■大規模建築物等の景観誘導

景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、全市域を対象とした届出制度を実施し、地域の景観特性に応じた景観誘導を図ることにより、全市的な景観の底上げを図ります。

■公共事業による景観形成

公共施設・公共空間は都市の骨格を形成し、都市景観に大きな影響を与える景観要素であり、良好な景観を先導する役割が求められているため、整備及び管理にあたっては、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観に資するよう積極的な公共事業による景観形成に取り組めます。

■景観資源の保全・活用

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定）
 道路やその他の公共の場所からすべての人が容易に望見することができ、地域の景観形成上重要と認められる建造物及び樹木を所有者と協議の上、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

■屋外広告物による景観形成

屋外広告物の掲出にあたっては、更なる周知啓発や景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協働と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

全市レベル

「重点的に景観形成を図る地域の指定」

本市を代表する歴史文化的景観を有し、また堺ならではの魅力としてその価値を高めることで、さまざまな人が訪れ集うことが期待される地域である「百舌鳥古墳群周辺地域」及び「堺環濠都市地域」においては、地域の良好な景観を保全して活用するため「重点的に景観形成を図る地域」として指定し、積極的な取組を進めます。

■ 百舌鳥古墳群周辺地域

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の百舌鳥エリアの資産の景観や環境を保全するため、都市計画で「百舌鳥古墳群周辺景観地区」を定め、景観形成の強化を図ります。



■ 堺環濠都市地域

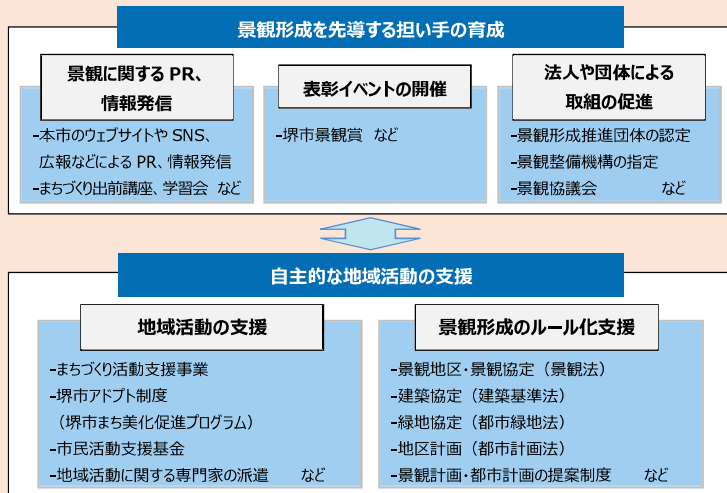
歴史的なまちなみや、集積する商業・業務施設など多様な特性を持つ「堺環濠都市地域」において、今後予定されているさまざまな取組を踏まえた景観形成を進めるため、景観形成の強化を図ります。



地域・地区レベル

「住民主体の景観形成に向けた活動」

都市の景観向上においては、住民が主体となった景観形成に向けた取組が果たす役割は大きいことから、地域の景観に関する課題や将来像を共有しながら継続的に景観形成に取り組むことが重要です。



コミュニティレベル

■ 大規模建築物等の景観誘導

① 届出対象行為

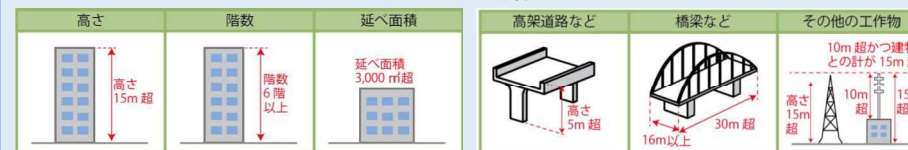
行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築(※1)若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更(※2)	次のいずれかに該当するもの(増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが15mを超えるもの -地上6階以上のもの -延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築(※1)若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え 又は色彩の変更(※2)	高架道路等 -地上からの高さが5mを超えるもの 橋梁等 -幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの 上記以外の 工作物 次のいずれかに該当するもの -高さが15mを超えるもの -建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※1：建築物や工作物の増築や改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2：建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等(タイルの貼替、塗替など)も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

建築物

工作物



② 行為の制限 (景観形成の基準)

(ア) 建築物

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。 B-2 まちかど(交差点)の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築計画 / 配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。

全市レベル

項目	景観形成の基準	
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場、受水槽 など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。
	C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表の通りとする。 -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。
C3. 建築計画 ／ 付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 (塔屋、屋上設備)	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・ 外壁付帯設備 (室外機、樋等)	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

色相	明度	彩度
YR (橙) 系	6 以上	4 以下
R (赤) 、Y (黄) 系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

(イ) 工作物

項目	景観形成の基準	
工作物に 対する配慮	地域特性への配慮	-地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
	まちなみ形成への 配慮	-周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
	色彩への配慮	-法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
	緑化	-既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。
	付帯設備	-設備等の付属物は、道路から見にくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。

■屋外広告物の景観誘導

① 対象行為及び規模

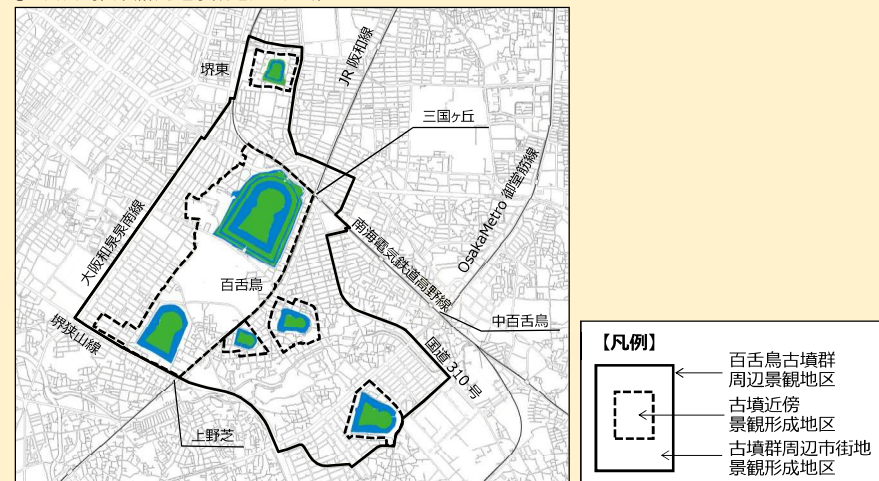
行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が 40 m ² を超えるもの

② 配慮事項

広告物に対する 配慮	-表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること -広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること -隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えること -情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること -照明や発光を伴うものは、明るさを抑え、過剰な点滅を控えるよう努めること -信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう見通しや安全に配慮した掲出とすること -点検のしやすさや対候性・耐久性を考慮し、安全性に配慮した設計とすること
---------------	--

■百舌鳥古墳群周辺地域における景観形成の基準

① 百舌鳥古墳群周辺景観地区の区域



② 認定対象行為

行為の種別	区域	対象規模
建築物の新築、増築、改築 (※1)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	古墳近傍 景観形成地区	すべての建築物
	古墳群周辺市街地 景観形成地区	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが10mを超えるもの -地上4階以上のもの -延べ面積が500㎡を超えるもの

- ※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。
 ※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

大規模建築物



中規模建築物



③ 行為の制限（景観形成の基準）

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、方針に則った計画とする。 【地形・自然特性に関する基準】 -安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。 【歴史文化特性に関する基準】 -世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。 【市街地特性に関する基準】 -自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 -地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和のとれたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などの調和を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差点）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。

項目	景観形成の基準															
B. まちなみ	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いたものがある中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。 -敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。															
C1. 建築計画 / 配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。 C1-2 敷地の形態・意匠 -敷地の門・塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 C1-3 屋外付帯施設（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など） -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。															
C2. 建築計画 / 建築物	C2-1 建築物の形態・意匠 -建築物は、全体をとして統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の節飾りや色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感を軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 C2-2 外壁の材料 -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 C2-3 外壁の色彩 -外壁の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は下の表の通りとする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用できるものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が丘接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6以上	4以下	R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下	上記以外	6以上	2以下	無彩色	6以上	-
色相	明度	彩度														
YR（橙）系	6以上	4以下														
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下														
上記以外	6以上	2以下														
無彩色	6以上	-														

項目		景観形成の基準									
C2. 建築計画 ／建築物	C2-3 外壁の色彩	【色彩基準（大規模建築物以外）】 -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表の通りとする。 -アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用のものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。	<table border="1"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	色相	彩度	YR（橙）系	6以下	R（赤）、Y（黄）系	4以下	上記以外	2以下
	色相	彩度									
YR（橙）系	6以下										
R（赤）、Y（黄）系	4以下										
上記以外	2以下										
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。									
C3. 建築計画 ／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 (塔屋、屋上設備)	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。									
	C3-2 屋外階段・ 外壁付帯設備 (室外機、樋等)	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。									

■ 堺環濠都市地域における景観形成の基準

① 届出対象行為

行為の種別	対象規模
建築物の新築、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが10mを超えるもの -地上4階以上のもの -延べ面積が500㎡を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

② 行為の制限（景観形成の基準）

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	<p>-堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して方針に則った計画とする。</p> <p>【地形・自然特性に関する基準】 -堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。</p> <p>【歴史文化特性に関する基準】 -戦禍を免れた北部に点在する町家や東部および南部に点在する寺社などにみられる、歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、堺環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。</p> <p>【市街地特性に関する基準】 -都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導して周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。 -堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋（※1）や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人々の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを創出するように努める。</p>

地域・地区レベル

項目		景観形成の基準
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	<p>-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。</p> <p>-特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。</p> <p>-大小路筋や大道筋においては、ウォカブルな街路空間や交差部でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。</p> <p>-町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。</p> <p>-内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。</p>
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	<p>-まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。</p> <p>-まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。</p> <p>-大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。</p>
	B-3 通りの景観形成	<p>-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。</p> <p>-低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。</p> <p>-大小路筋や大道筋においては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。</p> <p>-町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。</p>
C1. 建築計画 ／配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠	<p>-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。</p> <p>-敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。</p>
	C1-2 数階の形態・意匠	<p>-数階の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。</p> <p>-数階には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。</p> <p>-大小路筋や大道筋においては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。</p> <p>-町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、または壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した数階とするよう努める。</p> <p>-濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した数階の形態・意匠とし、潤いが感じられる水辺空間の創出に努める。</p>
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場、受水槽 など)	<p>-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないよう配慮する。</p> <p>-屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。</p>

項目		景観形成の基準																							
C2. 建築計画 /建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるように隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。																							
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。																							
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物 ※2）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表の通りとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。 【色彩基準（中規模建築物 ※3）】 -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表の通りとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> -アクセントカラーを用いる場合は、見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6以上	4以下	R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下	上記以外	6以上	2以下	無彩色	6以上	-	色相	彩度	YR（橙）系	6以下	R（赤）、Y（黄）系	4以下	上記以外	2以下
	色相	明度	彩度																						
YR（橙）系	6以上	4以下																							
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下																							
上記以外	6以上	2以下																							
無彩色	6以上	-																							
色相	彩度																								
YR（橙）系	6以下																								
R（赤）、Y（黄）系	4以下																								
上記以外	2以下																								
C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。																								

項目		景観形成の基準
C3. 建築計画 /付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設備）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・ 外壁付帯設備 （室外機、樋等）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物との一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

※1：景観形成基準では、大小路線（大小路筋）を大小路筋と表記する。

※2：大規模建築物

- 次のいずれかに該当するもの
（増築後・改築後に以下の規模になるものを含む。）
- 建築物の高さが15mを超えるもの
- 地上6階以上のもの
- 延べ面積が3,000㎡を超えるもの

※3：中規模建築物

- 次のいずれかに該当するもの
（増築後・改築後に以下の規模になるものを含む。）
- 建築物の高さが10mを超えるもの
- 地上4階以上のもの
- 延べ面積が500㎡を超えるもの

■大規模建築物の色彩基準（参考）

大規模建築物の外壁（ベースカラー）で使用できる色彩は、下に示すカラーチャート（※）の赤枠で囲んでいる範囲です。

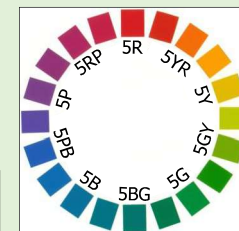
※カラーチャートについて

- JIS標準色票による
- 代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。
- 印刷によるもので、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

色の表示方法

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。これは日本工業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法で、色相（赤・青・黄色などの色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色の鮮やかさの度合い）の3つの属性により、色彩を表示します。

例) 5YR 6 / 4
色相 明度 彩度



堺市景観計画

(改定案)

令和6年●月

— 目 次 —

第1章 はじめに ～堺市景観計画について～	1
1-1 景観計画改定の背景	1
1-2 景観形成の意義	2
1-3 計画の位置づけと役割	3
1-4 景観計画の区域	3
第2章 景観形成の理念・基本方針	4
2-1 堺市の景観構造とそのなり立ち	4
2-2 堺市の景観特性	5
2-3 景観形成の理念	15
2-4 景観形成の基本方針	16
第3章 地域別景観形成方針	17
地域特性に応じた景観形成	17
3-1 都心・周辺市街地景観	18
3-2 近郊市街地景観	26
3-3 郊外市街地景観	35
3-4 田園景観	41
3-5 丘陵市街地景観	45
3-6 丘陵地景観	51
3-7 臨海市街地景観	55
第4章 景観形成の推進方策	59
推進方策の基本的な考え方	59
4-1 全市における景観形成	61
4-2 重点的に景観形成を図る地域	71
4-3 住民主体の景観形成に向けた活動	87

堺市景観計画の構成

第1章 はじめに ～堺市景観計画について～

景観計画改定の背景
景観形成の意義
計画の位置づけと役割
景観計画の区域

本章では、景観計画を改定する背景と、堺市における景観形成の意義、さらにこの計画の位置づけと役割といった、計画の基本的な事項を記載しています。

第2章 景観形成の理念・基本方針

堺市の景観構造となり立ち
堺市の景観特性
自然景観／歴史文化景観／市街地景観
／活動による景観
景観形成の理念
—共に守り、育み、創造する景観文化—
古代から未来へ 輝く都市・堺
景観形成の基本方針
○活力ある“都市空間”をつくる
○“堺文化”の個性を守り育む
○“堺で暮らす”魅力を高める

本章では、堺市の景観のなり立ちや自然／歴史文化／市街地／活動から見た堺市の景観特性、市民・事業者・行政のそれぞれが共通の認識をもって良好な都市景観の形成に取り組むため、景観形成の理念及び基本方針を記載しています。

第3章 地域別景観形成方針

地域特性に応じた景観形成
都心・周辺市街地景観／
近郊市街地景観／郊外市街地景観
田園景観／丘陵市街地景観／
丘陵地景観／臨海市街地景観

本章では、堺市をその特徴に応じて7つの景観類型に区分し、それぞれの景観特性や景観形成の資産となる特徴的な景観資源などを整理し、各地域における景観形成の課題と方針を示しています。

第4章 景観形成の推進方策

推進方策の基本的な考え方
全市における景観形成
重点的に景観形成を図る地域
-百舌鳥古墳群周辺地域
-堺環濠都市地域
住民主体の景観形成に向けた活動

本章では、景観形成の理念及び基本方針に基づいて景観形成を実現するための基本的な戦略と、その推進に向けた考え方を示しています。



第1章

はじめに ～堺市景観計画について～

1-1 景観計画改定の背景

本市では平成5年（1993年）に「堺市景観基本計画」を策定し、市民・事業者・行政が協力しながら良好な景観形成を進めてきました。平成16年（2004年）に景観法が制定され、より実効性を持った景観誘導を実施し、魅力ある景観形成、ひいては堺のブランド形成を図るため、平成23年（2011年）に「堺市景観計画」を策定しました。

平成27年（2015年）には、それまで「重点的に景観形成を図る地域」として位置付けていた百舌鳥古墳群周辺地域について、より一層古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めるため、「【別冊】堺市景観計画－百舌鳥古墳群周辺地域－」を策定しました。令和元年（2019年）には百舌鳥・古市古墳群が顕著な普遍的価値を有するとして世界遺産に登録されました。これまで地域住民により受け継がれてきたこの貴重な資産を適切に保存し、後世に引き継いでいくことが求められています。

景観計画策定以降、本市を取り巻く社会情勢や都市の状況は大きく変化しています。めまぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、令和3年（2021年）に市政運営の大方針である堺市基本計画2025を策定しました。基本計画では重点戦略の一つとして「堺の特色ある歴史文化」を掲げ、特に、百舌鳥古墳群周辺地域と堺環濠都市地域においては、二大誘客拠点として積極的に事業を進めており、より景観形成が必要な地域となっています。また、景観計画の運用においては、当初の策定から10年以上を経る中で、技術的な進歩やデザインのトレンド等への対応や景観形成について共通の認識を持つ難しさ等の課題も見られます。

こうした状況を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、本市の都市像の実現に向けて更なる良好な景観形成をめざして景観計画を改定します。



1-2 景観形成の意義

全国的に少子化の進行に伴い超高齢社会が進行する中、都市の魅力や活力を高め、訪れたい、住みたい、そして住み続けたいと感じる都市空間の形成が重要です。その中で、都市イメージを形づくる景観の役割は大きくなっています。

景観は日々の暮らしや都市の営みの積み重ねにより形づくられていくものであり、自然や建物、道路などの目に見えるものだけでなく、その都市の歴史や培われてきた文化、伝統が映し出されるものです。

堺は古代に築造された仁徳天皇陵古墳に代表される百舌鳥古墳群をはじめ、中世の環濠都市、近世の町衆文化、そして近代の鉄道を中心として発展してきた市街地や泉北ニュータウンの造成、臨海部への産業集積のように、各時代に輝いてきた都市です。長い歴史の中で培われてきた文化、伝統が息づく、重層性ある多彩な景観は、古来から守り育んできた財産であり、未来に引き継ぐべき都市形成の源泉となります。

その文化、伝統が息づく多彩な景観に新たな景観を積み重ね創造することが、堺らしい都市魅力を高めます。これにより、地域への愛着と誇りが生まれ、人々が集まり、交流の輪が広がります。そして、地域に活力が生まれ、持続的に発展する、訪れたい、働きたい都市の実現につながります。

このような都市の実現に向け、堺の類いまれな歴史文化資源を活用し、また次代に継承することにより、暮らしの魅力や地域の魅力が高まり、さらには都市ブランド力の向上につながります。

都市や地域の魅力を高めることで、市民が地元へ愛着をもち、住み続けたいと感じる都市へ発展します。良好な景観を形成するにあたっては市民がこれを共通の認識とし、景観形成の担い手としてこれまで培われてきた良好な景観を共に守り、育み、時代に応じた新たな景観を創っていくことが重要です。また、良好な景観を保つ上では、日常生活における美化活動や緑化活動などの身近な環境を良くする思いと行動も重要です。このような良好な景観形成に関する取組を市民・事業者・行政の協働により継続することが、快適で潤いある生活環境を育みます。

○人々の交流と都市の活力の創出

良好な景観は都市を訪れる人々に感動を与え、人々の交流を創出します。また、地域の景観がアイデンティティとして共有されている都市では愛着と誇りが生まれ、持続的に発展する都市の活力にもつながります。

○堺の豊かな歴史文化を強みとした都市ブランド力の向上

豊かな歴史文化や固有の地域資源に磨きをかけ、これらを景観として発信することで魅力と風格ある都市へと発展し、その積み重ねが堺の都市ブランド力の向上につながります。

○潤いある豊かな生活環境の実現

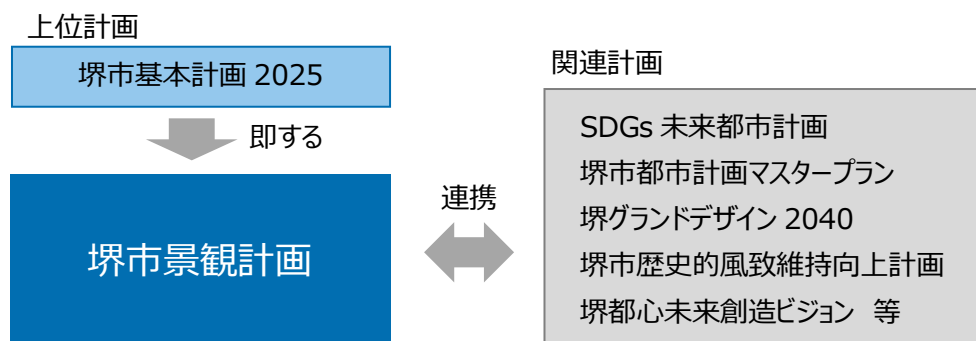
良好な景観はわたしたちの暮らしに安らぎや潤いをもたらします。景観をより良くすることは快適で住み続けたいと感じる潤いある豊かな生活環境の実現につながります。

1-3 計画の位置づけと役割

「堺市景観計画」は本市の政策を展望しつつ、関連計画と連携を図りながら、良好な景観の創出を目標として、その方針と実現に向けた取組の考え方を明らかにし、本市のめざすべき良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

この景観計画に基づき、都市計画などの関連する施策とも連携しながら良好な景観形成に向けた取組を進めています。

また、市民や事業者のみなさんが建築物の計画や地域での景観形成活動を行う際に、より身近な景観を認識できるよう市域を7つの地域に区分してその地域ごとに特色ある景観資源を掲載しています。



1-4 景観計画の区域

本市は古代から海に開かれた立地条件を強みとして発展し、時代の経過とともに海から丘陵地へと向かって緩やかに変化する地形に沿って都市化が進んできました。そのため、市街化の段階ごとに形成された一団の景観が海から山へと層を成し、そのそれぞれに自然、歴史文化、市街地景観が点在しているという特性があります。

このような本市の景観特性と全市域を対象として実施してきたこれまでの景観施策の展開を踏まえ、景観計画の区域は次のように設定しています。

堺市全域を景観計画の区域とする。



第2章

景観形成の理念・基本方針

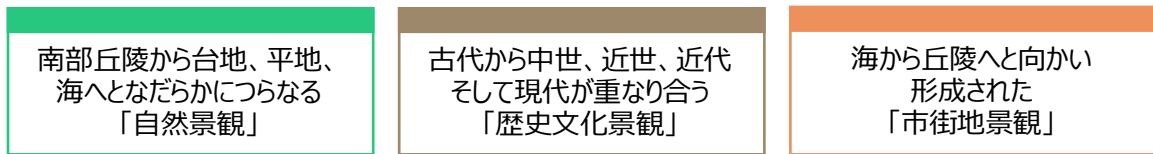
堺は古代にさかのぼる歴史をもち、それぞれの時代に先進的な考え方を取り入れながら、長い時間をかけて形成されてきた都市です。本市の景観はこうした歴史の積み重ねの結果として形づくられたものであり、この重層性ある景観が堺市らしい景観を形成しています。

ここでは本市の景観構造とそのなり立ちを明らかにし、重層性ある本市らしい景観を構成する堺の景観特性を整理します。

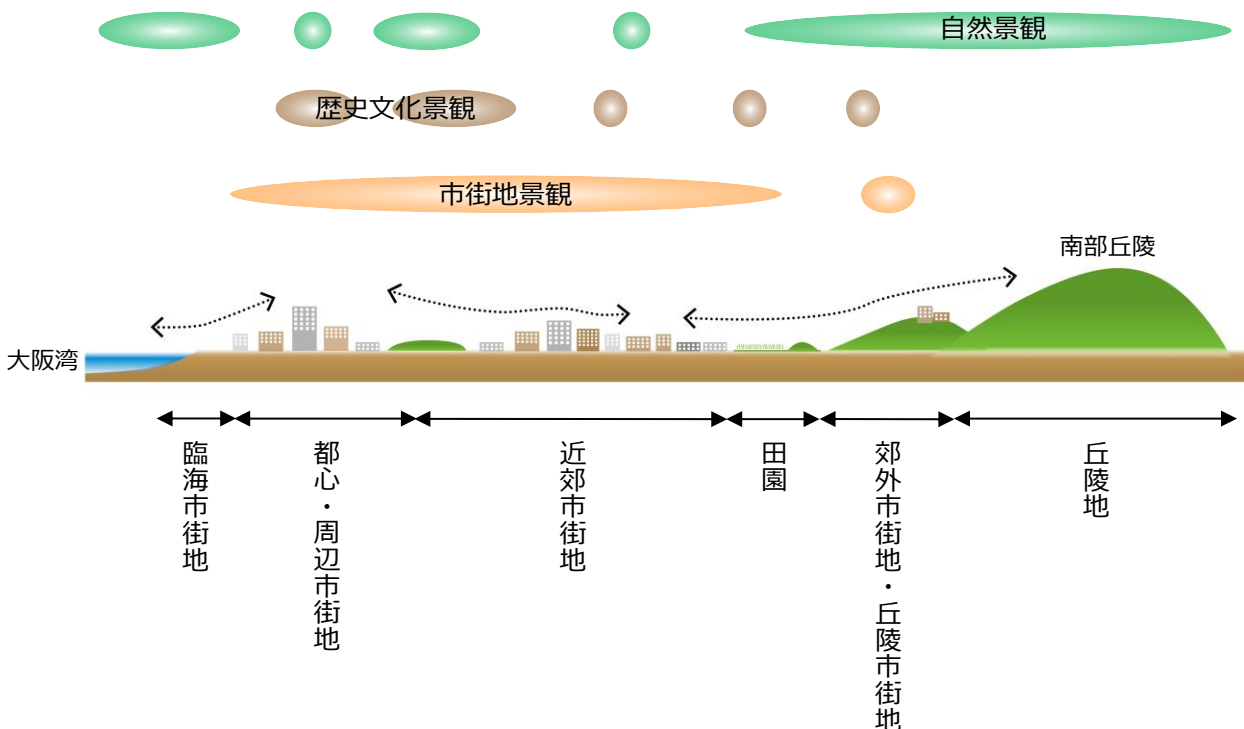
2-1 堺市の景観構造とそのなり立ち

本市の地形は南部の丘陵地から海へと向かって緩やかに変化し、この地形の変化に沿って、水系、地質といった地勢や植生などにより自然景観が形づくられています。古代より海に開かれた堺はその立地条件を強みとして発展を続け、時代が進むにつれて丘陵部へと都市化が進み、市街地が形成されてきました。こうして形成されてきた本市の現況を見ると、堺旧港や堺環濠都市地域を含む堺の都心・周辺市街地、三国ヶ丘台地の百舌鳥古墳群やその周辺の伝統ある市街地、街道集落や農地・ため池の周囲に拡大した近郊市街地、それに隣接する貴重な田園、泉北ニュータウンや大美野・さつき野などの郊外住宅地と農村集落が位置する郊外市街地・丘陵市街地、里山の豊かな自然が残る南部丘陵、高度経済成長期を支えその後都市再生が図られた臨海市街地のよう、それぞれに堺らしい自然、歴史文化、市街地景観が点在しています。

このように、本市の景観は



の3つの視点で読み解くことができます。



2-2 堺市の景観特性

ここでは「自然」「歴史文化」「市街地」の3つの視点から見た景観特性を整理し、重層性ある堺市の景観を読み解きます。

(1) 自然景観特性

本市は大きく平野部と丘陵部からなり立っており、平野部では河川の流域に集落や市街地が形成され、農地が広がってきました。丘陵部では豊かな緑をたたえる山々が恵みをもたらし、都市の境界が形づくられてきました。人々の暮らしは地形・自然との関係に留意して共生を図りながらなり立ってきたものであり、都市の骨格となる地形・自然は景観の基礎にあたるものとして本市の姿を特徴づけています。

身近な自然に目を向けると、鎮守の森をはじめとして各所に生活と結びついた緑や水辺空間などの自然が残っています。

1) 緑の景観

- 南部丘陵は貴重な里山であり、シリブカガシなどの常緑高木やコナラなどの落葉樹林といった良好な樹林地、ため池や河川などを有し、酪農や水田・畑・樹園地など生産の場や暮らしの場として活用・維持されてきました。市民が身近にアクセスできる場所にあり、市街地周辺の緑として市民生活に潤いを与える本市の貴重な自然景観となっています。
- 農地は都市の貴重な自然景観です。丘陵部では四季の変化に富んだ棚田や樹林の風景が見られます。市街地周辺では水田や畑が段丘状に広がり、平地ではため池や広々とした田園景観が見られます。
- 市街地では公園などの公共施設における多彩な自然景観が特徴的で、ハナショウブ、カキツバタ、アジサイ、ツツジなどは名所となって親しまれています。大泉緑地、大仙公園をはじめとする緑の豊かな都市公園や寺社の樹林などが本市の歴史を感じさせます。
- 百舌鳥古墳群は市街地の中でも緑や濠が美しい景観を見せており、濠の水辺には野鳥が集まるなど、市街地の中であって安らぎを感じられる貴重な自然景観となっています。

2) 水辺景観

- 市内には多数のため池があり、人々の暮らしに身近な自然景観となっています。丘陵地では深い清水をたたえ、田園地域では野鳥の生息地となり、また、市街地では施設と一体的にレクリエーションや学習の場として活用されて地域住民や企業が保全に協力するなど、新しい地域活動の場ともなっています。
- 河川は田園の中で小川の風景となり、市街地では緑と一体となった潤いをも



南部丘陵の里山



水田と段丘林



白鷺公園のハナショウブ



浅香山緑道のツツジ



新檜尾公園のメタセコイア



古墳群の樹林

たらず貴重なオープンスペースとなっています。特に、大和川では水と緑による親水空間が整備されています。

- 大阪湾に面した臨海部には工場地帯が形成されてきましたが、近年は堺浜の人工海浜や基幹的広域防災拠点など、空間の広がりを通じた親水空間が整備されています。

【主な自然景観】



市街地のため池



河川と並木



四季の表情を見せる公園（大泉緑地）



河川の景観（大和川）



緑豊かな遊歩道

(2) 歴史文化景観特性

地域で積み重ねられてきた人々の営みを今に伝える歴史文化景観は、歴史のある寺社や古木、そこで行われる祭礼などを含め、人々に受け継がれ地域のアイデンティティともなっています。

そして、古代の古墳群、中世から近世の環濠都市、さらに近代の鉄道沿線を中心とした住宅地の形成など、古代から現代にいたる歴史の中で築かれてきた多様な歴史文化資源が重層的に市街地と共存していることが、本市の歴史文化景観の特徴であり魅力でもあります。

一方で歴史の足跡は市街化の過程で少しずつ失われ、日々の暮らしの中で意識されることも少なくなり、その姿を把握することが次第に難しくなっています。

1) 百舌鳥古墳群をはじめとする古代からの景観

- 古墳時代、百舌鳥に位置する台地では仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造され、現在も市街地の中にその雄大な姿を見ることができます。令和元年（2019年）には、百舌鳥・古市古墳群がユネスコの世界遺産に登録されました。
- 丘陵地では「日本書紀」に「茅渟^{ちぬ}_の陶^{あがたすえ}邑^{むら}」と記された、焼き物のルーツである須恵器の一大生産地が形成されました。泉北ニュータウンの開発時には窯跡が多数出土し、窯の一つが大蓮公園に移築復元されました。
- 推古天皇の命でつくられた日本最古の官道といわれる竹内街道をはじめ、長尾街道や熊野街道、西高野街道といった重要な街道が市域を通過し、交通の要衝として港や街道沿いに集落や市街地が発展していきました。現在でも街道沿いの各所に交流の歴史を伝えるまちなみを見ることができます。
- 行基は奈良時代に堺を拠点に、暮らしに困る人々の救済に取り組み、生涯で49の寺院を建て、灌漑などの社会事業を行いました。当時のため池が今も使われており、行基ゆかりの大野寺土塔や家原寺は地域のシンボルとなっています。
- 美原区の大保では平安時代から室町時代にかけて、河内^{かわち}鑄^い物^ち師^しと呼ばれる鑄物をつくる技術者たちが集まり住んだことから、梵鐘や鍋・釜などを鑄造していた跡が発見されています。

2) 環濠都市として栄えた歴史を伝える中世及び近世からの景観

- 中世には海と濠で囲まれた自治都市として栄え、茶の湯をはじめとする町人文化が発展し、郊外では高林家などの豪農、櫻井神社や法道寺などの寺社が隆盛を極めました。近世初期には環濠都市が復興され、その町割が現在も都市基盤として残されています。
- 現存する日本最古級の町家であり、17世紀ごろの建築とされる山口家住



仁徳天皇陵古墳



街道のまちなみ（竹内街道）



街道のまちなみ（西高野街道）



家原寺



現存する伝統的な町家



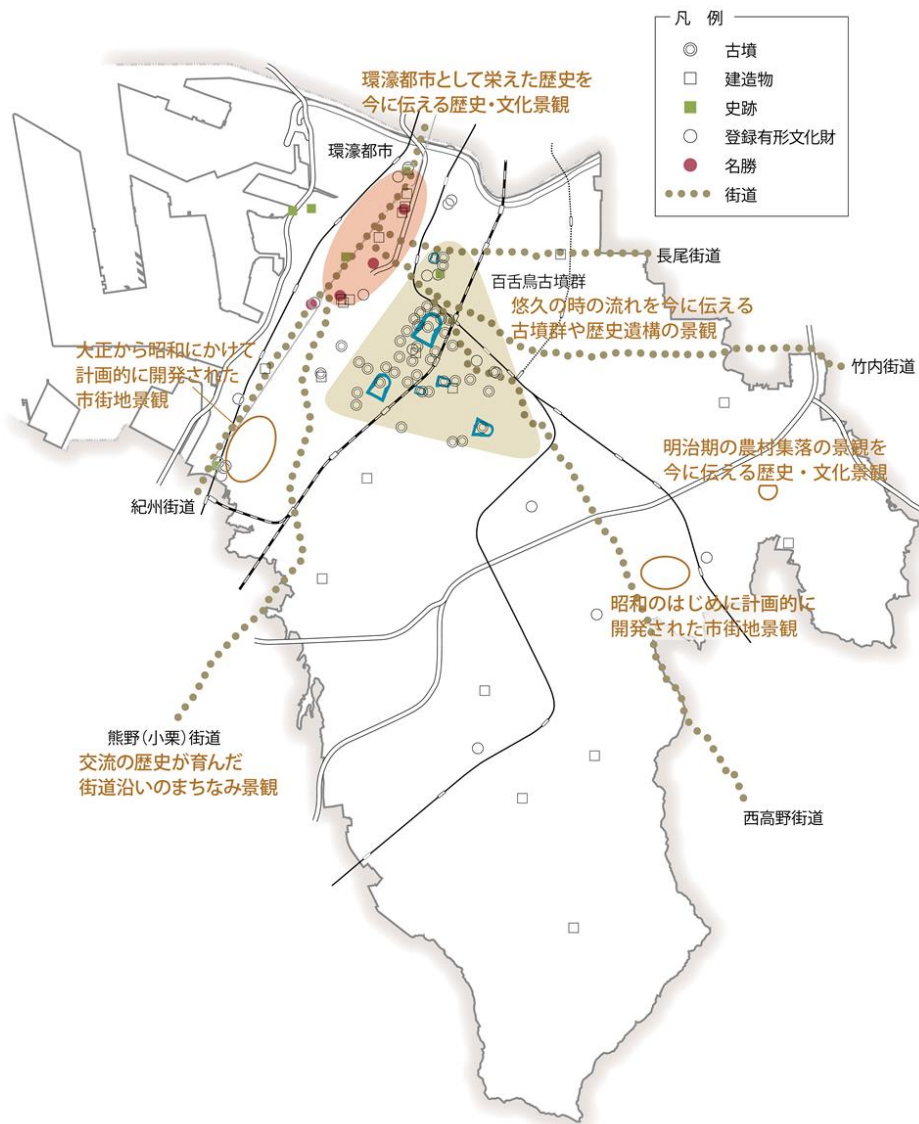
堺環濠都市地域のまちなみ

宅や江戸時代の鉄炮鍛冶屋敷を伝える井上関右衛門家住宅も保存されています。

3) 近代の市街化過程で形成された景観

- 黒山では戦後、道路整備など市街化が進みましたが、一団の農地や寺院のほか、今も明治期の農村集落の面影が残っています。
- 道路の整備や鉄道の敷設などにより都市化が進んだ明治末から昭和初期に、大美野住宅地や浜寺海浜保養地が開発されました。近代様式の住宅などが残っており、当時の様子を今に伝える住宅地景観が見られます。
- 本市は工業都市としての側面を持ち、北旅籠町の包丁製造工場や和晒を干す風景といった産業建築などが特徴的な景観となっています。

【主な歴史文化景観】



環濠を生かした親水空間



計画的に開発された住宅地 (大美野)



近代様式の邸宅 (浜寺)



明治の工場建築を生かした公園

(3) 市街地景観特性

1) なり立ちによる景観特性

本市の市街地景観はそのなり立ちにより異なる特徴を有しており、それらが重なり合い地域特性となって市街地が形成されてきました。その市街地のなり立ちを理解することにより、市街地の特性をより正確に把握することができます。建築物などの計画にあたって、こうした市街地形成の過程を意識することが、地域ごとの特性を反映したより質の高い景観の創出につながります。

本市の市街地形成の経緯を大きく分類すると以下のように把握することができます。

①明治期以前に形成された景観

環濠都市を中心に街道沿いに農村集落が広がっていた時期です。古墳はもちろんのこと、神社・寺院・古木といった歴史的な資源の大半はこの時期までに形成されました。地域の人々の努力により受け継がれていますが、時間の経過に伴い次第に消失してしまう事例も増えています。また、街道沿いや農村の集落に今も残る木造の家屋が、低層の落ち着いた景観を保っています。

②戦前（昭和前期）までに形成された景観

明治時代には鉄道の敷設に伴って沿線の市街化が進み、市街地が外縁部に拡大し始めました。鉄道沿線を中心に計画的な住宅地や商業地が形成され、大阪大都市圏の住宅都市として大きな役割を担ってきました。

大正から昭和にかけて、大浜や浜寺は白砂青松とうたわれ、海浜リゾートが開発されました。また、昭和のはじめには、ヨーロッパの田園都市をモデルとして開発された大美野など、郊外住宅地の計画的な開発が進みました。

こうした景観の名残は現在でも市内各所にかがうことができ、良好な雰囲気を持することで本市の住宅市街地のイメージを先導しています。

③戦後～高度経済成長期（昭和中・後期）に形成された景観

第二次世界大戦の大空襲により本市の中心部は大きな被害を受けましたが、その後復興へと歩みを進め、急激な成長・発展を遂げました。

環濠都市の周辺から郊外にかけて土地区画整理事業が活発に行われ、今日の整然とした既成市街地の基盤が整えられました。

工業都市としての発展をめざす中、公的住宅団地の整備が各地で進められ、臨海部では公有水面の埋め立てや堺泉北港の整備など、重化学工業地帯が造成されました。また、広域幹線道路も整備され、大規模な計画的住宅地である泉北ニュータウンが開発されるなど、市街地がさらに拡大し、現在の都市の骨格が形成されました。



堺環濠都市地域のまちなみ



郊外住宅地のまちなみ（大美野）



郊外住宅地のまちなみ（浜寺）



住宅団地のまちなみ（新金岡）



幹線道路の景観（国道 26 号）



泉北ニュータウン

④それ以降に形成された景観

モータリゼーションの進展により、市内各地や幹線道路沿道で市街化が一層進行しました。また、建築物の高層化が進み、堺東駅、堺駅などの都心部では高度利用が進められました。そして、時間の経過により老朽化した市街地や臨海部では建築物の更新が進むなど、都市の姿は大きく変貌しています。

堺東駅・堺駅周辺を中心とした都心以外においても、臨海・泉ヶ丘・中百舌鳥・美原といった都市拠点的形成されたほか、深井・北野田・鳳・新金岡といった地域拠点やその他駅前拠点でも都市機能の更新が進むなど、多様な市街地景観が生まれています。



臨海部



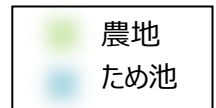
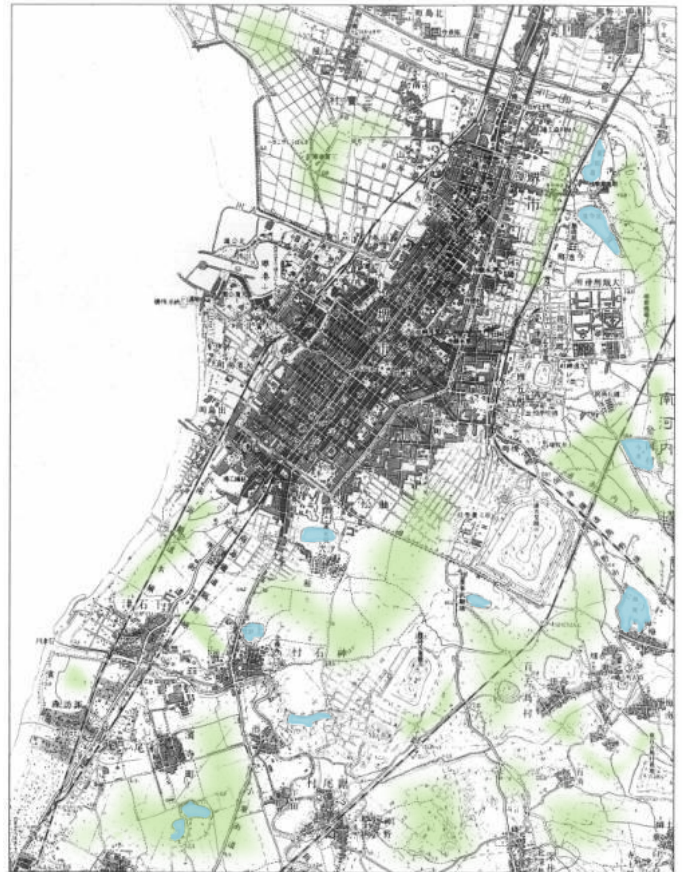
堺東駅前



堺市駅前



北野田駅前

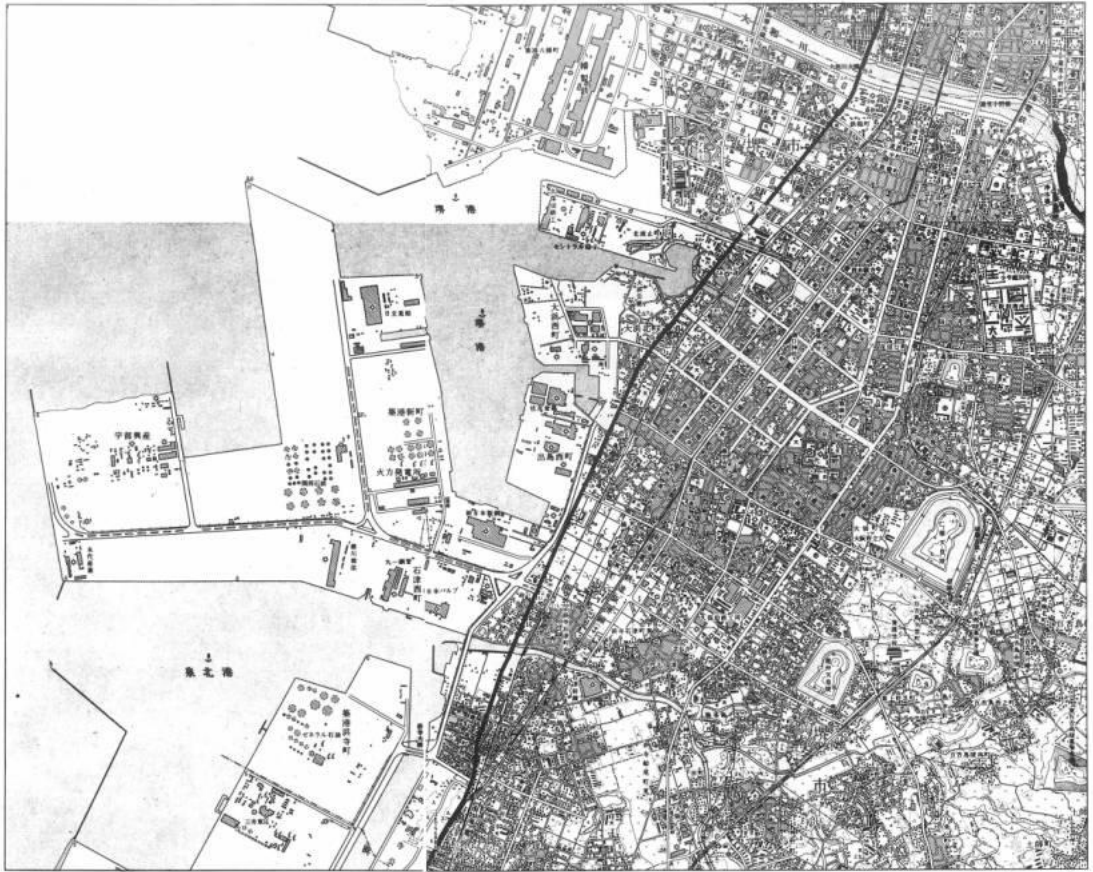


本市都心周辺の変遷

左上：明治 18～20 年（1885～1887 年）頃
環濠内に市街地が形成されており、街道沿いには集落が点在し、その周辺に農地やため池が広がっている様子が分かります。

右上：昭和 4 年（1929 年）頃
阪和電気鉄道（現・JR 阪和線）が整備され、沿線（駅前など）を中心に市街地が外縁部に広がり、農地が減っていく様子が分かります。

左下：昭和 22 年（1947 年）頃
市街地の大半が空地になっており、大空襲を受け消失した様子が分かります（この後、復興が進められていきます）。
また、周辺では格子状の整形街区を形成する耕地整理により農地が減り、ため池も含めて宅地に変わっていく様子がうかがえます。



本市都心周辺の変遷

上：昭和42年（1967年）頃

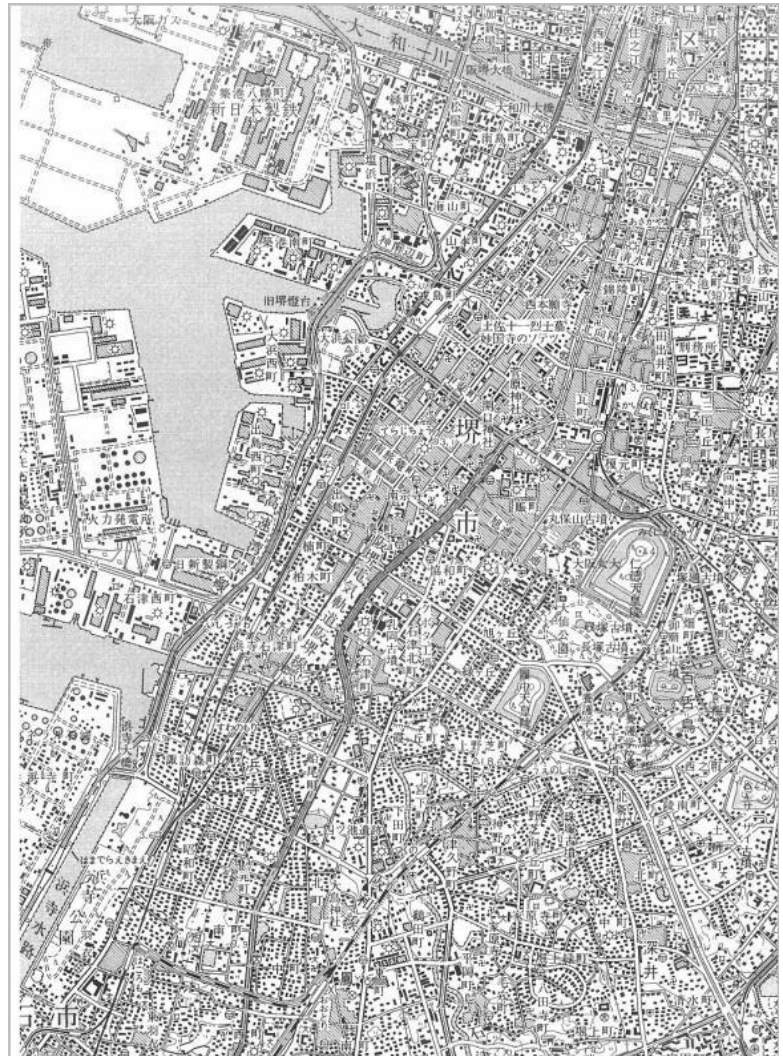
面的に市街地が広がり、街区内に建築物が建ち並んでいます。

臨海部では埋め立てが進み工業地帯が整備されています。

下：平成11年（1999年）頃

主要な幹線道路の整備が進み市街地が広がり、農地などが減少して大半が市街地となっている様子が見えます。

出典：「近畿Ⅱ 地図で読む百年」に掲載の国土地理院地図を転載



2) 拠点・軸の景観

市街化の過程で駅前などを中心とした拠点の景観や幹線道路沿道・鉄道沿線の軸の景観が形成されました。これらの景観は人々の目につきやすく、市街地景観の重要な要素となっています。また、都市計画マスタープランなどにおいても、拠点・軸が都市構造を構成する重要な要素として位置づけられています。

拠点については都市機能の強化やウォーカブルな都市空間の形成を図る堺東駅・堺駅の周辺を中心とした都心のほか、交通結節点としての利便性を強めとし業務・商業機能の集積を図る中百舌鳥都市拠点、豊かな緑や生活機能の集積により多世代がにぎわい交流する泉ヶ丘都市拠点、広域アクセス性に優れた立地を強めとし産業機能の集積やにぎわい創出を図る美原都市拠点、産業機能だけでなく海辺の特性を強めとした集客・商業機能の集積を図る臨海都市拠点など、さまざまな役割を担う拠点の形成が進められています。

軸についても、大小路線（大小路筋）や大道筋、国道26号（フェニクス通り）など都心部におけるにぎわいと風格のある景観形成、幹線道路沿道における周辺環境との調和に配慮した沿道景観形成など、それぞれの特性に応じた良好な沿道景観の形成が進められています。

【主な市街地景観】



中心市街地（堺東駅前）



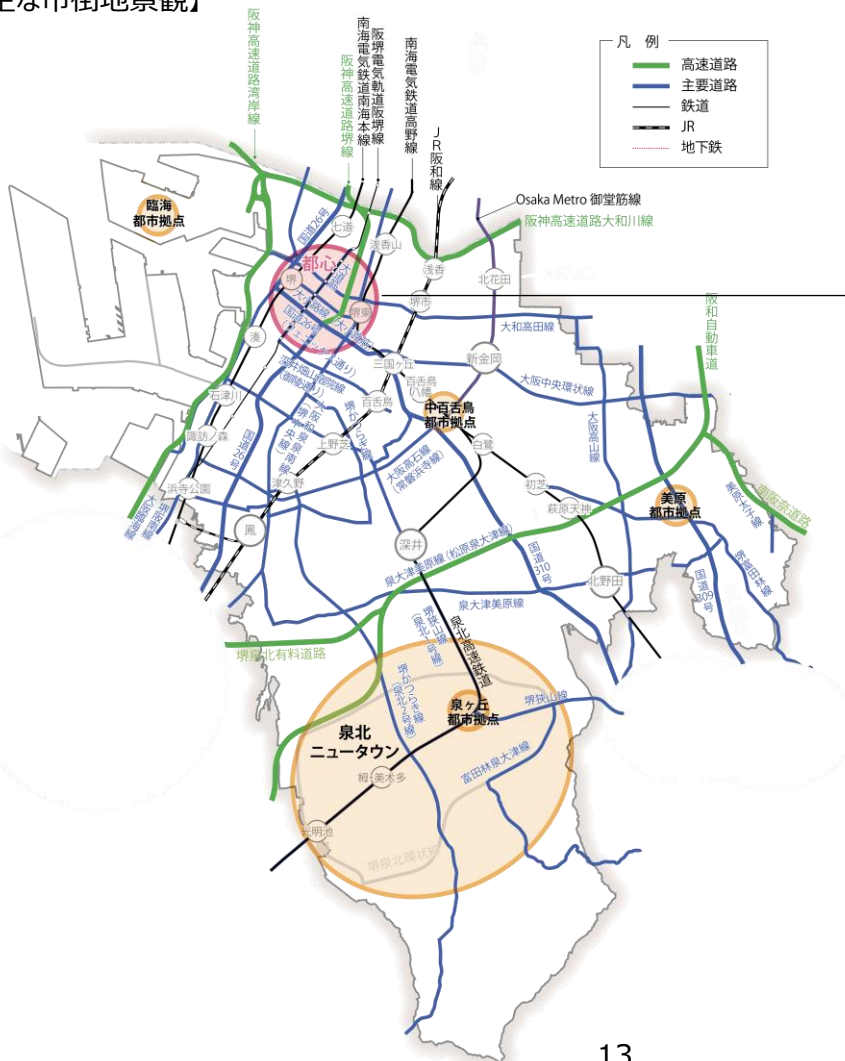
大小路線（大小路筋）



大道筋



国道26号（フェニクス通り）



(4) 活動による景観特性

景観は日々の暮らしや都市の営みの積み重ねにより形づくられます。また、目に見えるものだけでなく、その地域の歴史や培われてきた文化、伝統が映し出されたものです。

市街地においては街路樹や河川等のイルミネーションなどによる夜間景観の演出、歩道などの美化活動や緑化活動、まつりやイベントなどの取組が行われています。

南部丘陵や公園などの公共空間では里山の保全や森林の創造など、自然景観の保全や創出の取組が行われています。

歴史文化資源を有する地域においては寺社の祭礼や伝統行事、町家の活用や修景、地域の歴史資源の調査・発掘など、歴史文化景観の保全に向けた取組が行われています。

このような活動が地域ににぎわいをもたらし、魅力的な景観を創出しています。



ライトアップによる夜間景観
(市民交流広場のイルミネーション)



イベントの景観 (堺まつり)



仁徳天皇陵古墳の清掃活動



2-3 景観形成の理念

古くからの歴史をもつ本市の景観はさまざまな過程を経て重層的に形成されていることから、そのなり立ちにより多彩な特徴をもつ市街地の中に、自然資源や歴史文化資源が共存・点在しているという特徴があります。

地域の歴史や風土をしるす自然資源や歴史資源の活用、南部丘陵をはじめとする良好な自然景観の保全、また都心や各都市拠点における地域の個性を生かした都市の顔の創出など、多彩で質の高い景観資源を活用した冴らしい都市魅力を生み出すため、景観形成に取り組みます。

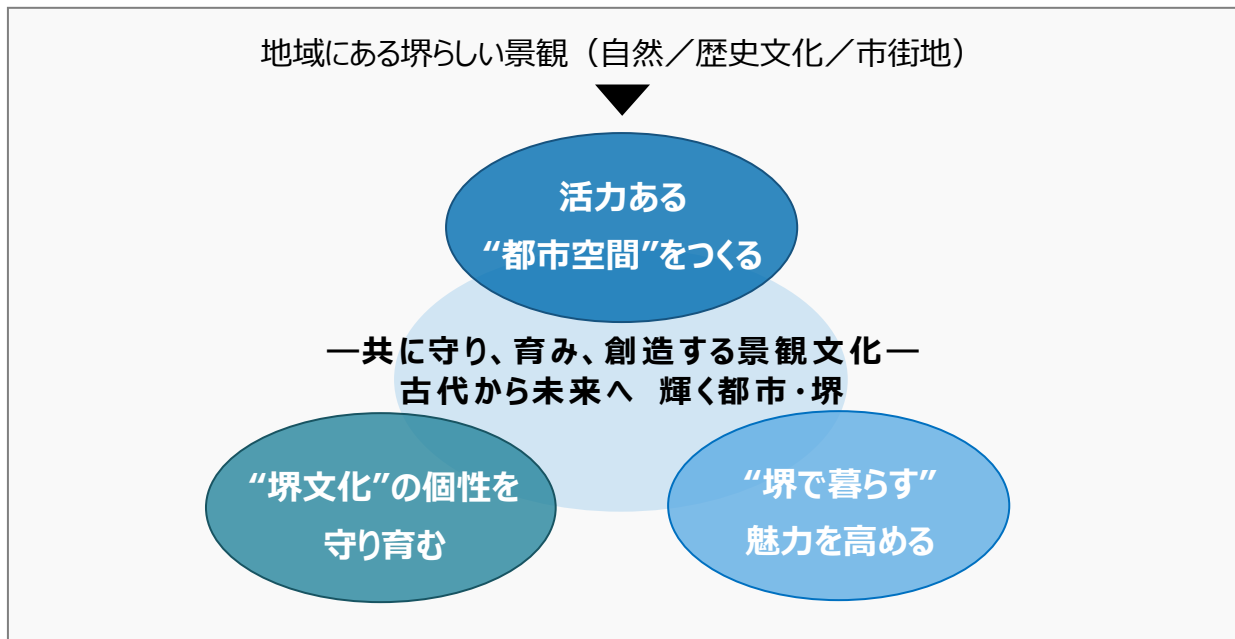
古くから積み上げられてきた歴史の重層性と多彩な市街地や自然がおりなす都市の特性を未来に引き継ぎ、また良好な景観の形成を図ることをめざし、市民・事業者・行政のそれぞれが共通の認識をもって取り組むため、景観形成の理念を次のように設定します。

— 共に守り、育み、創造する景観文化 —
古代から未来へ 輝く都市・堺

自然環境や長い歴史の中で培われてきた文化、伝統を映し出す鏡が景観です。

古代から中世、近世、近代へと都市を拓いてきた先人たちが築き上げた堺の景観文化を共に守り育み、これらの資源と調和した新たな魅力ある景観を創造することで、風格ある冴らしい都市の魅力を高め、次代に継承することにより、地域と人がいきいきと輝く都市・堺をめざします。

2-4 景観形成の基本方針



○活力ある“都市空間”をつくる

風格ある冨らしい都市の魅力を高めるために、固有の資源を活用し、調和した魅力ある景観形成により、創造性ある都市空間をつくります。

都心における多様な都市機能の集積を強みとした人々が交流する新たな都市魅力の創出や、各地域の個性や魅力を活用した拠点形成により、都市の活力を創出します。

○“冨文化”の個性を守り育む

南部丘陵などの自然環境や仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、環濠都市、冨旧港、街道などの歴史的なまちなみ、大美野や浜寺などの緑豊かな住宅地など、冨独自の豊かな歴史文化資源を市民の共有財産として保全・継承します。同時に、それらと調和し、またその要素を取り入れて、まちなみをつくりあげることで個性を一層育みます。

○“冨で暮らす”魅力を高める

身近な地域では、市民が愛着をもてるような落ち着いた調和の取れた景観の形成とそれに伴う暮らしの質の向上をめざします。

家の前の植栽、建物や看板のひとつひとつが地域の景観を構成する大きな要素になります。緑や河川、ため池といった水辺など地域の身近な自然を意識し、歴史文化と調和したたたずまいを生み出すことで、潤いある豊かな生活環境を育むことをめざします。

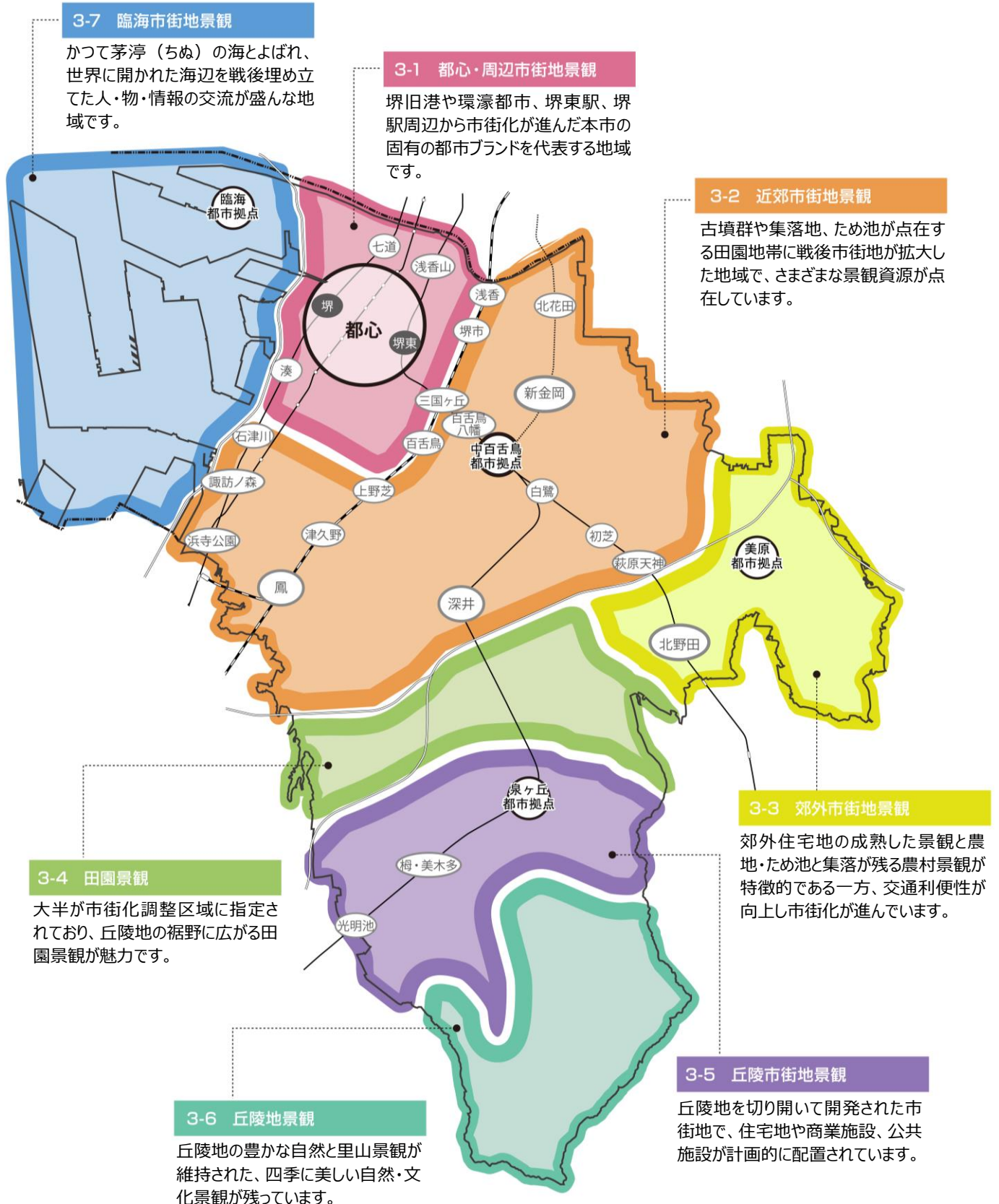


第 3 章

地域別景観形成方針

地域特性に応じた景観形成

本市の景観は第2章で整理した地形・自然、歴史、市街地形成の過程から、大きく7つの特徴ある地域に区分することができます。本章ではこれらの地域ごとに景観特性を把握し、景観形成の方針を示します。



1) 自然から見た景観特性

- 長い時間をかけて海岸線に沿った形で土砂が堆積し、平坦な地形を形成しました。
- 環濠都市の面影を残す内川・土居川や親水空間として整備された堺旧港では、自然を感じられる憩いの空間が形成されています。
- 北部には大和川が流れ、広がりのある貴重なオープンスペースとなっています。



内川の水辺空間

2) 歴史文化から見た景観特性

- 堺環濠都市地域は堺の中心部として室町時代から戦国時代にかけて貿易で栄えた市街地です。大坂夏の陣（1615年）で焼失し、その後江戸幕府により復興が行われ、その当時の町割、まちなみが今日に引き継がれています。
- 堺環濠都市地域の周辺部は農村地帯が中心で、条里遺構も見られ、方形のため池が多く立地していました。
- 世界遺産である百舌鳥古墳群のうちの百舌鳥三陵（仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳）が位置し、古墳の豊かな緑と周辺の濠が、住宅地と一体となって自然あふれる景観を形成しています。また、仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳に隣接して大仙公園が整備され、人々の憩いの空間となっています。
- 南北に走る紀州街道（大道筋）はこの地域と大阪方面や泉南方面とを結び、また東に延びる長尾街道や竹内街道の起点となるなど、かつてより人々の交流や交通・物流などの結節点として機能していました。
- 各街道の沿道には古くから集落が形成されていました。各所に点在する古い家屋が低層の沿道景観を形成し、当時の面影を今に伝えています。
- 本願寺堺別院、開口神社、南宗寺など寺社が多く集積しています。
- 堺環濠都市地域北部には戦禍を免れた寺院や伝統的様式の町家が点在しています。また、自転車や刃物などの伝統産業の工場が多く立地し、職住が一体となった景観が形成されています。



堺旧港



鉄炮鍛冶屋敷



履中天皇陵古墳



本願寺堺別院



開口神社



3) 市街地形成の経緯から見た景観特性

【なり立ちによる景観特性】

- 明治21年（1888年）に阪堺電気軌道（現・南海本線）、明治31年（1898年）には高野軌道（現・南海高野線）が開通しました。さらに明治44年（1911年）には阪堺電気軌道、昭和4年（1929年）に阪和電気軌道（現・JR 阪和線）が開通し、軌道の敷設とともに耕地整理などが進められ市街地が拡大しました。
- 都心は第二次世界大戦末期から高度経済成長期にかけて大きく変貌を遂げました。戦災からの復興のため土地区画整理事業等が行われ、環濠の一部が埋め立てられ道路に変わりました。また交通網の整備に伴い堺の中心地は環濠内から市街化が著しい堺東駅前へと移りました。



大道筋を走る阪堺電車



堺東駅前

【拠点・軸の景観】

ア) 拠点（駅前等）

○堺東駅周辺

- 堺東駅前は商業・業務・公共施設等の都市機能が集積した地域です。
- アーケードのかかる商店街や多数の商業・業務施設が集積しており、駅前には交通広場が整備されていることから、数多くの人が行き交うにぎわいのある景観が形成されています。以前はビルの前面や屋上に多数の屋外広告物が乱雑に掲出されていましたが、建替え等により広告物の集約化が進んでいます。
- 市役所高層館展望ロビーは百舌鳥古墳群をはじめとする市内の景観を眺望することができるスポットとなっています。
- 市街地再開発事業により商業・業務施設、住宅等を主要用途とした高層建築物が整備され、駅前広場に面した歩道の拡幅や歩行者デッキが整備されました。また、隣接する堺東行政ゾーンでは市庁舎・堺地方合同庁舎・裁判所・郵便局などの公共建築物等が建ち並び、市民交流広場が整備されるなど、本市の玄関口としてふさわしい風格とにぎわいある景観形成が図られています。



堺市役所展望ロビーからの夜景



堺市役所と再開発ビル



堺駅前

○堺駅周辺

- 明るくにぎわいある商業空間と内川・土居川や堺旧港の水辺空間、歴史空間が特徴です。
- 市街地再開発事業により商業・業務・宿泊施設が集積し、周辺ではマンションなどが多く立地しています。また、堺旧港周辺では大浜体育館が建替えられ、大浜北町市有地活用事業により複合施設や歩行者デッキの



土居川の水辺空間

整備が進められるなど、海辺の魅力を強めとしたにぎわいや交流を促す景観形成が図られています。

- 堺旧港や環濠都市の名残をとどめる内川・土居川などの歴史資源が付近に位置しており、水辺の魅力を活用した景観形成が図られています。

○堺市駅周辺

- 商業施設や公共施設、高層住宅などを核とした市街地再開発事業が行われるなど、隣接する東雲公園を含めた一体的な景観が形成されています。

○三国ヶ丘駅周辺

- 三国ヶ丘駅は JR 阪和線と南海高野線が交わる交通の結節点となっており、駅前広場を中心に近隣の生活を支える商業施設や市税事務所が立地する利便性の高い地域です。
- 駅から北に延びる今池三国ヶ丘線（けやき通り）の沿道では、緑豊かで落ち着いた景観が形成されています。
- 近年は利便性に着目した高層住宅の建設が増加しています。

イ) 軸（道路・鉄道等）

○大小路線（大小路筋）

- 大小路線（大小路筋）は歩行者空間を重視したシンボルロードとして整備され、けやき並木がシンボリックな道路景観を形成しています。
- 秋には堺まつりが行われるほか、通り沿いや周辺の商店街では夜景を彩るイルミネーションなどの取組も行われており、四季折々のにぎわいの景観を創出しています。

○国道 26 号（フェニックス通り）

- 国道 26 号（フェニックス通り）は日本の道 100 選に選ばれた道路で、戦後復興のシンボルとして植樹された沿道のフェニックスが特徴ある景観となっています。
- 交通量の多い幹線道路で、沿道型の商業施設などの立地も見られます。

○大道筋

- 大道筋の中央には阪堺電車が走っています。沿道には町家をはじめとするさまざまな景観資源が位置し、歴史的なまちなみと相まって昔懐かしい景観が形成されています。

○国道 26 号

- 北は大阪市方面、南は高石市方面へと続いています。交通量も多く、広



大浜体育館・大浜武道館



堺市駅前の再開発ビル



三国ヶ丘駅前



大小路線（大小路筋）の美しいけやき並木



国道 26 号（フェニックス通り）



大道筋



幅員の主要な幹線道路であることから、車利用を中心とした沿道型の商業施設などの立地がめだちます。

○今池三国ヶ丘線（けやき通り）

- 沿道のけやき並木のトンネルがシンボリックな緑豊かな沿道景観を形成しています。



国道 26 号

○深井畑山宿院線（御陵通り）

- JR 阪和線の百舌鳥駅前から大仙公園を抜けて大浜方面に至る道路で、特に大仙公園付近では緑豊かな沿道景観を形成しています。



今池三国ヶ丘線（けやき通り）

○大阪臨海線

- 阪神高速湾岸線の高架と並行して湾岸部を南北に走る幹線道路で、沿道は工場などの立地が中心となっています。
- 防風・防潮のための樹林帯が設置されており、緑豊かな沿道景観を形成しています。



深井畑山宿院線（御陵通り）



大阪臨海線

4) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。



- 凡例
- | | |
|------------|-------------|
| 景観のまとまり | その他 |
| 住宅地の景観 | 鉄道・軌道(路面電車) |
| 商業地の景観 | 軌道(地下鉄) |
| 工場地の景観 | 高速道路 |
| 農地・集落の景観 | 国道 |
| 歴史的まちなみの景観 | 主要道路 |
| 緑の景観 | 一般道路 |
| | 公園・緑地 |
| | 河川・ため池 |
| | 旧街道 |

a 都心及び駅前の拠点の景観

【特性】

- 堺東駅前の商業・業務施設の集積による風格とにぎわいのある景観
- 堺駅前の商業・業務施設の集積による明るくにぎわいのある景観
- 堺市駅前の市街地再開発事業や隣接する都市公園を含めた整った景観



①堺東駅前

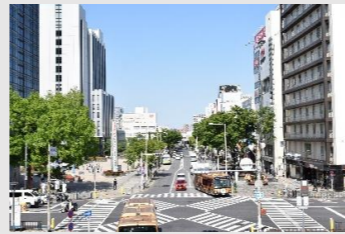


②堺駅前

b 都心周辺の特徴的な通り景観

【特性】

- 電線が地中化され、けやき並木が特徴的な大小路線(大小路筋)
- 阪堺線や町家をはじめとするさまざまな景観資源が特徴的な大道筋
- 広幅員の道路にフェニックスが特徴的な国道26号(フェニックス通り)
- けやき並木のトンネル沿いに落ち着いたまちなみが連なる今池三国ヶ丘線(けやき通り)
- 仁徳天皇陵古墳・大仙公園とつながる緑豊かな深井畑山宿院線(御陵通り)



③大小路線(大小路筋)のまちなみ



④大道筋と阪堺線のまちなみ



⑤国道26号(フェニックス通り)



⑥今池三国ヶ丘線(けやき通り)

c 古墳及びその周辺の景観

【特性】

- 低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる濠
- 静かなたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑦仁徳天皇陵古墳



⑧履中天皇陵古墳



⑨深井畑山宿院線(御陵通り)



⑩大仙公園

d 環濠都市の歴史的なまちなみ景観

【特性】

- 環濠都市をほうふつとさせる内川、土居川の水辺空間
- 昔ながらの町割、建物が残るまちなみ
- 寺社の集積する寺町のまちなみ
- 阪堺線沿いに点在する町家のまちなみ
- 包丁、線香などの伝統産業が息づくまちなみ
- 紀州街道、竹内街道などの歴史的なまちなみ



⑪山口家住宅



⑫環濠北部の歴史的なまちなみ



⑬紀州街道



⑭土居川の水辺空間

e 暮らしと生産の場が共存する景観

【特性】

- 職住が一体となった生活感のあるまちなみ
- 工場緑化によるうるおいのあるまちなみ



⑮三宝地区の工場緑化



⑯石津地区の工場のまちなみ

f 堺旧港・大和川の景観

【特性】

- 歴史を意識して整備された堺旧港
- 広大な水と緑を感じることができる大和川のオープンスペースの景観



⑰堺旧港



⑱大和川の広がりある景観

(2) 都心・周辺市街地景観の課題

都心・周辺市街地は本市の固有の都市ブランドを代表する地域として風格ある景観形成が求められる一方、中心市街地をはじめとする都心では多様な人々のにぎわい・交流を育んでいく必要があります。そのため都心では質の高い景観形成とにぎわい・交流を生み出す経済活動との両立を図ることが課題となります。

環濠都市の名残を現在に伝える水辺空間や伝統的な町家群、緑豊かな古墳群とその周囲に位置する良好な住宅地、街道沿いに位置する歴史的なまちなみなどの景観資源が多数あり、地域の魅力を磨きあげ、都市ブランド力の向上に寄与するよう積極的な景観形成を図ることが求められます。

駅周辺では交通利便性の向上に伴いマンションなどの建設が進んでいる事例も見られ、駅前の景観が大きく変わりつつある中で、周辺との調和が求められます。その一方で、市街地では住宅と商業施設・工場が混在する地域も見られることから、双方の調和を図り暮らしの場としての景観を向上させることもあわせて求められます。

地域別の景観形成の課題としては以下が挙げられます。

- 堺東駅周辺や堺駅周辺では市街地再開発事業等によって都市機能の更新が進み新たな景観が形成されていますが、広域的な都市圏の中核を担い、本市全体の発展を牽引する活力を生み出す地域として、引き続き、本市の中心的拠点にふさわしい景観形成が求められています。
- マンションなどの立地が進む駅前では周辺との調和に配慮した景観形成が求められています。
- 大小路線（大小路筋）や大道筋沿道では、周辺に点在する景観資源を回遊したくなるウォーカブルでにぎわいの感じられる景観形成が求められています。
- 阪堺線の沿線では車窓からの景観にも配慮するなど、歴史的なまちなみや地域のにぎわいが感じられる景観形成が求められています。
- 堺環濠都市地域においては町家・寺社などの歴史的なまちなみ保全に配慮しながら、都心のにぎわいと風格ある景観形成を進めることが課題となっています。
- 国道26号（フェニックス通り）では商業施設や業務施設、マンションなどの立地が見られ、沿道の持つ特徴を損なわないような都心にふさわしい質の高い沿道景観の形成が課題となっています。
- 百舌鳥古墳群周辺では引き続き古墳とその他の歴史資源、住宅地が一体となった市街地景観の保全に向けて、新たな建築物と古墳群との調和が求められます。
- 沿道型の商業施設などが並ぶ幹線道路沿いでは屋外広告物がにぎわいを演出する反面、景観を阻害している事例も見られ、沿道景観の形成が課題となっています。



(3) 都心・周辺市街地景観の方針

本市の玄関口にふさわしい、都市ブランドを代表するような景観を創出するため、都心・周辺市街地景観の目標を次のように定めます。

古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 多様な都市機能が集積している都心は都市ブランド力を高めるため、類いまれな歴史文化や都市機能を活用し、多様な主体を惹きつける本市の中心的拠点にふさわしいにぎわいの創出や風格のある景観とします。また、地域の拠点となる鉄道駅前においてはそれぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。
2. 都心の軸となる大小路線（大小路筋）や大道筋はウォークラブルなシンボリック空間の形成や交通結節点のにぎわい空間の創出、魅力的な夜間景観の形成などによる多様な人が集い交流する魅力あふれる景観とします。その他の幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やまとまりに配慮した秩序ある景観形成を図ります。
3. 百舌鳥古墳群周辺地域は、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてもふさわしい景観とします。
4. 堺環濠都市地域とその周辺は、歴史文化資源の保存や歴史的まちなみを保全しながらこれらと調和した風情が感じられる趣のある景観とします。
5. 環濠都市の名残である内川・土居川及び堺旧港周辺は、それぞれの水辺空間と緑を活用した景観とします。
6. 工場と住宅が混在する地域では工場に周辺との調和に配慮したデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。
7. 大和川周辺においては広大な水と緑のオープンスペースとの調和に配慮し、地域と水辺が一体となった魅力ある景観形成を図ります。
8. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
9. 歴史的まちなみや建築物などの歴史文化資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

3-2 近郊市街地景観

(1) 近郊市街地景観の特性

かつては田園の中に古墳群や伝統的な集落地、ため池が点在していた地域で、今もなお田園景観が残されています。大正期から戦前にかけて、浜寺一帯が海浜別荘地として開発され、周辺では現在も良好な住環境が維持されています。戦後には鉄道の敷設にあわせて市街化が進み、公的住宅団地の整備や土地区画整理事業が早い時期から進められた地域です。



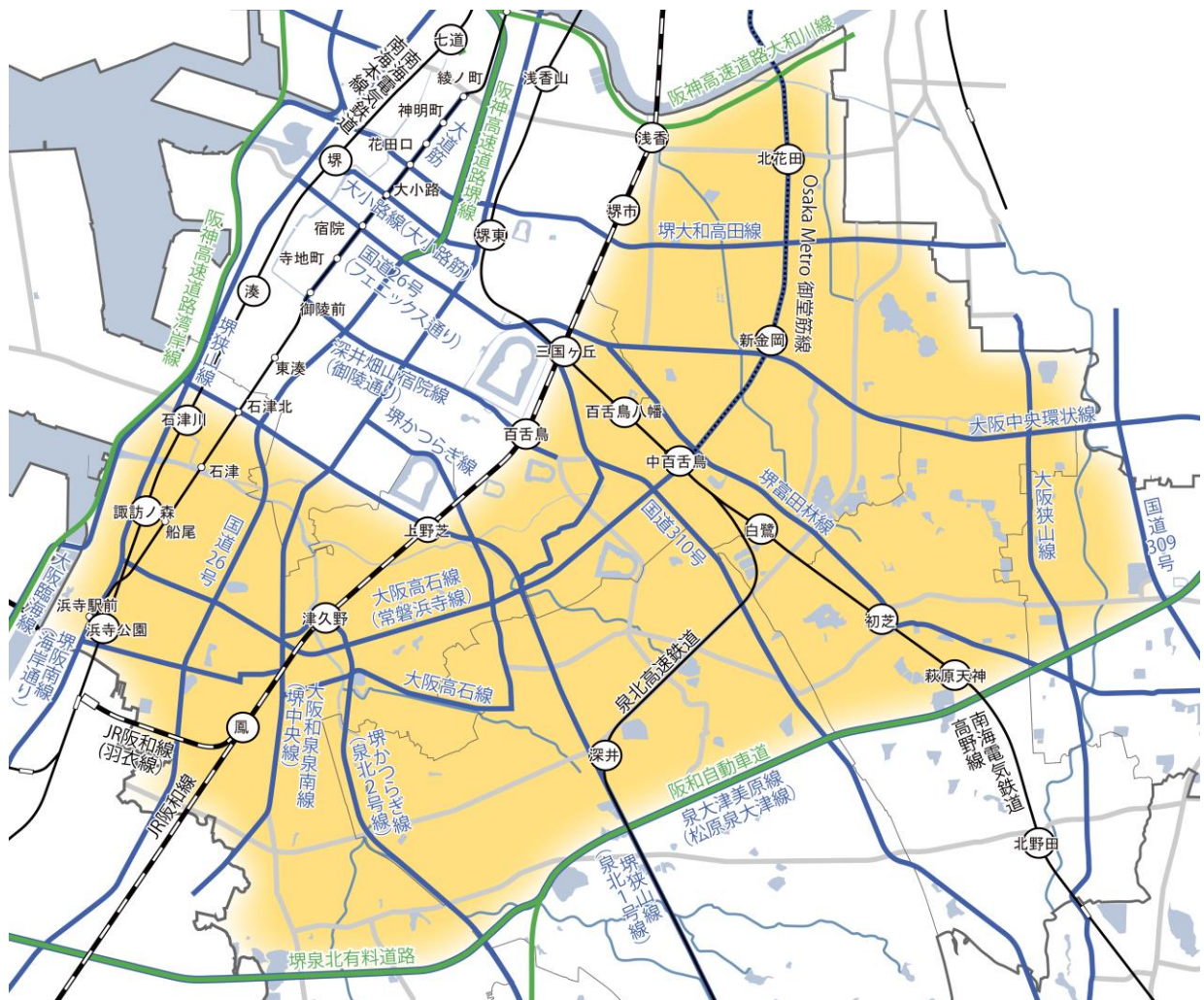
いたすけ古墳



新新岡団地



浜寺昭和町の住宅地



1) 自然から見た景観特性

- 地域の大部分は平坦な地形ですが、南東に向かって標高 30～100mのゆるやかな丘陵地形となります。
- 大和川に注ぐ狭間川・光竜寺川と臨海部に注ぐ石津川・和田川・百済川・百舌鳥川・伊勢路川が主な水系を構成しています。
- 古くから河川やため池の水利を利用して農業が営まれており、現在でも点在する農地のほかに長池・菅池・森池・菰池・水賀池といったため池を各所に見ることができます。
- 百舌鳥古墳群のニサンザイ古墳やいたすけ古墳、御廟山古墳のほか、大泉緑地や白鷺公園、家原大池公園などの魅力ある公園や緑地が点在しています。
- 海に開かれた臨海部の景観が特徴的で、石津漁港や浜寺公園の海浜リゾートなど、海との多様な関わりが形成されてきました。

2) 歴史文化から見た景観特性

- 古くから河川やため池の水利を活用した農業が営まれており、昭和初期頃までは農業集落を中心とした田園地帯が広がっていました。
- 北部には長尾街道や竹内街道、西高野街道が通り、沿道に集落が形成されました。現在でも街道沿いに家原寺・大鳥大社・日部神社・百舌鳥八幡宮・金岡神社などの由緒ある寺社が残り、伝統ある祭りを今に受け継いでいます。往時をしのばせるまちなみが各所に見られ、地域の人々の誇りとなっています。
- 石津川沿いの毛穴地域は注染・和晒などの伝統産業が盛んであった地域で、現在でも石津川沿いに工場の集積が見られます。



光竜寺川



土塔町公園



浜寺公園



長尾街道



百舌鳥八幡宮



高林家住宅

3) 市街地形成の経緯から見た景観特性

【なり立ちから見た景観特性】

- 明治6年（1873年）に日本最初の都市公園の1つとして浜寺公園が開設され、明治30年（1897年）には南海鉄道（現・南海本線）が開通しました。大浜に水族館・公会堂や潮湯などのレジャー施設が整備されるなど、周辺は大阪都市圏に隣接する海浜リゾート地として発展したことで、浜寺一帯において、高級住宅地・別荘地の開発が進められました。
- 昭和30年（1955年）頃から市街化が進み、鉄道駅周辺などにおいて集落を中心として市街地が拡大していきました。東浅香山や金岡・新金岡、向ヶ丘などの公的住宅団地の整備や土地区画整理事業の進展もあって、人口は急激に増加していきました。
- 泉北ニュータウンの建設に伴う泉北高速鉄道の開通、大阪中央環状線の整備や御堂筋線の延伸、さらには泉大津美原線（松原泉大津線）や阪和自動車道の開通など交通基盤の整備が進み、市街地はさらに拡大しました。現在においても大阪市に近接する住宅地として発展し、鳳、北花田、新金岡、中百舌鳥など、交通利便性の高い鉄道駅周辺で拠点の形成が図られています。



浜寺昭和町の戦前の住宅



泉大津美原線

【拠点・軸の景観】

ア) 拠点（駅前等）

○中百舌鳥駅周辺

- 土地区画整理事業及び地区計画の指定により駅前を中心に土地の高度利用や商業・業務施設の整備が進められました。近年は、高い技術力を有する中小企業や起業家といった多様な主体による共創を促進するなど、イノベーション創出拠点の形成に向けた取組が進められています。
- 南海高野線、OsakaMetro 御堂筋線、泉北高速鉄道などの交通結節点である駅前には商業施設や住宅等が立地しています。周辺には、堺市産業振興センターなどの産業支援機関や大学などが位置しています。



中百舌鳥駅前

○新金岡駅周辺

- 金岡東新住宅市街地開発事業により住宅整備が進められました。中高層を中心とした住宅団地が周辺に整備され、駅前には商業施設が立地しています。
- 駅の周辺は整形の街区が形成されており、街路樹の緑あふれる見通しの良い沿道景観が特徴的です。
- 公的住宅団地の老朽化に伴う建替えなどの更新に合わせた用地の活用



新金岡駅前

など、地区のポテンシャルを強みとした地域の魅力向上が図られています。

○深井駅周辺

- 泉北高速鉄道の開業後、土地区画整理事業が実施され、幹線道路や公共施設（中区役所・ソフィア堺）が整備されたことにより、近隣型商業施設が集積しています。深井駅に近接した水賀池公園では、商業・サービス機能等が一体となった新たな拠点施設の整備が進められています。



深井駅前

○北花田駅周辺

- OsakaMetro 御堂筋線の沿線であり利便性が高いことから、マンションなどが多く立地しています。
- 民間社宅の広大な跡地に大規模なショッピングセンターが建設され、多くの人々が訪れる商業空間となりました。地区計画の指定により複合的な都市機能の導入と周辺との調和が図られました。



北花田駅前の商業施設

○上野芝駅周辺

- JR 阪和線と堺狭山線（泉北 1 号線）とが交わる位置にあり、周辺には商業施設やマンションなどが立地するほか、駅の北側には敷地規模の大きい邸宅が立地し、落ち着いた住宅地景観を形成しています。



上野芝駅前

○浜寺公園駅周辺

- 浜寺公園への玄関口であり、海浜リゾート地の風情を残す建築物や樹木などの立地が見られます。南海本線の連続立体交差事業にあわせて、土地区画整理事業も行われ、近代洋風建築である駅舎を主役にした駅前整備が進められています。
- 周辺には高級別荘地の名残を伝える邸宅などが立地していますが、こうした歴史的な建築物の更新が進みつつあります。



浜寺公園駅前

○諏訪ノ森駅周辺

- 南海本線の連続立体交差事業とあわせて、駅前広場等の整備が進められるなど、一体的な景観が形成されつつあります。



諏訪ノ森駅前の旧駅舎

○鳳駅周辺

- 熊野街道沿いに古くから開けたエリアで、昔ながらの商店街も残っています。
- 駅南側では大規模工場跡地に都市計画道路や駅前広場、公園等が整備され、大型商業施設やマンションが立地するなど、本市の西の玄関口としてふさわしい拠点形成が図られています。



鳳駅周辺の商業施設と公園

○初芝・萩原天神駅周辺

- 戦前に開発された郊外住宅地の名残が残っていますが、道路幅員が狭く

密集した市街地も残されています。

イ) 軸（道路・鉄道等）

○大阪高石線（常磐浜寺線）

- 近郊市街地を南北に走る主要な幹線道路で、広幅員の沿道には商業施設が多数立地したにぎわいのある景観を形成しており、屋外広告物が多く設置されています。



大阪高石線（常磐浜寺線）

○大阪中央環状線

- 松原市方面へと接続する広幅員の幹線道路で、交通量が多く大規模な商業施設や物流施設などの立地が見られますが、東部には空き地や農地なども点在しています。



大阪中央環状線

○大阪臨海線

- 阪神高速湾岸線の高架と並行して湾岸部を南北に走る幹線道路で、沿道は工場などの立地が中心となっています。
- 防風・防潮のための樹林帯が設置されており、緑豊かな沿道景観を形成しています。



大阪臨海線

○国道 310 号

- 三国ヶ丘駅付近を通過し大阪狭山市方面へと接続する幹線道路で、沿道には生活便利施設や飲食施設などが連なった沿道景観を形成しており、屋外広告物が多く設置されています。



国道 310 号

○国道 26 号

- 高石市方面へと接続する交通量も多く広幅員の主要な幹線道路で、車利用を中心とした沿道型の商業施設などの立地がめだちます。

○堺狭山線（泉北 1 号線）・泉北高速鉄道

- 石津方面から深井を通過し、泉北高速鉄道沿いに光明池・和泉中央方面へと続く主要な幹線道路です。
- 幅員が広く、街路樹や中央分離帯の植栽が整備されています。周辺には住宅も多く立地し、緑豊かな沿道景観を形成しています。
- 臨海部付近では商業施設やマンションが立地し、混在型の土地利用となっています。
- 深井駅周辺には沿道型の商業施設が立地しています。



堺狭山線（泉北 1 号線）
（上野芝駅周辺）

○堺かつらぎ線（泉北 2 号線）

- 津久野駅周辺から石津川沿いを南へ向かう幹線道路で、沿道には工場などのほか、商業施設や住宅などが立地しています。



堺かつらぎ線（泉北 2 号線）

○泉大津美原線（松原泉大津線）・阪和自動車道

- 阪和自動車道の高架と並行して市域を東西に走る幹線道路です。沿道は市街化が進み、商業・業務施設や工場、住宅などが建ち並んでいるほか、田畑や建設資材置き場なども散見されます。



泉大津美原線（松原泉大津線）
・阪和自動車道

4) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

a 駅前拠点の景観

【特性】

- 駅前広場を中心とする整然とした中百舌鳥駅前の景観
- 新金岡駅前の商業施設を核とするにぎわいのある景観
- 都市機能の集積が進んだ深井駅前の景観
- 鳳駅前の商業施設等を核とするにぎわいのある景観



①中百舌鳥駅前



②新金岡駅前



③深井駅前



④鳳駅前

b 幹線道路沿道の景観

【特性】

- 交通上の骨格を形成し、沿道に商業施設が立地する広幅員道路の大阪高石線（常磐浜寺線）、大阪中央環状線、堺狭山線（泉北1号線）
- 沿道に商業施設が連なる国道310号



⑤大阪中央環状線

c 風格が宿る郊外住宅地の景観

【特性】

- クロマツ、板塀、石積み、生垣、ゆとりある敷地などが特徴的なかつての別荘地の趣が残る浜寺、諏訪ノ森の郊外住宅地
- 緑豊かで落ち着いたまちなみの上野芝や初芝の郊外住宅地



⑥浜寺昭和町のまちなみ



⑦上野芝町のまちなみ

d 古墳及びその周辺の景観

【特性】

- 低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる緑
- 静かなたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑧ニサンザイ古墳

e 伝統産業が息づく景観

【特性】

- 石津川の流れを利用した伝統産業の注染・和晒工場などが集積するまちなみ



⑨石津川・工場と住宅のまちなみ

f 田園景観

【特性】

- 市街地の中でも自然を感じさせる農地、ため池



⑩菅池

g 大規模な公園・緑地の景観

【特性】

- 豊かな緑とオープンスペースを有する大規模な公園・緑地の景観



⑪金岡公園



⑫浜寺公園



⑬大泉緑地

h 旧街道沿いの景観

【特性】

- 竹内街道や長尾街道、西高野街道などの旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ
- 旧街道沿いに、家原寺や大鳥大社などの由緒ある寺社が残るまちなみ



⑭長尾街道



⑮西高野街道

i 公的住宅団地が建ち並ぶ景観

【特性】

- 計画的に開発された公的住宅団地が整然と建ち並ぶまちなみ
- 成熟した住宅団地の緑豊かなまちなみ



⑯公的住宅団地のまちなみ



(2) 近郊市街地景観の課題

近郊市街地は、かつて農村地帯であったところに市街化が急激かつ広範に進んだことから、市街化された時期により多様な景観が形成されています。そのため、近郊市街地全体を一つの景観として把握することは困難ですが、各地域にはそのなり立ちに応じた特徴的な景観特性を有し、保全・活用すべき景観資源が数多く分布しています。特に緑豊かな歴史景観を有する百舌鳥古墳群や、良好な郊外住宅地の景観を有する上野芝や浜寺などにおいては、地域の魅力を磨きあげ、本市の景観形成を先導する地域として積極的な景観形成を図ることが求められます。

また、駅前を中心に拠点形成が進み、市街地整備事業などにより新たな景観が生まれていますが、こうした都市の更新にあたっては、周辺との調和に配慮しつつ、地域の拠点としてにぎわいのある景観形成も求められます。

一方で、市街化が急激に進んだことから、住宅と商業施設・工場が混在する地域も見られ、こうした場所では双方の調和を図り、暮らしの場としての良好な景観形成が求められます。

地域別の景観形成の課題としては以下が挙げられます。

- 中百舌鳥都市拠点において、イノベーション創出拠点の形成に向けた取組が進められているほか、新金岡駅や深井駅周辺でも拠点の形成が進められており、市街地整備とあわせて魅力ある拠点として、にぎわいや質の高い景観形成が求められます。
- 浜寺、上野芝、初芝など堺の住宅地イメージを代表する地域においては、緑豊かで良好な住環境の保全を図る必要があります。
- 世界遺産である百舌鳥古墳群周辺では、古墳とその他の歴史資源、住宅地が一体となった市街地景観の保全や新たな建築物の古墳群との調和が求められます。
- 地域の拠点や幹線道路沿いでは、依然として屋外広告物が景観を阻害する要因となっている事例も見られ、沿道景観の形成が課題となっています。

(3) 近郊市街地景観の方針

百舌鳥古墳群や史跡土塔、寺社や集落、街道、郊外住宅地や洋館建築などの歴史景観と、ため池や寺社林、農地などの自然景観が市街地の中に存在する景観を守り育てるため、また、中百舌鳥都市拠点では、ビジネスや学術における交流の場としてにぎわいのある都市景観を創出するため、近郊市街地景観の目標を次のように定めます。

暮らしの中で歴史文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 地域の拠点となる鉄道駅前においては、それぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。
中百舌鳥都市拠点は、にぎわいや活力を感じられる駅前空間の創出を図り、イノベーション創出拠点にふさわしい景観とします。
新金岡駅周辺では、豊かな緑やこのエリアの利便性を強みとしたにぎわいある景観とします。
また、深井駅周辺は、多様な世代が集い交流する水賀池公園を新たな中区のシンボルとしたにぎわいある景観とします。
2. 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やまともに配慮した秩序ある景観形成を図ります。
3. 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。
4. 百舌鳥古墳群周辺地域においては、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてもふさわしい景観とします。
5. 工場と住宅が共存する地域では、工場に周辺との調和に配慮した開放的なイメージのデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。
6. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系・ため池といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
7. 歴史的まちなみや建築物などの歴史資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

3-3 郊外市街地景観

(1) 郊外市街地景観の特性

北野田駅の周辺は古くは集落地の周辺に農地が広がる田園地帯で、大正期に北野田駅が開設されると、昭和初期から大美野などで郊外住宅地開発が行われました。戦後には鉄道沿線を中心に市街化が進み、旧来の集落地を核として郊外の市街地が拡大しました。

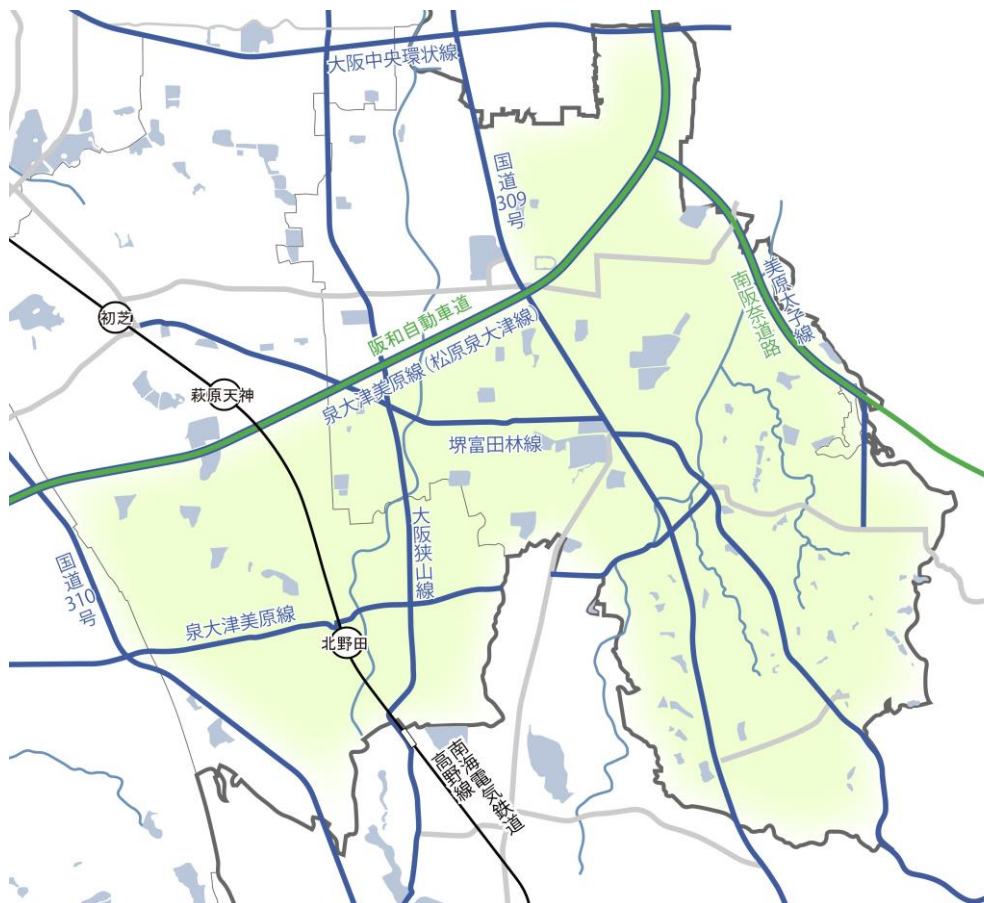
また、美原区域は飛鳥時代の難波宮と飛鳥京を結ぶ日本最古の官道といわれる竹内街道に北端を接し、堺と大和を結ぶ交通の要衝として繁栄してきました。区域内には狭山池を水源とする東除川、西除川の両河川が南北に流れており、これらの河川に沿って農耕地が開けています。また、幹線道路の整備に伴って既存の集落を核として市街化が進み、美原都市拠点を中心とした大規模商業施設などの都市機能の集積が進んでいます。



西除川



農村集落のまちなみ（美原）





1) 自然から見た景観特性

- 南東の丘陵地から北西の平地に向けてなだらかに傾斜する比較的平坦な地形となっており、狭山池を水源とする東除川・西除川に沿って農地・ため池が分布しています。



舟渡池

2) 歴史文化から見た景観特性

- 日本最古の官道といわれる竹内街道に北端を接し、和泉と大和を結ぶ交通の要衝として繁栄してきた地域です。戦前までは農地の中に集落地、ため池が点在する田園地帯が広がっていました。
- 南海高野線の沿線ではヨーロッパの郊外住宅地である田園都市を模した大美野住宅地が開発され、良好な住宅地景観が形成されました。



郊外住宅地のまちなみ（大美野）

3) 市街地形成の経緯から見た景観特性

【なり立ちによる景観特性】

- 鉄道の敷設により市街地が拡大し、昭和 40 年代には阪和自動車道の開通や木材工業団地の開発など交通基盤や産業基盤の整備が進みました。平成 16 年（2004 年）には南阪奈道路が開通し美原インターチェンジが整備されることで一層交通利便性が向上し、交通・物流の結節点として都市機能の集積が進みました。既存の集落を核とした市街地の拡大や、丘陵部を切り開いた戸建住宅地の造成などで発展し、近年では北野田や美原で拠点の形成が図られています。



菅生神社

【拠点・軸の景観】

ア) 拠点（駅前等）

○美原都市拠点

- 区役所庁舎や多目的ホールなどからなる複合シビック施設が整備され、周辺では大規模な商業施設が立地するなど、にぎわいある景観が創出されています。



阪和自動車道

○北野田駅周辺

- 公益施設や商業施設・高層マンションが建ち並び、地域の生活拠点となっています。
- 付近には戦前に開発された郊外住宅地である大美野が位置し、良好な住宅地景観を維持しています。



美原複合シビック施設



北野田駅前の再開発ビル

イ) 軸（道路・鉄道等）

○国道 309 号

- 松原市から美原区を通って富田林市へと接続する幹線道路で、周辺にはまとまった農地・河川などの田園景観が広がり、沿道には生活利便施設を中心とした立地が見られます。



国道 309 号

○泉大津美原線（松原泉大津線）・阪和自動車道

- 阪和自動車道の高架と並行して市域を東西に走る幹線道路です。沿道は市街化が進み、商業・業務施設や工場、住宅などが建ち並んでいるほか、田畑や建設資材置き場なども散見されます。



泉大津美原線（松原泉大津線）
・阪和自動車道



4) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

a 緑豊かでゆとりある郊外住宅地の景観

【特性】

- 重厚で緑豊かな生垣、ゆとりある敷地などが特徴的な大美野の良好な住宅地の景観
- 計画的に整備されたさつき野の整った住宅地景観



①大美野の住宅地のまちなみ



②さつき野の住宅地のまちなみ

b 集落地の景観

【特性】

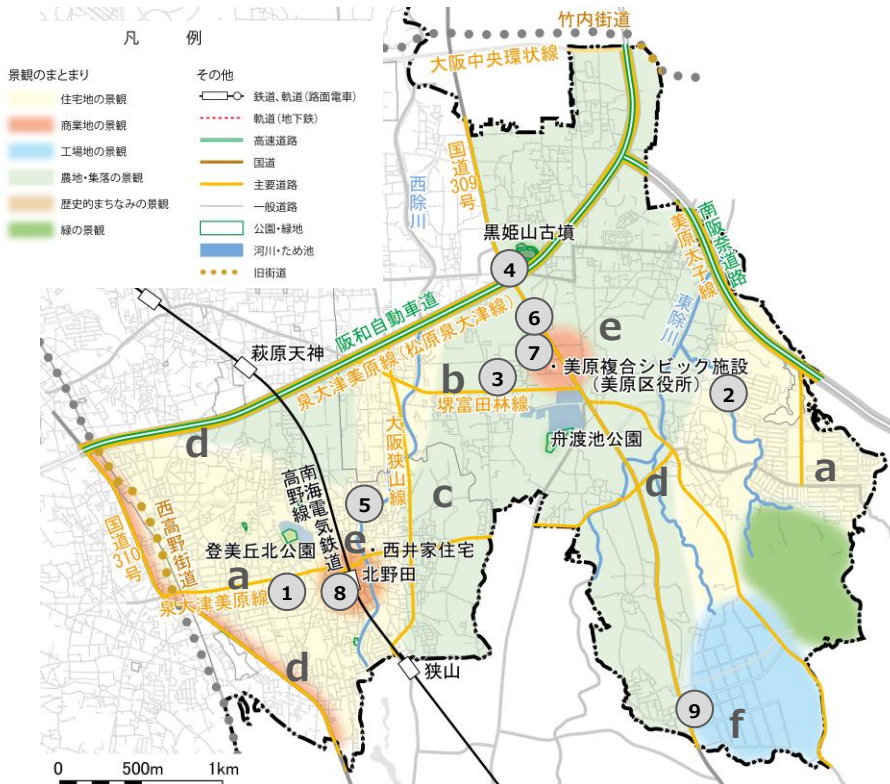
- 昔の集落や寺社が残る田園景観と調和した黒山のまちなみ
- 街道沿いに残るまちなみ



③黒山集落のまちなみ



④黒姫山古墳



c 田園景観

【特性】

- ため池・河川などの自然特性を有する田畑が広がる田園景観



⑤西除川沿いの景観

e 拠点の景観

【特性】

- 洗練されたデザインを持つ美原都市拠点の景観
- 再開発が進み整った北野田駅前の景観



⑦美原都市拠点周辺



⑧北野田駅周辺

d 幹線道路の景観

【特性】

- 商業施設が建ち並び、にぎわいを感じられるまちなみ



⑥国道 309 号

f 木材工場団地の景観

【特性】

- 工場が集積するまちなみ



⑨木材工場団地の景観

(2) 郊外市街地景観の課題

郊外市街地は、北野田駅周辺を中心とする市街地と複合シビック施設や商業・産業機能が集積する美原都市拠点、農地など豊かな自然の中に点在する旧集落地と郊外住宅地から構成されています。農地・ため池・河川などの自然は貴重な景観資源であり、その保全に努める必要があります。

大美野やさつき野などの郊外住宅地は計画的に街区形成が進められたことから、現在においても緑豊かで整然とした住宅地景観が形成されており、地区の特性に応じて良好な景観の保全と適切な更新を図る必要があります。

また、幹線道路の整備が進み、沿道を中心に商業施設などの立地も見られるため、周辺の田園景観との調和が求められます。

地域別の景観形成の課題としては以下が挙げられます。

- 都市化が進展する中、農地や昔ながらの農村集落のまちなみの保全が課題となっています。
- 美原都市拠点においては、周辺の田園景観と調和を図りながらにぎわいを感じられる景観形成が求められています。
- 大美野などの郊外住宅地では、近代和風様式の住宅が残るまちなみや緑の豊かなまちなみを維持することが課題です。
- 幹線道路沿いでは周辺の田園景観に調和しない屋外広告物などが見られるため、沿道景観の形成が課題となっています。



(3) 郊外市街地景観の方針

大美野、さつき野など計画的に開発された郊外住宅地や昔ながらの農村集落のまちなみなどの良好な景観を保全しながらも、美原都市拠点では人やものが集まりにぎわう場としての都市景観の創出を図るため、郊外市街地景観の目標を次のように定めます。

緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全

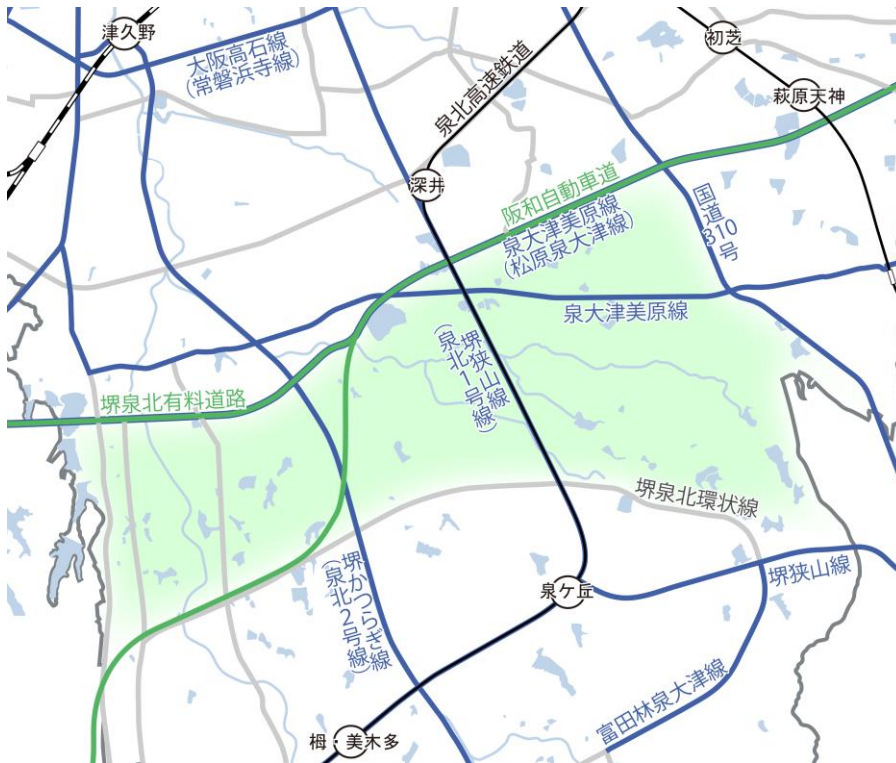
そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。
2. 集落地のまちなみや周辺の農地などの田園景観と調和した景観形成を図ります。
3. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する田畑・ため池・河川、起伏ある地形といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
4. 幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
5. 美原都市拠点では都市機能が集積した美原区域のシンボルゾーンとして、周辺の良好な田園景観との調和を保ちつつ、にぎわいのある景観形成を図ります。

3-4 田園景観

(1) 田園景観の特性

この地域は大半が市街化調整区域に指定されており、丘陵地の裾野に広がる自然豊かな田園景観が魅力です。



集落地の景観



緑豊かな田園景観



阿弥陀池



1) 自然から見た景観特性

- 標高 30～100mのゆるやかな丘陵地形の谷間に河川が流れ、起伏に富んだ地形が形成されています。
- 陶器川・前田川沿いを中心に樹林地が残っており、多様な生物が生息する貴重な自然空間を形成しています。また、その周辺には昔ながらの集落・田園景観が広がっています。



農地が広がる田園景観

2) 歴史文化から見た景観特性

- 古代には須恵器の一大生産地であり、現在も窯跡群の遺構が残っています。
- 古くから河川やため池の水利を活用した農業が行われており、現在も受け継がれています。
- 西高野街道の沿道に集落が形成されており、現在でも街道沿いには立派な造りの農家住宅が残っています。



兒山（こやま）家住宅

3) 市街地形成の経緯から見た景観特性

【なり立ちによる景観特性】

- 大半が市街化調整区域に指定されており、昔ながらの農村・田園景観が残っています。



西高野街道沿いの集落

【拠点・軸の景観】

ア) 軸（道路・鉄道等）

○堺狭山線（泉北 1 号線）・泉北高速鉄道

- 石津方面から深井を通過して光明池・和泉中央方面へと続く主要な幹線道路で、平井や田園周辺では集落周辺の農地・空地等の市街化が進んでいます。



堺狭山線（泉北 1 号線）沿道

○泉大津美原線（松原泉大津線）・阪和自動車道

- 阪和自動車道の高架と並行して市域を東西に走る幹線道路です。沿道は市街化が進み、商業・業務施設や工場、住宅などが建ち並んでいるほか、田畑や建設資材置き場なども散見されます。
- 原池公園の整備により、阪和自動車道の高架下の一部がスケートボードパークとして活用されています。



阪和自動車道高架下に整備された原池公園スケートボードパーク

4) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

a 河川沿いに広がる田園景観

【特性】

- 陶器川・和田川沿いに広がる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観
- 河川沿いに点在するため池・樹林地



① 陶器川



② 陶器川周辺の農地



③ 和田川

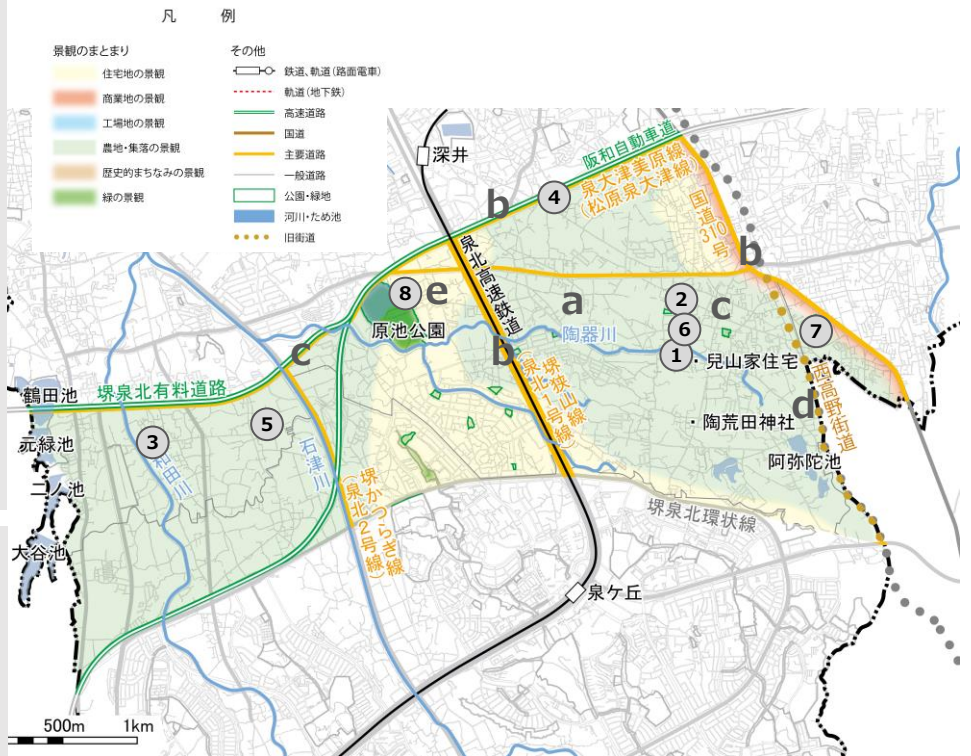
b 幹線道路沿道の景観

【特性】

- 田園景観を貫く機能性を有する幹線道路のまちなみ



④ 泉大津美原線（松原泉大津線）



c 農村集落地の景観

【特性】

- 昔ながらの生活がうかがえる農村集落のまちなみと、周辺の農地が一体となった景観



⑤ 太平寺集落のまちなみ



⑥ 田園と一体になった集落のまちなみ

d 旧街道沿いに残るまちなみ景観

【特性】

- 西高野街道など、旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ



⑦ 西高野街道

e 大規模な公園・緑地の景観

【特性】

- 田園景観の中にあつてスポーツ・レクリエーションが楽しめる開放的な景観



⑧ 原池公園



(2) 田園景観の課題

この地域では、丘陵地にかけて広がる素朴な田園景観の保全や伝統的な集落地の景観形成が課題です。戸建て住宅地の開発や幹線道路沿いの開発による農地の喪失も進んでおり、新たな開発と田園景観との調和も課題です。

また、幹線道路沿道ではさまざまな土地利用が混在し、乱雑な印象を与えるものもあるため、周辺の田園景観との調和が求められます。

(3) 田園景観の方針

貴重な自然・農業生産空間として素朴で美しい田園景観と伝統的な集落・街道景観を保全するため、田園景観形成の目標を次のように定めます。

丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 起伏のある地形、田畑、ため池、河川などからなる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観の一体的な保全を図ります。
2. 幹線道路沿道や新たに市街化が進みつつある地域では、集落景観と調和した落ち着いた落ち着きのある景観形成を図ります。
3. 背後の丘陵地・山なみへの見通しや周辺の集落景観との調和に配慮し、農地の潤いを感じられる伝統的な農村景観の保全を図ります。
4. 伝統的な集落や街道沿いに位置する歴史資源の保全を図ります。

3-5 丘陵市街地景観

(1) 丘陵市街地景観の特性

丘陵市街地は、泉北ニュータウンとその谷あいからなる地域です。

泉北ニュータウンは高度経済成長期の住宅需要に応えるため、既存の樹林やため池を残すなど自然景観を活用しながら新住宅市街地開発事業によって整備された大規模な計画的市街地です。鉄道、道路、公園等の都市基盤や戸建て住宅、集合住宅、商業施設や公共施設が計画的に整備され、緑豊かで整然とした住宅地景観が形成されています。ニュータウンの建設から時間が経過して住宅や施設が更新時期を迎えていることから、駅前施設や公的賃貸住宅の更新、公園の再整備、大学病院等の新たな都市機能の導入など、持続発展に向けた取組が進められています。

谷あいの地域には石津川や和田川に沿って、丘陵地の斜面林、棚田、段々畑などの里山景観が残っています。



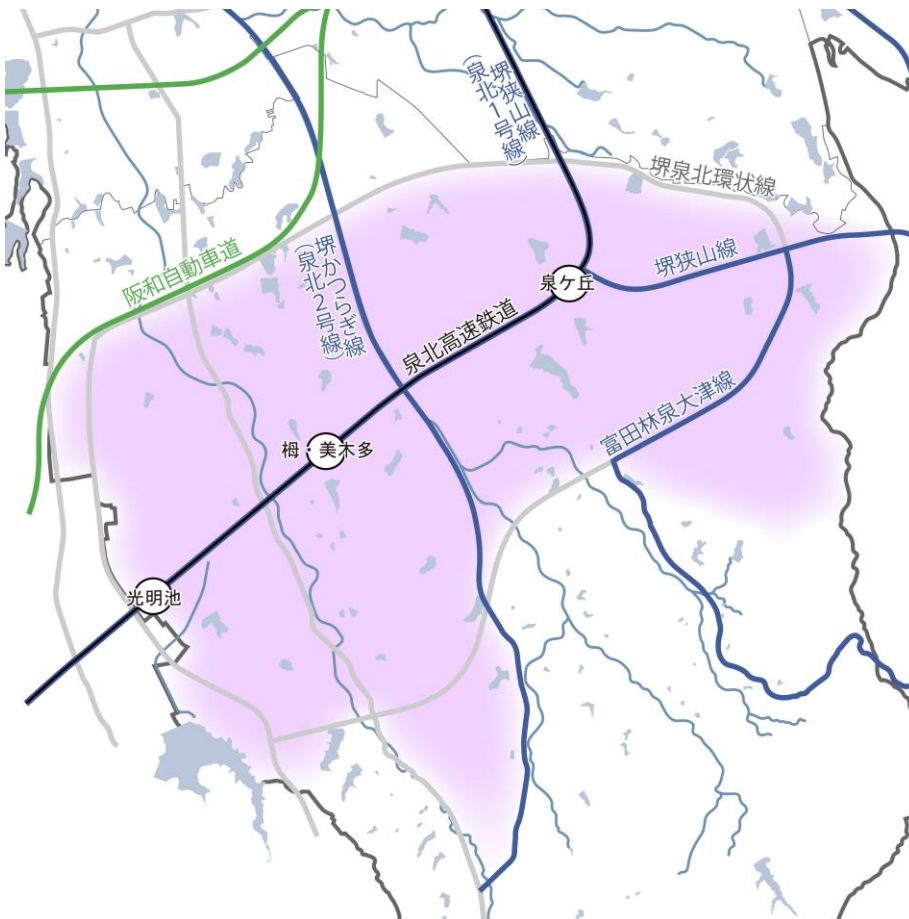
泉北ニュータウン



泉北ニュータウンの谷あい



緑豊かな環境に立地する集合住宅



1) 自然から見た景観特性

- 標高 30～100mの丘陵地形で尾根部分に泉北ニュータウンが立地し、谷間の河川沿いに農地や集落が分布しています。谷間を中心に美しい里山景観が残り、和田川・石津川沿いには里山と一体となった農地・集落景観が一望できます。
- 泉北ニュータウンは自然地形を活用した開発がなされており、斜面地に残された自然の緑や整備された各種公園、それらとネットワークを構成する泉ヶ丘緑地などの緑地や緑道が市民の憩いとなる空間を形成し、緑に包まれるような景観を創り出しています。



農地が広がる田園景観



ニュータウンの緑地

2) 歴史文化から見た景観特性

- 昭和 30 年代までは、和田川・石津川の流れる谷間に農地が広がり、集落地が点在している山間部の農村地帯でした。今でも谷間の田園景観は当時の面影をしのばせます。区域内には櫻井神社をはじめとする歴史的な景観資源が点在しています。



櫻井神社

3) 市街地形成の経緯から見た景観特性

【なり立ちによる景観特性】

- 市街地では、昭和 40 年（1965 年）から 58 年（1983 年）にかけて新住宅市街地開発事業による泉北ニュータウンの建設が進められました。昭和 46 年（1971 年）に泉北高速鉄道が泉ヶ丘まで、昭和 52 年（1977 年）には光明池まで整備され、さらに平成 5 年（1993 年）には阪和自動車道の堺インターチェンジ～岸和田和泉インターチェンジ間が開通し、市街地の基盤がほぼ整いました。
- 泉北高速鉄道の各駅を中心に、生活サービスを支える商業・業務地や公的賃貸住宅・戸建て住宅などの住宅地が計画的に整備されました。
- 泉北ニュータウンでは、自然の地形や既存のため池などを活用した眺望景観の創出に配慮して計画された集合住宅も見られます。
- 泉ヶ丘都市拠点における駅前商業施設の更新や大学医学部及び病院の建設、梅・美木多駅前広場の再整備、近隣センターにおける機能強化など、地域の拠点における施設更新が進んでおり、市街地景観が変わりつつあります。



泉北ニュータウンの交通動脈

【拠点・軸の景観】

ア) 拠点（駅前等）

○泉ヶ丘駅周辺

- 駅前商業施設の更新にあわせて、駅前地域の活性化やにぎわいの創出に向けた取組が進められています。
- 大学医学部及び病院の立地にあわせて、周辺道路の再整備による利便性の向上や公園の再整備とあわせた健康長寿の取組が進められています。
- 公的賃貸住宅の建替の促進やそれに伴い創出される活用地への新たな都市機能の導入に向けた取組が進められています。



泉ヶ丘駅前



梅・美木多駅前

○梅・美木多駅周辺

- 南区役所のほか、梅文化会館や南堺警察署などの公共公益施設が立地しています。
- 駅周辺の商業施設は共同住宅とともに更新されています。また、駅前広場の再整備が進められ、安全安心で利便性が高く、周辺施設と一体的なにぎわいを感じられる駅前空間の形成が期待されています。



光明池駅前

○光明池駅周辺

- 商業機能をはじめとした施設や共同住宅を中心とした住宅、またその周辺には公園が立地しています。
- まちびらきから約 50 年が経ち、駅前地域に立地する施設の更新時期に差し掛かっています。



堺狭山線（泉北1号線）

イ) 軸（道路・鉄道等）

○堺狭山線（泉北1号線）・泉北高速鉄道

- 泉北高速鉄道に沿って走る堺狭山線は泉北ニュータウンの各拠点を結ぶ主要な幹線道路で、道路からは周辺の中高層住宅や緑がみられ、広幅員の道路が広がりのある景観を創り出しています。



堺かつらぎ線（泉北2号線）

○堺かつらぎ線（泉北2号線）

- 石津川の谷筋に沿って南北に走る幹線道路で、沿道には商業施設のほか、資材置き場なども散見されます。

○堺泉北環状線

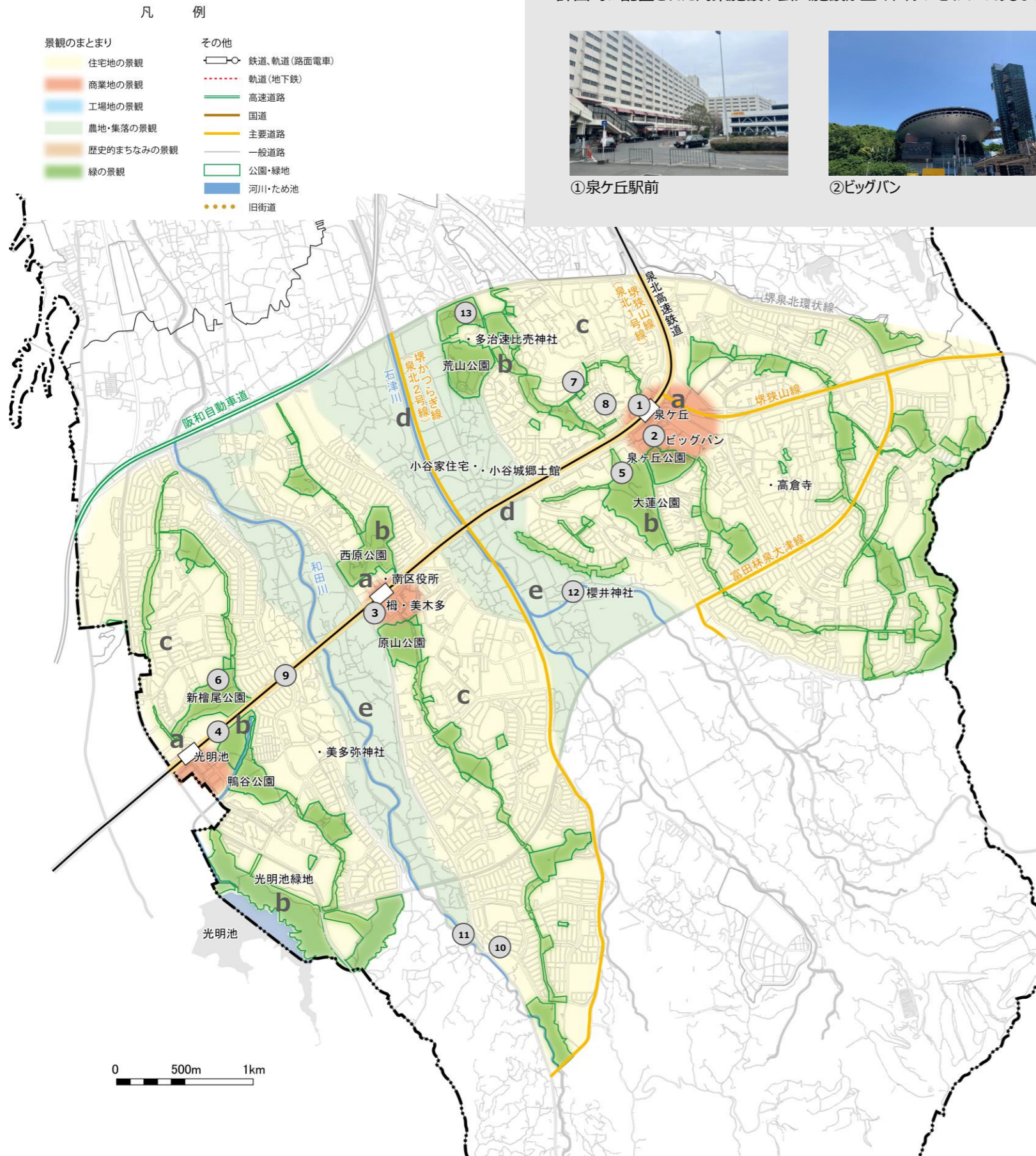
- 泉北ニュータウンの外周を走る道路で、一部の区間では住宅地との関係に配慮した緩衝緑地帯が設けられ、ゆとりある空間構成となっています。



堺泉北環状線

4) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。



a 駅前の拠点の景観

【特性】

- 計画的に配置された商業施設や公共施設が生み出すにぎわいのあるまちなみ



① 泉ヶ丘駅前



② ビッグパン



③ 桐・美木多駅前



④ 光明池駅前

b 大規模な公園・緑地の景観

【特性】

- ニュータウン内に計画的に整備された大規模な公園・緑地・緑道による景観



⑤ 大蓮公園



⑥ 新檜尾公園

c 成熟したニュータウンのまちなみ景観

【特性】

- 自然景観を活用して計画的に整備された泉北ニュータウンの成熟したまちなみ
- 緑豊かでゆとりある敷地が特徴的な郊外住宅地



⑦ 竹城台の住宅地のまちなみ



⑧ 公的賃貸住宅のまちなみ

d 幹線道路沿道の景観

【特性】

- 周辺の商業施設や集合住宅、緑が連なるニュータウンの骨格となるまちなみ



⑨ 堺狭山線(泉北1号線)

e 谷あいの集落地景観

【特性】

- 石津川・和田川の谷あいに位置する里山と農地、集落が一体となった田園景観
- 櫻井神社など由緒ある寺社などが残る歴史が感じられる景観



⑩ 谷あいの集落と田園の景観



⑪ 和田川沿いの集落の景観



⑫ 櫻井神社



⑬ 多治速比売神社

(2) 丘陵市街地景観の課題

丘陵市街地は、丘陵地に位置する泉北ニュータウンとその谷あいの地域で構成されています。

谷あいにおける農地・ため池や山林・河川などの貴重な景観資源については、その保全に努める必要があります。計画的に街区形成が進められた泉北ニュータウンでは、現在においても緑豊かで整然とした住宅地景観が形成されており、地区の特性に応じて良好な景観の保全と適切な更新を図る必要があります。とりわけ、駅前等を中心に施設の建替が進められており、周辺の景観特性を踏まえた配慮が求められます。

また、幹線道路沿道を中心に商業施設などの立地も見られるため、周辺の田園景観との調和が求められます。

地域別の景観形成の課題としては以下が挙げられます。

- 泉北ニュータウンの緑豊かな環境を保ちつつ、駅前や住宅団地などでは建物の更新にあたっては、交流を生み、にぎわいのある魅力的な景観を形成することが課題となっています。
- 多様な自然・歴史資源により形成される美しい谷あいの景観や、まとまった農地が残る田園の景観を保全する必要があります。
- 地域の拠点や沿道型の商業施設などが並ぶ幹線道路沿いでは、屋外広告物がにぎわいを演出する反面、景観を阻害している事例も見られるため、沿道景観の形成が課題となっています。



(3) 丘陵市街地景観の方針

泉北ニュータウンでは計画的に開発された郊外住宅地の成熟した良好な景観を保全し、丘陵の谷あいの地域や農地・ため池が広がる田園地域では、自然と集落の風景が調和した美しい景観を保全するため、丘陵市街地景観の目標を次のように定めます。

活力を感じる景観形成と 緑豊かな郊外住宅地景観、周辺の自然及び田園景観の保全

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 泉北ニュータウンでは緑豊かな住宅地景観を保全しつつ、駅前や近隣センターなどで多様な都市機能が集積したにぎわいや交流を生み出す魅力的な景観形成を図ります。
泉ヶ丘都市拠点は豊かな緑空間や商業機能、医療機能等を強みとした幅広い世代の人でにぎわい、交流する魅力的な景観とします。
2. 泉北ニュータウンの公的賃貸住宅や公共施設の更新にあたっては、周辺の土地利用と調和した魅力的な景観形成を図ります。
3. 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
4. 谷筋の集落地では、農地や河川・ため池などの自然資源と一体となった潤い豊かな景観形成を図ります。
5. 農地、河川・ため池、丘陵地の斜面樹林などの自然景観や、寺社などの貴重な歴史資源の保全を図ります。

3-6 丘陵地景観

(1) 丘陵地景観の特性

里山として人々の営みの中で守り育まれてきた南部丘陵には、シブカガシなどの常緑高木に加えコナラなどの落葉樹林が植生し、河川、ため池なども自然に近い状態に残るなど、農業・酪農の場と一体となって、四季に美しい自然環境が維持されており、本市を代表する自然景観となっています。

丘陵地の豊かな自然は緑の景観として市民の生活に潤いを与え、レクリエーションの場となるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の維持など都市環境の保全にも重要な役割を果たしています。



南部丘陵の里山と田園



内河池



鉢ヶ峯フラワー農園

1) 自然から見た景観特性

- 河内長野市から続く標高 100m以上の山麓地形の南部丘陵は、市街地のすぐ近郊にありながら、シリブカガシの群生地のほか雑木林、ため池、河川が育む多様な植生や動植物、生産の場、歴史資源があいまって、四季の変化に富む豊かな里山景観が形成されています。
- 鉢ヶ峯地区の田園景観や別所地区のみかん畑、公園墓地の桜などの自然景観が見られます。



田園景観

2) 歴史文化から見た景観特性

- 法道寺をはじめとする歴史的な景観資源が点在しています。法道寺は 7 世紀創建の名刹で、鎌倉時代の食堂、南北朝時代の多宝塔など貴重な遺構が残されています。
- 旧来からの農家住宅を中心とした農村景観が見られます。



法道寺

3) 市街地形成の経緯から見た景観特性

- 全域が市街化調整区域に指定されており、谷間に形成された集落・田園景観が残っています。
- 豊かな自然を活用したレクリエーション施設や、泉北ニュータウン開発計画を契機に建設された酪農団地が立地しています。



和田川と農村景観

4) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

a 自然の中に息づく里山景観

【特性】

- 河川の谷あい広がる農地と集落が一体となった景観
- ハーベストの丘など、豊かな自然を活用したレクリエーション施設のにぎわい



① 田園景観



② 里山景観・丘陵地の景観



③ ハーベストの丘

b 南部丘陵の自然景観

【特性】

- 丘陵地に残る樹林地やため池、河川など、四季の変化に富む豊かな自然が生み出す景観



④ 内河池



⑤ 堺自然ふれあいの森



⑥ 南部丘陵の樹林地

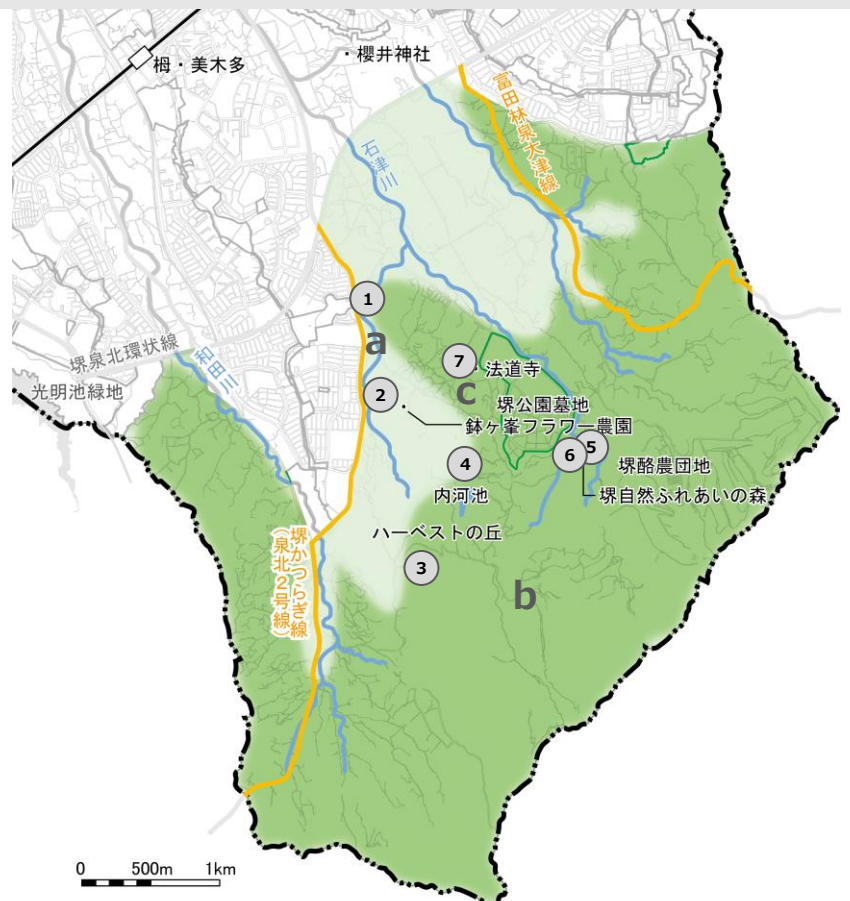
c 名刹が生み出す歴史ある景観

【特性】

- 法道寺をはじめとする歴史と文化を感じることのできる景観



⑦ 法道寺



凡 例	
景観のまとめり	その他
住宅地の景観	鉄道、軌道(路面電車)
商業地の景観	軌道(地下鉄)
工場地の景観	高速道路
農地・集落の景観	国道
歴史的まちなみの景観	主要道路
緑の景観	一般道路
	公園・緑地
	河川・ため池
	旧街道

(2) 丘陵地景観の課題

丘陵地には豊かな自然が残されており、市街化調整区域に指定されていることから、開発等は原則として抑制されていますが、例外的に許可されたまとまった住宅地が形成されるなどの変化も生じています。また、農業形態や生活様式の変化に伴う景観や生物多様性の損失、開発や残土処分などによる土地利用転換に伴う樹林地の減少も生じていることから、今後とも周辺の豊かな自然景観との調和をより一層図っていく必要があります。

南部丘陵は農山村の暮らしや生産の場として活用され、維持されてきましたが、引き続き市民などとの協働により身近な自然環境の保全に取り組み、市民が自然や農業に親しむ場としてふさわしい活用を検討する必要があります。また、都市化が進展する中、農地や昔ながらの農村集落のまちなみの保全も課題となっています。

(3) 丘陵地景観の方針

豊かな自然が維持され樹林地や農地、ため池、河川などが一体となった里山景観を保全しつつ、ゆとりある自然とのふれあいの場として活用を図るために丘陵地景観の目標を次のように定めます。

多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 農業の振興と市民協働により、丘陵地の豊かで多様な里山景観の保全を図ります。
2. 丘陵地に残る樹林地などの緑やため池・河川などの水辺といった、豊かな自然景観の保全を図ります。
3. 景観に影響を及ぼす行為を抑制し、周辺の自然と調和のとれた景観形成を図ります。
4. まとまった住宅地では、周辺の自然景観に配慮した緑豊かな住環境の形成を図ります。

3-7 臨海市街地景観

(1) 臨海市街地景観の特性

堺の海はかつて茅渟（ちぬ）の海とよばれた美しい海で、中世には国際貿易都市として人・物・情報が交流しました。戦後には戦災の復興と軽工業から重工業への転換をめざして埋め立てと企業進出が進み、工業地帯として発展しました。近年、新しい生産・研究拠点としての再生が進み、雄大な海辺景観と工場が集積した産業景観とが合わさったダイナミックな景観が見られます。また、産業の構造転換にあたって、海や自然と触れ合える空間としての活用や自然環境の回復の取組が進んでいます。



臨海市街地



親水護岸と緑地



海とのふれあい広場





1) 自然から見た景観特性

- 大阪湾に面した埋め立て地で、スケールの大きい広がりある海辺の景観が特徴です。海に開けた場所からは、明石海峡大橋や美しい夕日を望むことができます。
- かつては大気汚染や水質悪化などの公害が問題となりましたが、現在は状況が改善され、堺浜の人工海浜や堺第 7-3 区での共生の森づくりなどの自然環境の回復・再生の取組が行われています。



海釣りテラス

2) 市街地形成の経緯から見た景観特性

【なり立ちからみた景観特性】

- 昭和 30 年頃から臨海部の埋め立てが始まり、鉄鋼などの重化学工業が集積する大阪湾岸の臨海工業地帯として発展してきました。
- 近年は工業だけでなく商業施設の立地や公園、広場が整備されるなど、海辺の景観形成が進み、憩いやレジャーの場所として親しまれています。



工場敷地の緑化

【拠点の景観】

ア) 拠点（駅前等）

○臨海都市拠点

- 環境先進型の工場や物流施設からなる産業拠点が形成され、先進的かつスケールの大きいダイナミックな景観が見られます。
- J-GREEN 堺や堺浜自然再生ふれあいビーチが整備され、また堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点では、平時は市民が自然とふれあえる場「海とのふれあい広場」として開放されるなど、憩いやにぎわいのある海辺空間が形成されています。
- ごみの資源化や敷地内緑化など、環境負荷の低減に配慮した堺クリーンセンター臨海工場が整備されています。



複合商業施設



環境先進型の工場群



J-GREEN 堺

3) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

a 環境との共生が進む臨海部の景観

【特性】

- 堺浜の人工海浜や堺第 7-3 区での共生の森づくりなど、自然環境の回復・再生の取組が進む緑の景観
- 工場の敷地の緑が成熟したうるおいのある景観



① 堺浜自然再生ふれあいビーチ



② みなと堺グリーンひろば

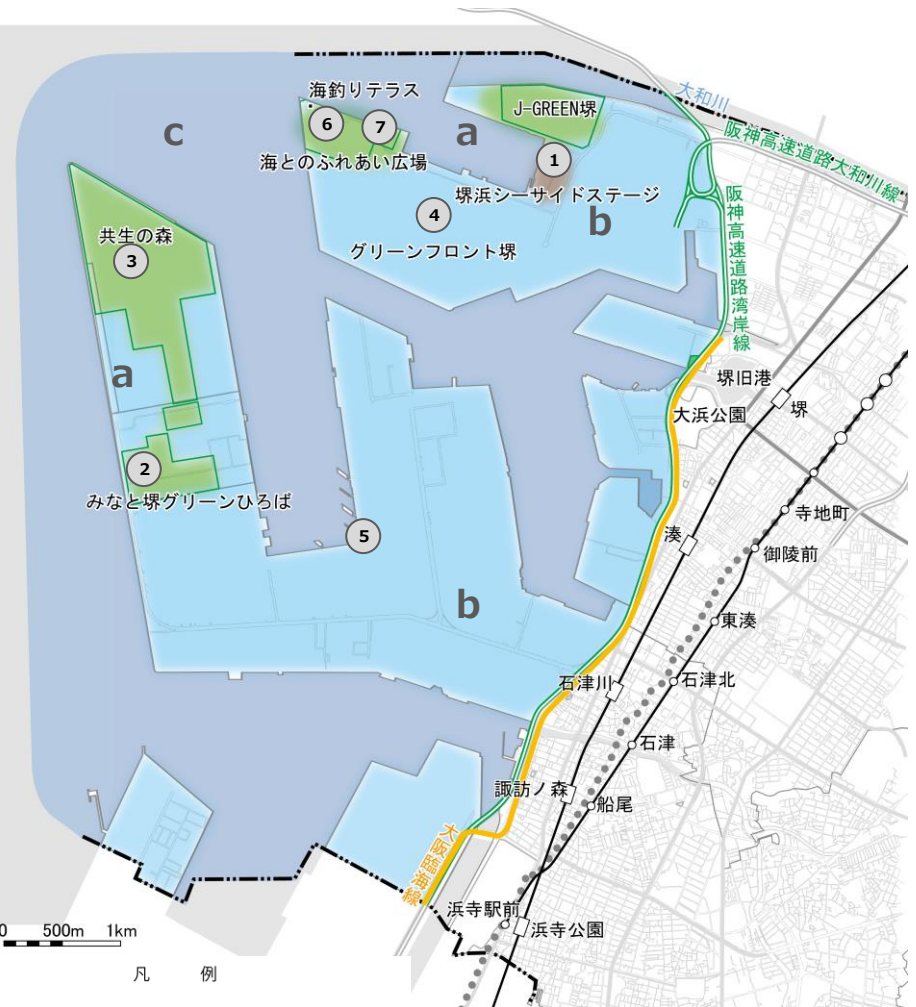


③ 堺第 7-3 区共生の森

b 大規模な工場が集積するダイナミックな景観

【特性】

- 環境先進型の工場群や物流施設などからなる先進的かつスケールの大きいダイナミックな景観



c 広がりある海辺の景観

【特性】

- 美しい夕日を望める大阪湾に面したスケールの大きい広がりある海辺の景観



⑥ 海とのふれあい広場



⑦ 堺泉北港堺 2 区基幹的広域防災拠点



④ グリーンフロント堺



⑤ 大規模な工場群



(2) 臨海市街地景観の課題

臨海市街地は工場や研究拠点など規模の大きな建築物や工作物が建ちやすく、個々のデザインが景観に大きく影響を与える地域です。そのため、建築物等のデザインについて相互に調和を図っていくことが望まれます。

また、海に開かれた立地にあることから、対岸など海からの見え方にも配慮してその親水性を強みとした景観形成を進めることが課題です。

(3) 臨海市街地景観の方針

海に開かれた地域の特性を活用して自然環境の回復とにぎわいの創出を図り、また環境と共生した産業集積エリアとして臨海都市拠点を形成するため、臨海市街地景観の目標を次のように定めます。

産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. 環境と共生するエリアとして、自然環境の回復や環境に配慮した建築デザインを誘導しながら、親水性を強みとした海に開かれた景観形成を図ります。
2. 大規模な工場や物流施設については、相互に調和した質の高いデザインにより、まとまりと活力のある景観形成を図ります。
3. 臨海都市拠点においては、海辺の特性を強みとした商業施設や水と緑の憩いの空間、スポーツ・レクリエーション機能等により、にぎわいある景観形成を図ります。



第4章

景観形成の推進方策

推進方策の基本的な考え方

(1) 市民・事業者・行政の協働

都市の景観形成には市民・事業者・行政といった多様な主体が関わっており、それぞれがめざすべき地域の将来像を共有しながら各自の役割を果たし、協働で取組を進めることが冴らしい景観形成の実現につながります。

1) 市民・事業者の役割

都市景観は主として市民や事業者の日々の活動の積み重ねによりつくりあげられていくものです。特に、都市部や臨海部における活発な都市活動が現在の冴の発展を支えており、個性的で魅力あふれる景観をつくっています。このようなことから、市民・事業者はさまざまな活動が景観を構成する重要な要素であり、各々が少しずつ景観に配慮することで、良好な景観形成が実現されていくことを理解する必要があります。その上で、自らが景観形成の担い手として、周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観形成を意識し、積極的に景観形成に努めることが求められます。また、これまで先人が築いてきた歴史的な景観の価値を認識し、これを冴らしい景観として次の世代に引き継ぐよう努めることも求められます。

あわせて、専門家や地域活動に関わる NPO 団体などは、市民・事業者や行政が取り組む景観形成に対して専門的な見地から知識や経験を活用し、コーディネーターの立場で支援します。また、大学や教育機関においては、将来を担う人材が地域活動などを通じて景観に関わる機会を積極的に設けるよう努めるものとします。

2) 行政の役割

冴市は景観行政団体として、総合的な景観施策の推進に努めます。長期的な視点をもって、景観形成の意義や方針、めざすべき都市の姿を発信し、市民や事業者と共有しながら冴の景観魅力を内外に積極的にアピールします。公共施設や公共空間では、本市の関係部局が認識を深め連携を図りながら地域の景観と調和した新たな魅力ある景観形成を先導する役割を果たします。また、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援して必要な仕組みや制度を整え、協働による景観形成を推進します。

(2) 3つの取組レベル

地域に活力をもたらす、訪れたい、住みたい、そして住み続けたいと感じる都市空間の形成に向けて、わたしたちがこれまで培ってきた重層性のある多彩な景観を守り育み、これらと調和した新たな景観を創造することで、暮らしや地域の魅力を高めます。このような景観形成を図るには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して協働による取組を進めることが重要です。そこで、引き続き、景観形成推進の基本的な考え方として「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組レベルにおいて、各課題・目標に対応した効果的な取組手法を導入し、これらを実現するための施策を推進します。

1) 全市レベル - 「全市における景観形成」

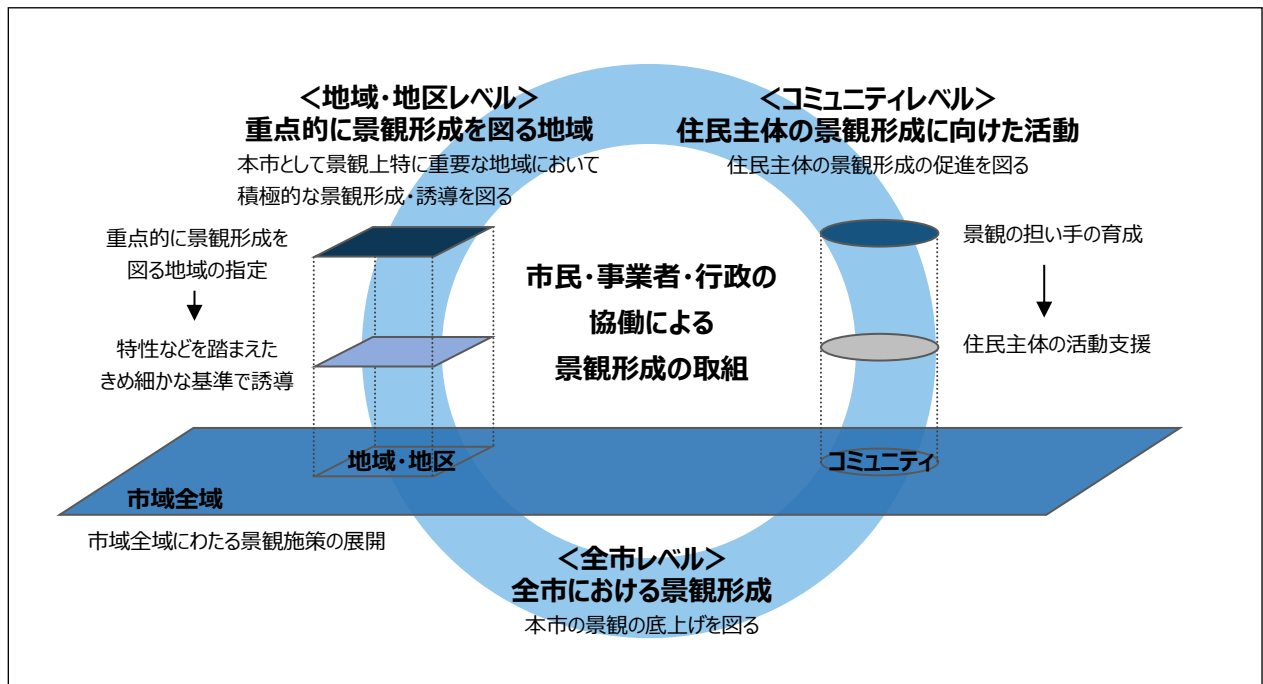
景観に関する市民・事業者の意識啓発を図り、景観資源の保全・活用や公共事業における先導的な景観形成、大規模建築物等の届出制度の実施などにより、市全域において景観の底上げを図ります。

2) 地域・地区レベル - 「重点的に景観形成を図る地域」

良好な景観・環境を保全すべき地域やまとまった一団の開発等が進みつつある地域など、本市として景観上特に重要な地域については、地域の特性に応じたより積極的な景観形成・誘導を図ります。

3) コミュニティレベル - 「住民主体の景観形成」

自主的に行われているさまざまな地域活動と連携しながら、住民が主体となった景観形成の施策を推進します。また、景観に関する情報発信や堺市景観賞などを通じて、住民主体の景観形成を先導する担い手の育成に取り組みます。



4-1 全市における景観形成〈全市レベル〉

(1) 大規模建築物等の景観誘導

1) 大規模建築物等の景観誘導の考え方

景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、全市域を対象とした届出制度を実施し、地域の景観特性に応じた景観誘導を図ることにより、全市的な景観の底上げを図ります。

届出制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら第3章で示した地域別景観形成方針や以下に示す景観形成の基準に沿った、周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観形成に努めます。

2) 制限内容

①届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別		対象規模
建築物の新築、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）		次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが15mを超えるもの -地上6階以上のもの -延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	高架道路等	-地上からの高さが5mを超えるもの
	橋梁等	-幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの -高さが15mを超えるもの -建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※1：建築物や工作物の増築や改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2：建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

②行為の制限（景観形成の基準）

（ア）建築物

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目		景観形成の基準
A. 地域特性		-建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	-まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成	-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・ 意匠	-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。
	C1-2 敷地の形態・ 意匠	-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。
	C1-3 屋外付帯施設 （駐車場、駐輪 場、ゴミ置き場、受 水槽など）	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・ 意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。

	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
	C2-3 外壁の色彩	<p>-外観の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。</p> <p>-ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の通りとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>-サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。</p> <p>-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。</p> <p>-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。</p> <p>-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。</p> <p>-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。</p> <p>-高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。</p>	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6以上	4以下	R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下	上記以外	6以上	2以下	無彩色	6以上
色相	明度	彩度														
YR（橙）系	6以上	4以下														
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下														
上記以外	6以上	2以下														
無彩色	6以上	-														
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
C3. 建築計画 ／付帯設 備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設 備）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。														
	C3-2 屋外階段・外壁付 帯設備（室外 機、樋等）	<p>-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。</p> <p>-外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。</p>														

(イ) 工作物

工作物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目		景観形成の基準
工作物に対する配慮	地域特性への配慮	-地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
	まちなみ形成への配慮	-周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
	色彩への配慮	-法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
	緑化	-既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。
	付帯設備	-設備等の付属物は、道路から見えにくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。

(参考) 大規模建築物の色彩基準

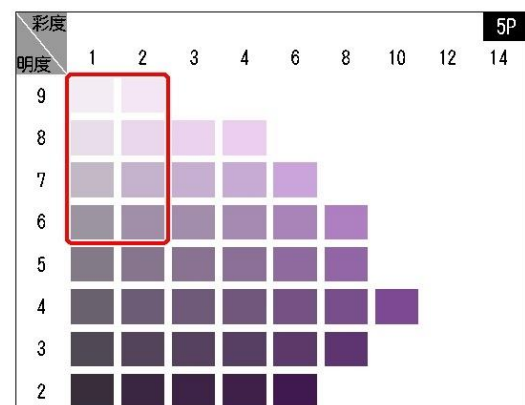
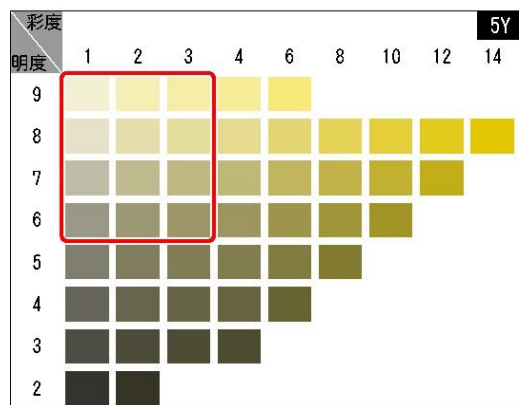
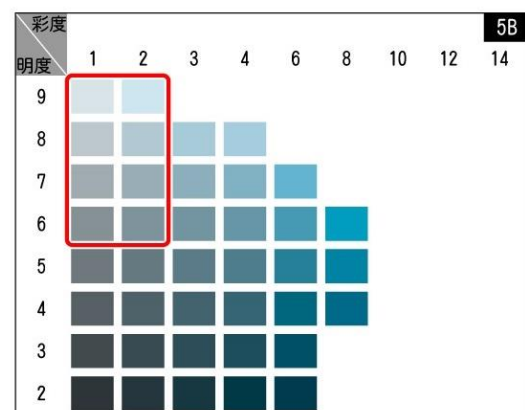
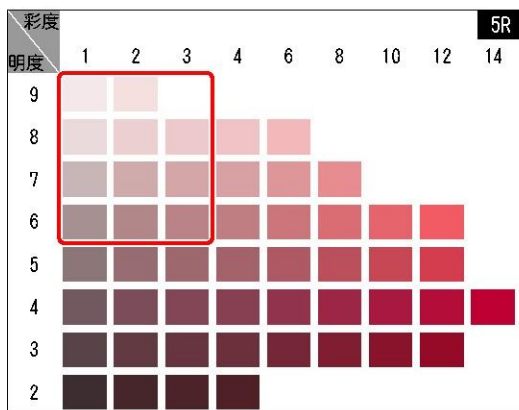
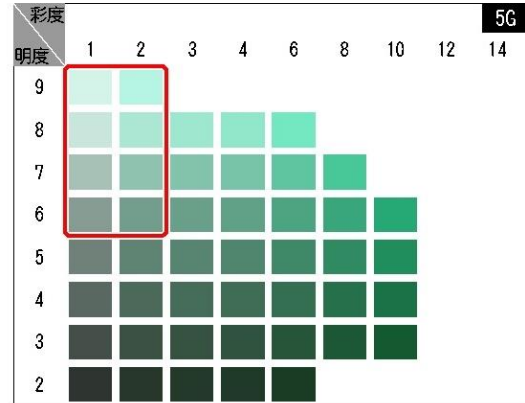
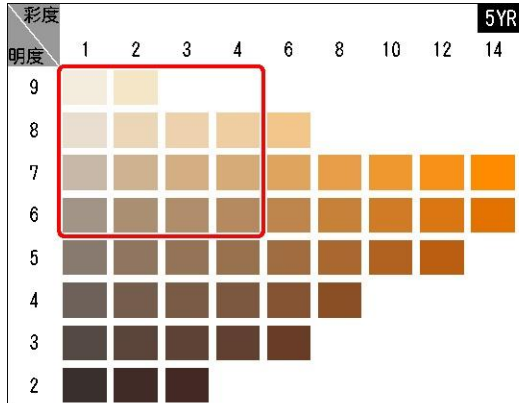
カラーチャートについて

-JIS 標準色票による

-代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。

-印刷によるもので、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

赤枠で囲んでいる範囲が、使用できる色彩の範囲を示しています。

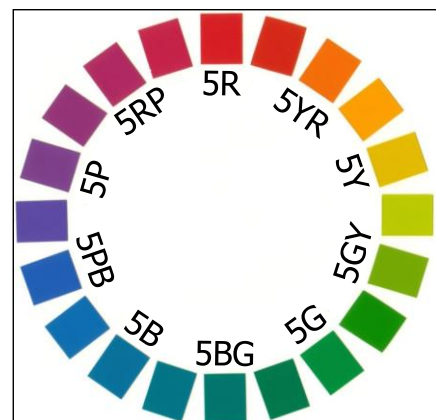


(参考) 色の表示方法

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。

これは日本工業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法で、色相（赤、青、黄色などの色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色の鮮やかさの度合い）の3つの属性により、色彩を表示します。

例： 5YR 6 / 4
色相 明度 彩度





(2) 景観資源の保全・活用

1) 景観資源の保全・活用の考え方

本市には、古代からの長い歴史を物語る貴重な建造物や樹木が存在します。これらは地域住民に原風景として親まれる共有の財産です。樹木に対する「堺市古樹銘木の保存に関する規則」に基づく指定や、建造物に対する登録文化財制度などの手法によりその保全を実践してきました。今後も、近世初期の町家などの文化財については、文化財保護法や都市計画制度をはじめとする各種法制度などにより保全を図ることとします。

また、地域の特性に応じた魅力的な景観を創出するためには、景観資源の保全とあわせてこれらを活用した景観形成に取り組むことも重要です。そこで、景観形成上価値があると認める建造物及び工作物ならびに樹木、樹林などについては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の制度を用いて保全・活用を図ります。

2) 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

道路やその他の公共の場所からすべての人が容易に望見することができる次の要件を満たすもののうち、地域の景観形成上重要と認められる建造物および樹木を所有者と協議の上、景観重要建造物および景観重要樹木に指定します。

①景観重要建造物

- 地域の自然、歴史文化などからみて、外観が景観上特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- 地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの

②景観重要樹木

- 地域の自然、歴史文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- 地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づける役割を果たしているもの

(3) 公共事業による景観形成

都市の主要な景観軸を構成する道路や水辺景観を構成する河川、地域のシンボルとなる公園や公共建築物などの公共施設・公共空間は、都市の骨格を形成し、都市景観に大きな影響を与える景観要素であり、良好な景観を先導する役割が求められています。このため、公共施設や公共空間の整備及び管理にあたっては、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観に資するよう努めます。

特に、大規模な新設の公共施設等の整備にあつては、その整備方針及び整備に関する配慮事項を定め、当該公共施設の管理者やその他関係機関との連携・調整を図ります。

また、計画の早い段階から協議を行うことを基本とし、さらに、景観法第16条に基づく通知や第66条の認定の対象となるもの以外についても必要に応じて協議を行うなど、より積極的な公共事業による景観形成に取り組みます。

1) 公共施設の整備方針

①道路

- 機能性や安全性、経済性を考慮した上で、本市として積極的に景観形成を図っていくエリアにおいて、周辺の景観と調和したデザインとなるよう配慮します。

②河川・港湾

- 河川については周辺環境などに配慮し、地域の景観に溶け込むような水と緑の豊かな景観形成に努めます。
- 港湾については海を背景とした景観や海からの眺望に配慮した整備により、良好な景観の保全・創出に努めます。

③公園・緑地

- ゆとりと潤いのある空間の創出や花と緑の充実、適切な維持管理に努めます。
- 公園の整備に際しては園路や広場、ベンチなどの公園施設について、周辺景観と調和したデザインとなるよう配慮します。

④橋梁・高架橋

- 適切な維持管理や用途も踏まえ、周辺景観との調和に配慮したものとするなど、良好な空間形成に努めます。

⑤公共建築物

- 公共建築物は地域の景観の中でシンボリックな役割を果たすことから、周辺景観との調和や地域特性を踏まえた、創意と工夫に富んだ質の高いデザインとなるよう配慮します。
- 広場の設置、緑化等によるゆとりある空間の創出や周辺環境との調和など、質の高い景観形成を先導するような空間形成に努めます。



2) 整備における配慮事項

- 公共施設の整備にあたっては、国等が作成する景観形成に係る各種ガイドライン等を参考とするほか、企画・設計等において景観アドバイザーの意見の活用にも努めます。
- 公共サイン等については、デザインの統一化や集約化を図るなど、周辺の景観や施設との調和、わかりやすさに配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインとなるよう取り組みます。
- 公共施設や設備等の適切な維持管理により、良好な景観の維持に努めます。

(4) 屋外広告物による景観形成

1) 屋外広告物と景観

広告塔や看板などの屋外広告物は都市景観の重要な要素であり、必要な情報の提供や道先案内、にぎわいの創出などさまざまな役割をもっています。その一方で、無秩序な掲出や過剰な色彩、突出したデザインなど、掲出の仕方やその形態・意匠によっては、良好なまちなみなどの都市魅力を損なう原因ともなり、都市景観に大きな影響を与えることになります。

また、通行の妨げとなる広告物や正しく管理されておらず落下や倒壊の危険がある広告物は、通行する人に危害を与える可能性もあります。近年自然災害が日本各地で発生しており、各地の屋外広告物にも多くの被害をもたらしています。屋外広告物の落下や倒壊が生じると、人命に関わる被害が発生する可能性もあることから、屋外広告物の所有者等は定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理する必要があります。

本市では平成7年（1995年）の堺市屋外広告物条例制定以降、許可制度の運用によって景観誘導を行ってきました。平成27年（2015年）には百舌鳥古墳群の世界遺産登録に向けて、堺市屋外広告物条例を改正し、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定しました。百舌鳥古墳群周辺地域では屋上広告物を禁止するなどの規制を行い、さらに基準に合わない広告物の適正化に取り組んでいます。市域全域においても、土地利用に応じて広告物の大きさや高さなどに基準を設けることで、それぞれの地域に応じた景観誘導を図っています。

今後は、良好な景観の形成に向けて広告物の色彩やデジタルサイネージ等に対する配慮を求めます。

地域の特徴や周辺景観との調和に配慮したきめ細かな景観形成に向けては市民・事業者と行政が共通認識を持ちながら、良好な景観形成に取り組むことが必要であることから、更なる周知啓発に取り組めます。また、景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は建築物・工作物等とあわせて一体的に景観形成を図る必要があります。また、大規模な屋外広告物を掲出する際には、特に適切な維持管理が重要となります。そこで、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して以下のとおり定めます。



屋外広告物の倒壊



屋外広告物の板面の破壊



百舌鳥古墳群周辺の高さやデザインに配慮した屋外広告物



百舌鳥古墳群周辺の落ち着いた屋外広告物

①対象行為及び規模

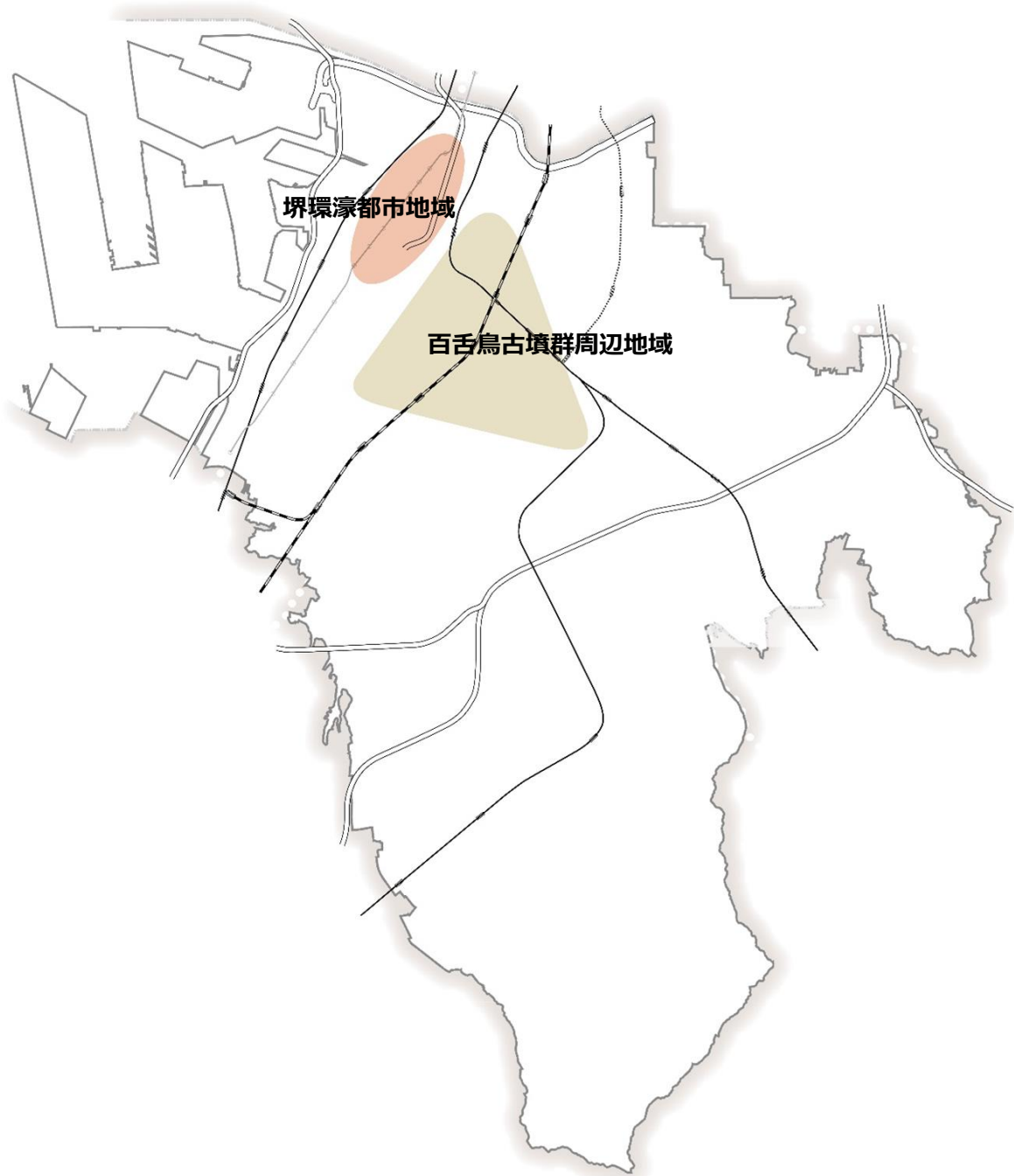
行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が 40 m ² を超えるもの

②配慮事項

広告物に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> -表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること -広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること -隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えること -情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること -照明や発光を伴うものは、明るさを抑え、過剰な点滅を控えるよう努めること -信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう見通しや安全に配慮した掲出とすること -点検のしやすさや対候性・耐久性を考慮し、安全性に配慮した設計とすること
-----------	--

4-2 重点的に景観形成を図る地域〈地域・地区レベル〉

百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域は本市を代表する歴史文化的景観を有し、また、それらを堺ならではの魅力としてその価値を高めることで、さまざまな人が訪れ集うことが期待される地域です。地域の良好な景観を保全して活用するため「重点的に景観形成を図る地域」として指定し、積極的な取組を進めます。



(1) 百舌鳥古墳群周辺地域

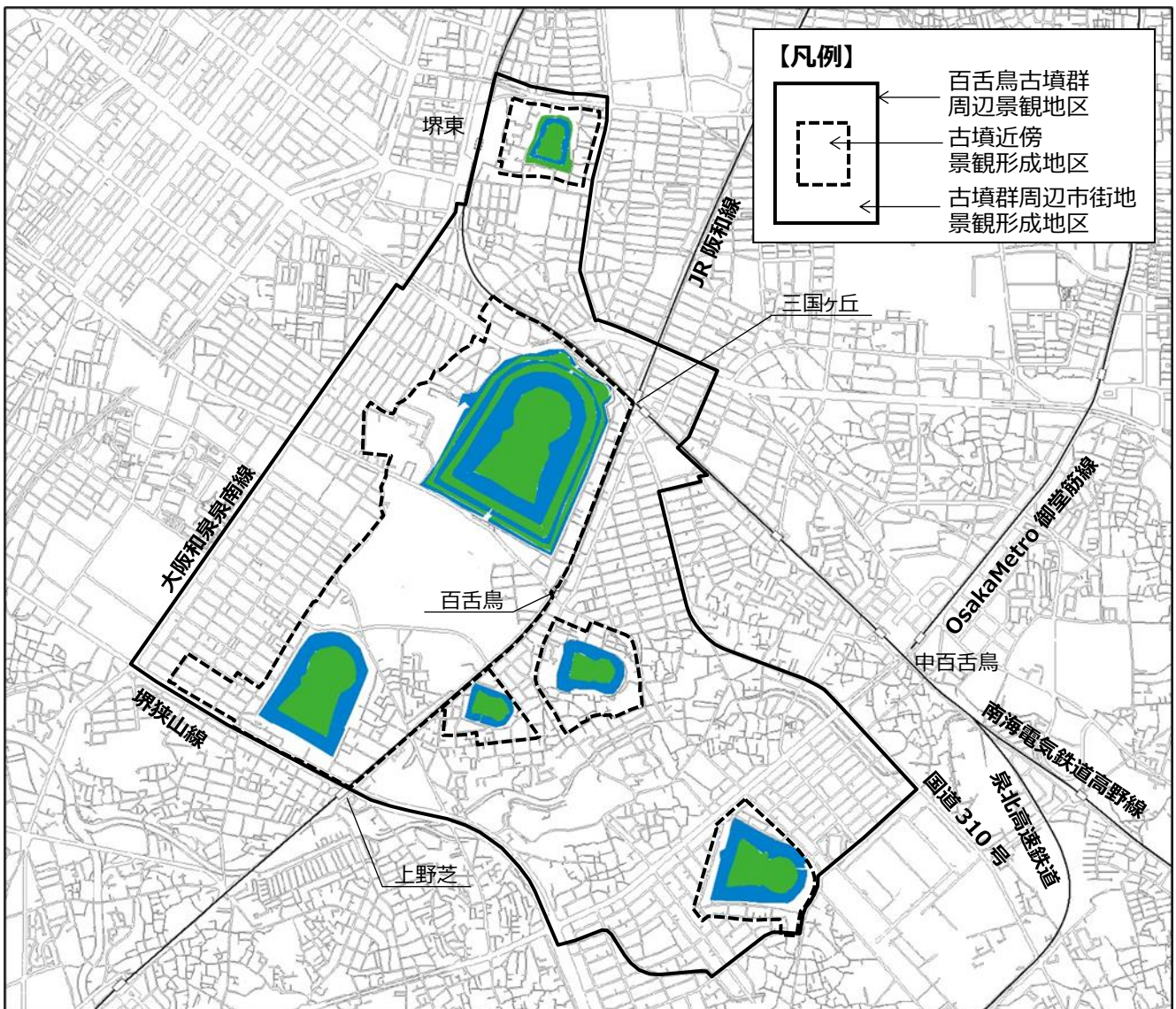
1) 百舌鳥古墳群周辺地域での景観誘導の考え方

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するために、古墳周囲に設定される区域である緩衝地帯を百舌鳥古墳群周辺地域の範囲とし、同範囲を都市計画で百舌鳥古墳群周辺景観地区と定めて景観形成を図ります。なかでも、都市計画で第一種低層住居専用地域又は風致地区に指定している区域については「古墳近傍景観形成地区」とし、それ以外の区域については「古墳群周辺市街地景観形成地区」とします。

(下図参照)

認定制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら以下に示す景観特性や景観形成の方針が反映されたこの地域にふさわしい魅力ある景観形成に努めます。

百舌鳥古墳群周辺景観地区の区域



2) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

歴史文化景観



⑤ 反正天皇陵古墳に隣接する方違神社



⑥ シンボリックな景観の旧天王貯水池



⑦ ふとん太鼓の秋祭りが行われる百舌鳥八幡宮



⑧ 御廟山古墳の近くにある国の重要文化財、高林家住宅



⑨ ニサンザイ古墳と御陵山公園

地形・自然景観



① 緑に覆われた壮大な景観を見せる墳丘



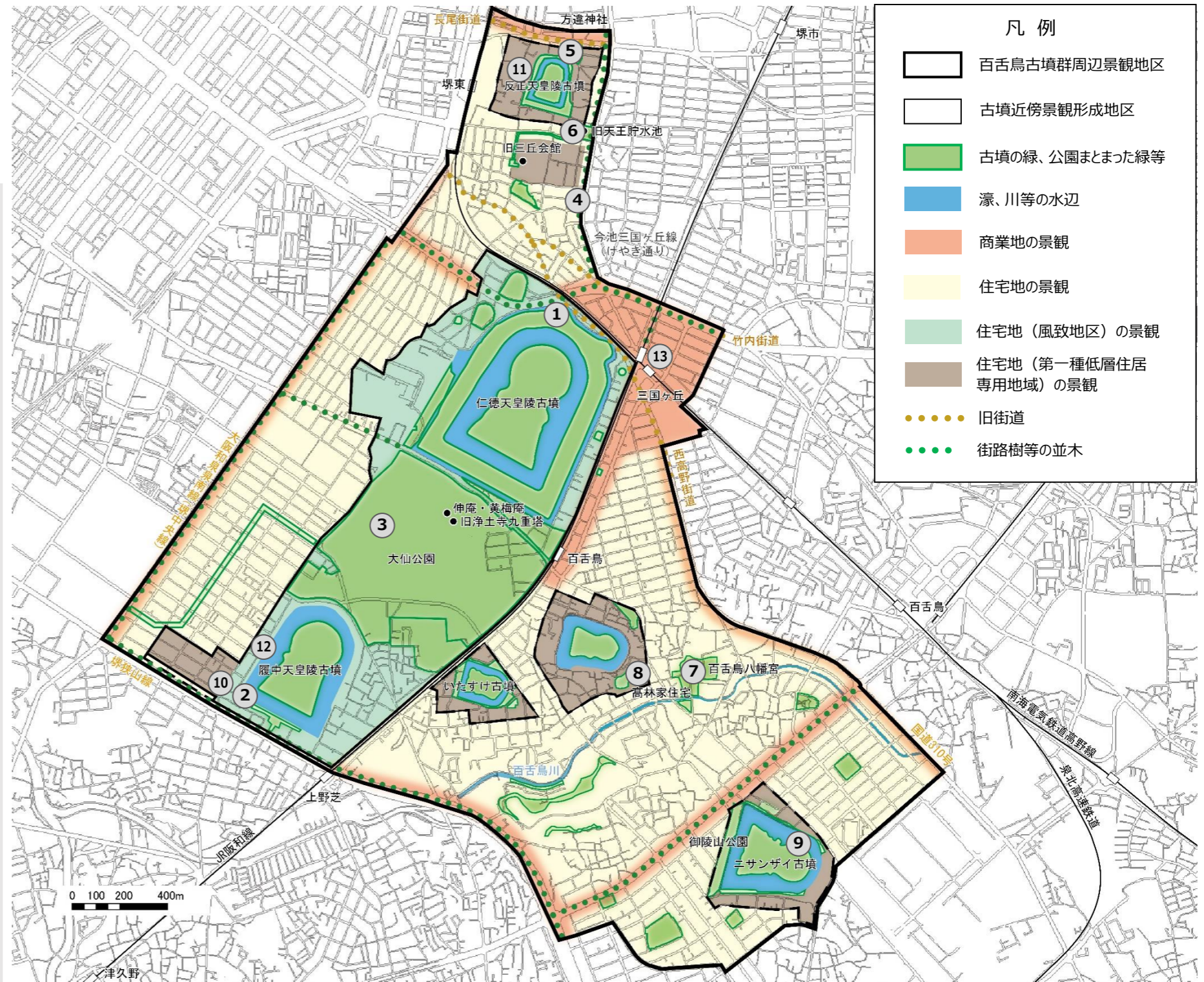
② 安らぎを創出する墳丘や堤の緑と濠の水辺



③ 日本庭園など歴史や文化を感じられる緑豊かな大仙公園



④ けやしき並木の緑陰が美しい今池三国ヶ丘線（けやしき通り）



凡例

- 百舌鳥古墳群周辺景観地区
- 古墳近傍景観形成地区
- 古墳の緑、公園まとまった緑等
- 濠、川等の水辺
- 商業地の景観
- 住宅地の景観
- 住宅地（風致地区）の景観
- 住宅地（第一種低層住居専用地域）の景観
- 旧街道
- 街路樹等の並木

市街地景観



⑩ 第一種低層住居専用地域の低層建築物によるまちなみ



⑪ 低層建築物により、古墳への視線を確保したまちなみ



⑫ 緑豊かな風致地区のまちなみ



⑬ 商業施設等が立地する三国ヶ丘駅前

3) 景観形成の方針

百舌鳥古墳群と調和した周辺市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

百舌鳥古墳群周辺景観地区においては、

1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全します。
2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全します。
3. 古墳群と調和した景観を形成します。

なかでも、「古墳近傍景観形成地区」にあっては、

4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全します。
5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全します。

4) 制限内容

① 認定対象行為

景観地区における認定対象行為は以下のとおりとします。

行為の種別	区域	対象規模
建築物の新築、増築、改築 <u>(※1) 若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩 の変更 (※2)</u>	古墳近傍 景観形成地区	すべての建築物
	古墳群周辺市街地 景観形成地区	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが 10m を超えるもの -地上 4 階以上のもの -延べ面積が 500 m ² を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

②行為の制限（景観形成の基準）

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目		景観形成の基準
A. 地域特性		<p>-世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、方針に則った計画とする。</p> <p>【地形・自然特性に関する基準】</p> <p>-安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。</p> <p>【歴史文化特性に関する基準】</p> <p>-世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。</p> <p>【市街地特性に関する基準】</p> <p>-自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。</p> <p>-地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。</p>
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	<p>-周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和のとれたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などの調和を図る。</p> <p>-特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。</p>
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	<p>-まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。</p> <p>-まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。</p>
	B-3 通りの景観形成	<p>-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いた空間の中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。</p> <p>-敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。</p>

C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠	-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。														
	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の門・塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。														
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。														
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体をとして統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。														
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物 ※1）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表1の通りとする。 表1 <table border="1" data-bbox="663 1644 1329 1874"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6以上	4以下	R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下	上記以外	6以上	2以下	無彩色	6以上
色相	明度	彩度														
YR（橙）系	6以上	4以下														
R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下														
上記以外	6以上	2以下														
無彩色	6以上	-														

		<p>-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。</p> <p>-写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。</p> <p>-色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。</p> <p>-ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。</p> <p>【色彩基準（大規模建築物以外）】</p> <p>-ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表2の通りとする。</p> <p style="text-align: center;">表2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>-アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。</p>	色相	彩度	YR（橙）系	6以下	R（赤）、Y（黄）系	4以下	上記以外	2以下
色相	彩度									
YR（橙）系	6以下									
R（赤）、Y（黄）系	4以下									
上記以外	2以下									
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。								
C3. 建築計画 ／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設備）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。								
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備（室外機、樋等）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。								

※1：大規模建築物

次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）

- 建築物の高さが15mを超えるもの
- 地上6階以上のもの
- 延べ面積が3,000㎡を超えるもの



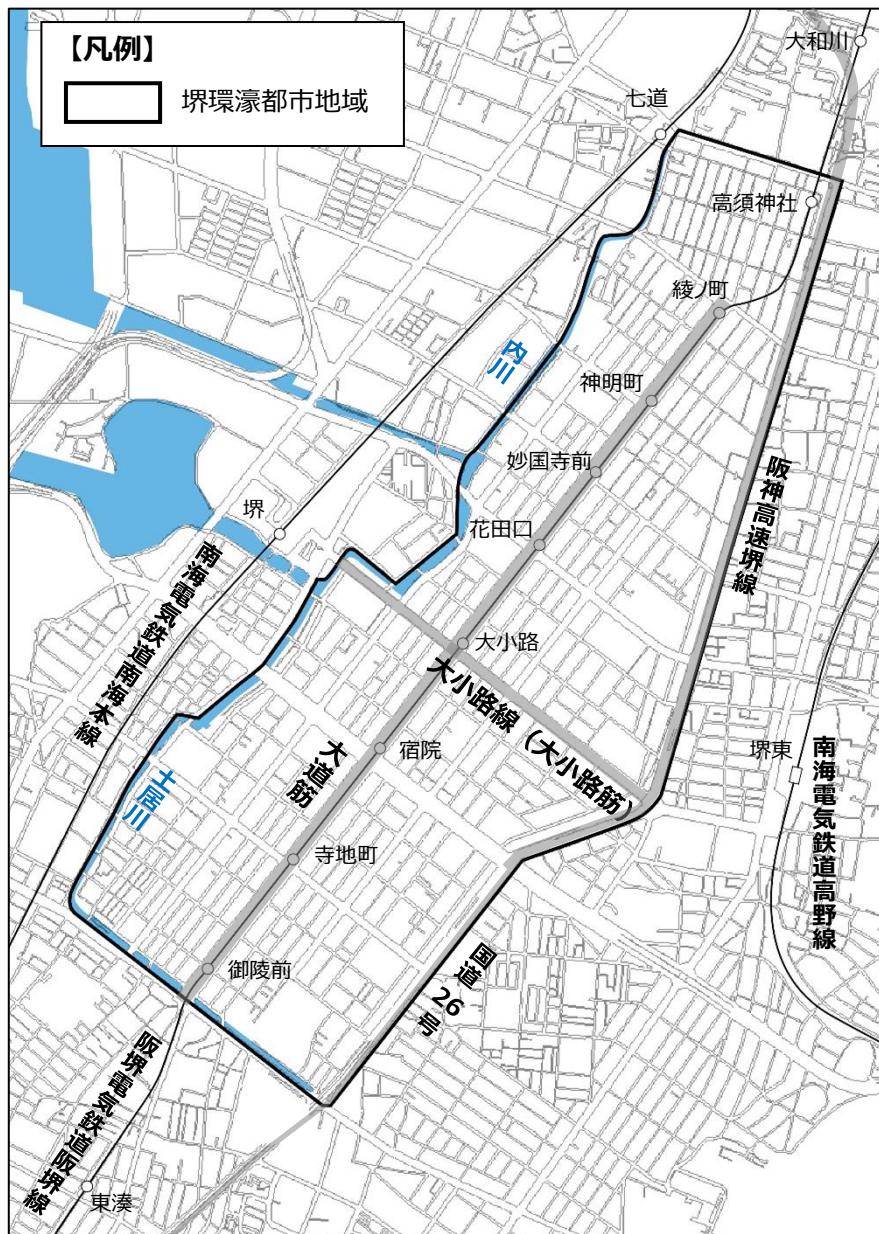
(2) 堺環濠都市地域

1) 堺環濠都市地域での景観誘導の考え方

堺環濠都市地域は江戸期に形成された環濠都市の面影を残す歴史的なまちなみを有しているほか、都心として商業・業務施設などが集積する利便性の高い活気ある地域です。本地域における多様な特性を踏まえた景観形成を進めるため、環濠に囲まれた下記の範囲を堺環濠都市地域とします。今後予定されている都心でのさまざまな取組を踏まえて景観形成を進めるため、低層の建物が大部分を占めるこの地域において、大規模建築物と一体となって沿道景観を形成し、また、沿道以外の街区に立地し視覚的にもめだつ中規模建築物についても届出の対象とすることで景観誘導の強化を図るものとします。

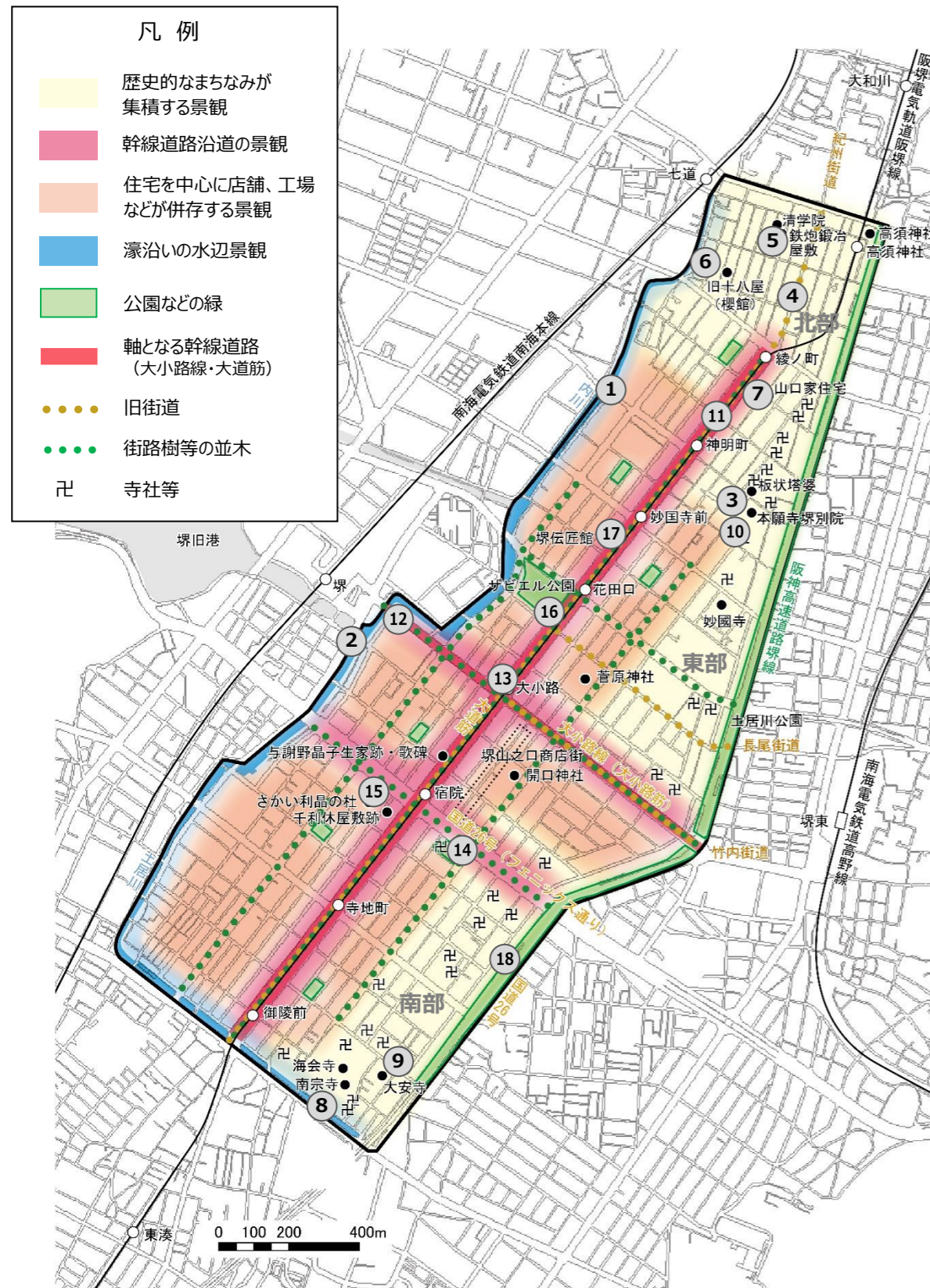
届出制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら以下に示す景観特性や景観形成の方針が反映された、この地域内の各エリアにふさわしい魅力ある景観形成に努めます。

堺環濠都市地域の区域



2) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。



地形・自然景観



① 修景事業により護岸改修や遊歩道整備が行われ、今なお環濠の名残をとどめる内川の水辺空間



② 市民の憩いの場となっている土居川の水辺空間

歴史文化景観



③ 江戸時代の「元和の町割」で整備された碁盤目状の街路や街区が残るまちなみ



⑥ 環濠北部に残る、切妻造・虫籠窓・格子・白漆喰等が特徴的な町家



⑨ 寺町の一角を形成する大安寺



④ 紀州街道沿いの町家が残るまちなみ



⑦ 堺市立町家歴史館として公開活用されている山口家住宅



⑩ 寺社が集積するまちなみ



⑤ 堺市立町家歴史館として公開活用されている鉄炮鍛冶屋敷



⑧ 寺町の一角を形成し、周囲を土堀で囲まれた南宗寺



⑪ 古くからの町家が残る大道筋沿いのまちなみ

市街地景観



⑫ 歩行者空間を重視したシンボルロードであり、けやき並木が美しい大小路線 (大小路線)



⑬ 市民の憩いの場となっているザビエル公園



⑬ 中央には路面電車が走り、沿道では町家をはじめとする多様な景観資源が残る大道筋



⑭ 堺の伝統産業を一堂に集めた堺伝匠館



⑭ 戦後復興のシンボルとして植樹されたフェニックスが特徴的な国道26号 (フェニックス通り)



⑮ 戸建て住宅・共同住宅が併存する街区内の住宅地の景観



⑮ モダンなデザインでランドマークとなっているさかい利晶の杜

3) 景観形成の方針

環濠都市の特性を踏まえた市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

類いまれな歴史文化や都市機能を活用した 本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. さまざまな都市活動を誘引する、都心として活力あふれる魅力的な景観を形成します。
2. 大小路線（大小路筋）や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観を形成します。
3. 堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。
4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観を形成します。



4) 制限内容

①届出対象行為

堺環濠都市地域における建築物の届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別	対象規模
建築物の新築、増築、改築 (※1) 若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替え又は色彩の 変更 (※2)	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが 10mを超えるもの -地上 4 階以上のもの -延べ面積が 500 m ² を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

②行為の制限（景観形成の基準）

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	<p>-堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して方針に則った計画とする。</p> <p>【地形・自然特性に関する基準】</p> <p>-堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。</p> <p>【歴史文化特性に関する基準】</p> <p>-戦禍を免れた北部に点在する町家や東部および南部に点在する寺社などにみられる、歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、堺環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。</p> <p>【市街地特性に関する基準】</p> <p>-都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導して周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。</p> <p>-堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋（※1）や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人々の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを創出するように努める。</p>

B. まちなみ	B-1 周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォークブルな街路空間や交差部でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。 -内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> -まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 -大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差部では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。
	B-3 通りの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。 -町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠	<ul style="list-style-type: none"> -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。
	C1-2 敷地の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。



		<ul style="list-style-type: none"> -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、または壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷際とするよう努める。 -濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷際の形態・意匠とし、潤いを感じられる水辺空間の創出に努める。
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	<ul style="list-style-type: none"> -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。
	C2-2 外壁の材料	<ul style="list-style-type: none"> -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。
	C2-3 外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> -外観の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 <p>【色彩基準（大規模建築物 ※2）】</p> <ul style="list-style-type: none"> -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の表 1 の通りとする。

表 1

色相	明度	彩度
YR (橙) 系	6 以上	4 以下
R (赤) 、Y (黄) 系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

- サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の1/3以下とする。
- ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。
- 写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。
- 色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。
- ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。
- 漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。

【色彩基準（中規模建築物 ※3）】

- ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表2の通りとする。

表 2

色相	彩度
YR (橙) 系	6 以下
R (赤) 、Y (黄) 系	4 以下
上記以外	2 以下

- アクセントカラーを用いる場合は、見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。

C2-4
屋根

- 屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。

C3.
建築計画
／付帯設
備等

C3-1
屋上付帯設備等
（塔屋、屋上設
備）

- スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。



	C3-2 屋外階段・外壁付 帯設備（室外 機、樋等）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、 材料などの工夫により建築物との一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫 をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。
--	-------------------------------------	--

※1：景観形成基準では、大小路線（大小路筋）を大小路筋と表記する

※2：大規模建築物

次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）

- 建築物の高さが15mを超えるもの
- 地上6階以上のもの
- 延べ面積が3,000㎡を超えるもの

※3：中規模建築物

次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）

- 建築物の高さが10mを超えるもの
- 地上4階以上のもの
- 延べ面積が500㎡を超えるもの

4-3 住民主体の景観形成に向けた活動 <コミュニティレベル>

景観形成にあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が地域の将来像を共有し、互いに連携して取組を進める必要があります。また、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて地域の景観が創り出されていることを理解し、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切です。特に、都市の景観向上においては、自然景観の保全に向けた取組や町家の活用・修景、地域の歴史資源の調査・発掘、沿道のイルミネーション、コミュニティレベルでの緑化や美化活動など、住民が主体となって行う取組が果たす役割が大きくなります。良好な景観形成とその保全を図るため、地域の景観に関する対話を通じて課題やめざすべき姿を共有しながら取組を継続的に進めることが重要です。

(1) 景観形成を先導する担い手の育成

地域において、市民や事業者が主体となって景観形成の取組を進めるためには、その担い手となる主体の存在が重要です。こうした主体の育成につながる市民や事業者の景観に関する理解や関心を高めるため、さまざまな周知啓発に取り組みます。

1) 景観に関する PR、情報発信

本市のウェブサイトや SNS、広報などを活用して、景観に関する情報や取組を積極的に発信し、景観形成の意義や重要性、具体の制度内容等について周知啓発を図ります。

また、本市からの発信だけでなく、市民や事業者とともに学び、意見交換ができる場として出前講座や勉強会等のイベントなどにも取り組みます。

2) 表彰イベントの開催

景観形成に向けた市民や事業者の意欲を高めるために、すぐれた景観を有する建築物や美しいまちなみ形成に取り組む活動などを表彰する「堺市景観賞」を平成 6 年（1994 年）から実施しています。今後も、景観形成に向けた意欲の向上につながる表彰イベントに取り組みます。



平成 29 年（2017 年）度
景観賞受賞建築物



令和元年（2019 年）度
景観賞受賞建築物



令和4年（2022年）度
景観賞受賞建築物



平成 29 年（2017 年）度
景観賞受賞景観活動



令和元年（2019 年）度
景観賞受賞景観活動



令和4年（2022年）度
景観賞受賞建築物

3) 法人や団体による取組の促進

先導的な取組を行う団体や法人に対しては、景観法に基づく景観整備機構の指定を行います。また、さまざまな主体が参画し、景観について幅広く協議したりする仕組みとして景観協議会の活用を図るなど、市民や事業者をはじめとする多様な主体による景観形成の取組を促進します。

(2) 自主的な地域活動の支援

地域において、主体的に良好な景観形成を具体的に進めるにあたっては、下記の制度を用意して市民や事業者の活動を支援します。

1) 景観形成に関する地域活動の支援

景観に関する専門家の派遣による相談・助言や地域活動に対する助成などにより、住民主体の取組を支援して市民・事業者・行政が協働して地域活動を進めます。

また、市民や企業などからの寄附金を活用した NPO 法人の公益的活動に対する助成や、歩道などの公共スペースを市民や事業者が引き受けて自主的な環境美化活動を行うアドプト制度など、幅広い活動に対する支援制度を活用しながら景観に配慮した取組を進めることで、コミュニティレベルからの景観形成を促進します。

2) 地域の景観形成に関するルール化の支援

地域の良好な景観を維持・保全するため、自主的にルールを定めようとする地域住民を支援します。ルール化の実効性を担保する手法として、景観法に基づく景観協定、景観地区や都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定などを活用しながら、地域の景観形成に関するルールを設定して住民主体の景観形成の実現を図ります。

